

數度重き御忠節等申立、他所より願人共御座候得共、右の趣被爲聞召譯願人へは、不被爲仰付難有奉存候。然處此度願人より被仰付候ては、家持共は別て沽券に相障、其外大勢の商人共難儀至極仕候。此段被爲聞召譯御慈悲を以、只今迄の通被差置被下候は、大勢の者共御救と、難有奉存候、以上。

寶曆二年申八月 本材木町一丁目二丁目

名主 新 助

青物町元四日市町 名主

小左衛門

札げ下

土藏の義近頃新規に建、又修復等仕、過分の物入御座候て地借等仕、當時借金等御座候處、此度願人へ相渡候ては、旁以難儀仕候。此段も被爲聞召譯何分御慈悲願上候。

右によりて許可區域に於ける商人一同の處務をも知るを得べし。

元文元年床店連判帳を書上げたものの中に、小間物屋五十二人、古本屋七人、占

ト六人、植木屋三人、其の他のもの三十九人、計百七人とあり、是等床店商人の中にも、勿論普通商店の如く、居附床持と稱し、最初より床を借用したるものあり。江戸橋廣小路百七人の商人中、五十人は所謂居附床持にして、月行事、年行事等世話人は此の商人より順番を以て定めたるもの。天保六年三月、規定を書上げたるもの、收めて江戸橋廣小路舊記の中にあり。文中、町内費用出銀割合を始め、行事の勤方、床店讓與の方法等、當時床店商人の事情を見るべきものあり。曰く、

申合

- 一、御公儀様御法度の儀は不申及、火の元大切に相守、御成の節は床持行事二人中番へ相詰、火の元其外見廻可申。且又御成還御、其刻限より早めに床見世爲相仕舞、火の元大切に可仕候。并床借請出番致候者、諸御觸の趣堅相守可申旨の證文、銘々床請人より取置可申事。御高札の儀は大切の品に付、出火の節は早速馳付、御預り町へ床持行事差添持退の義、心付可申事。
- 一、床持地所の義は、一體御火除地に付、夜番等一切不相成、尤火の元の義は、平常共以前申合候通、一組に二人宛世話番相立、火の元見廻、并行事より諸申

達の趣、右世話番の者より早速申通候様可致事。

一、床持地所の義は、三个町御預地に有之、見世床土藏等に補理候節は、右町々行事加判を以相願、其外捨もの行倒口論等惣て表立候義は、三个町行事懸にて取斗來候義は、以來地形相抱り候義は、右町々行事立合を請取斗可申、其外不寄何事に表立候義は、右行事へ相届候様可致、且御預り町より用事申來候は、床持行事早速罷越承之、惣達可致事。

但、入用割合の義は、前々の通御預り町内にて半高、惣床持半高の積可相心得候。

上納割合

御上納定日 正月十三日 同取集定日 七月廿八日

一、御上納金の儀向後は如古來、床持分床持行事取集、集り次第封印致、御預町行事へ相渡置、納當日差添一同罷出候様可致事。

一、居付床持にて行事可相勤は、名前相定、行事の義は二人宛半年代り相勤候筈に取極、圖にて當年より行事順番相立、其段帳面へ記置可申事。

但、病氣又は無餘義差合候は、次の行事繰替候は格別、直に引續返勤致、

宋持行事の手當

順番不崩様可致、且諸勘定は不及申、都て巨細に帳面へ相記し置、勘定合の義は月々差引取調、行事調印いたし、跡行事引渡候様可致候。

一、此度規定増補致候に付ては、床持行事別て精を入致世話、入目等の義可成、成費を省、減少專一に心掛可申、勿論萬端繁多にも相成候に付、金三百疋宛爲挨拶、惣仲間より相贈可然事。

但、是迄勘定取集、又は諸用向に付、支度入用多分相掛候沙汰に付、右は以來相止、用事有之節は、早晝飯にて罷出、用向相辨候様可致、萬一難去用向にて手間取支度致候共、一人前百文を限可然候。

一、壹个年惣床持一度宛致寄合、御預り三个町行事立合相頼、一同へ規定爲讀聞、改名又は轉宅等の分、町所名前等相改可申、尤、其外寄合の時々は、當帳へ請の趣相記、承知の趣連印取置可申事。

但、人別二通仕立、渡世認、兩名主へ可差出置候。

一、都て床持惣割合出銀の儀、前々より定も有之通、町内出銀は不及申、何事に不依行事掛にて取扱候義に付、相達候入用の分は、無違背惣割合にて早速出

出銀割合

銀可差出、尤新規の義又は入用相嵩候程の義は、前以惣床持寄合の上申達、一決の趣承知印形致置可申。若相談難聞義有之候は、御預町行事へ申立、時宜に寄兩名主へ申出候様可致事。

但、出銀割合の義は、仕來左の通可相心得候。

一、鋤店 一割 一、瓶置場 一割二分半

一、本屋組 七分五厘 一、橋台組 五分

右を目安に致、諸入用出銀の節、惣銀高へ割付候事。

一、前々定も有之通、床又貸致候義、決て不相成候事。

一番人休足所の義、去る丑年後模様相替り、既に去年以來再度及出入候段、畢竟申合方不行届故の義に有之、尤夫々對談取極及内濟候上は、右御對談通可相守は、勿論に候得共、向後非常等の節は、二个所共古來の姿に相改可申事。

一、新規床普請候者、仲間相廻り候義は、行事の差圖を可請、且床讓渡の節、仲間加入金の儀、外入用に不相用、臨時入用爲、手當積置可申事。

新規讓渡の規定

廣小路の床持

但、床讓渡は不及申、床借主代り候節、前床主より床持行事へ爲引合置、諸御觸事等行事承知可致。其節帳面へ承知印形取置可申。若不相用者は、行事床持主へ相達、早速爲引込可申。且又床書入等の義、行事入念取調加印可致。行事加印無之分は、取用に不相成候、尤其段大帳へ記置候。前書の趣、前以夫々規定取極も有之候得共、事多にて誠に年曆も相立、惣床持の内には一向不心得者も可有之哉、別て自ら出番も不致、床貸置候分は猶更の事に候間、右の趣得と相辨、萬端行事差圖請、出銀等差滯義無之様可致。萬一右申合に相背候者有之節は、右の者所持の床見世、元買請候直段を以、惣仲間へ買取候儀、是又古來よりの定に候條、其節難澁申立候共、取用不申筈。此度尙又仲間一同申合、爲元締前々規定の内、當用の分相撰、猶増補致爲、後日惣床持連印致置候所仍如件。

佐内町

樽正町

竹屋清藏

岩附屋彦太郎

上總屋利兵衛

松本市右衛門

中村長兵衛
 玉屋忠兵衛
 清水屋嘉兵衛
 近江屋次兵衛
 上總屋吉兵衛
 白子屋市兵衛
 梶木甚三郎
 伊勢屋仁左衛門
安川多彌兵衛
 助後見
 古川晋次郎
 東屋新八
 上總屋惣兵衛
 升屋久兵衛
 越後屋善助

倉崎佐太郎 與助
 松本平助
 米屋市郎兵衛
錢屋三右衛門後見 藤吉
 紀伊國屋長右衛門
 石川保安
 西川儀兵衛
 米屋吉五助
成田屋留吉後見 又右衛門
 櫻井甚助
 和泉屋藤助
 渡邊利兵衛
 上總屋武兵衛
 笹屋與兵衛

天保六末年三月

大角久四郎
 伊勢屋利兵衛
岩島長兵衛後見 與兵衛
 近江屋武助
 赤穂屋吉右衛門
 澤潟屋清次郎
 小島屋兵助
 伊勢屋又助

江戸橋藏屋敷 當行事
 佐太郎店
 小松町 儀助店
 江戸橋藏屋敷 年番行事
 家主佐太郎父
 本村木町一
 丁目家主 同

村田屋定七
 大坂屋長四郎
 神崎屋次郎助
 前崎半兵衛
 泉屋庄八
 島屋半兵衛
 紙屋宇兵衛
 豊田屋新助
後見 佐次右衛門
 伊丹屋幸七
 利兵衛
 市右衛門
 與助
 長兵衛

右同町
家主

儀兵衛
五七八

前書の趣承届申候以上

右廣小路御預り町

元四日市町

月行事 善兵衛

同 利兵衛

右同斷

本材木町一丁目

月行事 宇兵衛

同 奎兵衛

名主庄右衛門殿

名主新助殿

後見又兵衛殿

各所床店の
冥加金

以て江戸橋廣小路床店の起原并に情況を知るべく、他町散在のもの亦通考す

べし。尙區内床店の冥加金として上納せるものを見るに、柳原通り馬喰町地先は、金七十兩、兩國橋廣小路は金七十兩、永代橋西助成地は金二百二十三兩、錢六百四十八文、新大橋西助成地は錢四貫八百文等なりき。

然るに、寛政中に官許を経ずして設けしものは皆廢し、其の後天保の末に、助成地に係るものを除きて、其の餘は悉く廢せしが、幕府の末に再び設けしもあり、維新後まで存せしもあり。

第八 江戸商人の氣風

江戸の商人には、一種特有の氣風ありき。彼等は只商業によりて博利蓄財、以て分限を誇るを能事とするものにあらず。利を博するを好まざるにあらず。利を博するのみを喜ばず。その喜ぶ所、寧ろその智識を如何に商業上に用ゆるを得るかにあり。蓄財をなさざるにはあらず。蓄財之れ事とするにあらずして、歸する所、盛んに自己を廣告し、華奢豪達、其の老舗を街ひ、其の暖簾を誇らんとするにありき。而してその無上の光榮とする所は、江戸の名物と謳は

日本橋商人

るゝにありき。金錢のためには囚はれざれども、名譽のためには囚はれたり。特に日本橋區商人に於いて其の最も甚しきを見たり。従つて區内には古來巨商老舗また少なからず。安永年間板の、江戸自慢あきんどの大全を見るに、左の二十人の中、十一人は本區の商人にして、當時に於いて最も雄たるものとあり。

日本橋駿河町

吳服店

越後屋

三井 八郎右衛門

日本橋通一丁目

吳服店

白木屋

大村 彦太郎

江戸の老舗

日本橋大傳馬町

地本問屋

鱗形屋 孫右衛門

橋町一丁目

藥種商

大坂屋 平七

本町一丁目

扇師

御影屋 七右衛門

兩替町

兩替店

海保 半兵衛

本石町

菓子屋

金澤 丹後椽

馬喰町

根絶膏

幸手屋 茂平

照降町

煎餅屋

翁屋 太兵衛

兩國吉川町

幾世餅

小松屋 喜兵衛

日本橋浮世小路

會席

百川

鎌倉河岸

焼饅頭

伊勢屋 七郎兵衛

淺草誓願寺前

酒問屋

豊島屋 十左衛門

淺草金龍山

輕燒

茗荷屋 九右衛門

淺草門跡前

京菓子

淺草 金龍山

藏前

札差

虎屋 和泉

池ノ端仲町

小間物屋

伊勢屋 四郎兵衛

京橋北一丁目

菓子屋

大槌屋 清兵衛

染井

棗駄師

林 鹽瀬

染井

棗駄師

染井 伊兵衛

斯の如く江戸の商人は、黄金よりは商業其の事を樂み、商業其の事よりは名聲を悦びたり。其の結果として廣告術に巧みなりき。彼の三井家が、延寶元年、伊勢國一色より江戸に出で、本町一丁目に吳服店を開き、次で二丁目に分店を設け、更に天和三年には駿河町に移り、現金懸直なしを標榜し、之を店の特色として

商人氣質

越後屋の切

江戸市中に評判を取れり。又同店は同業者間の規約に反き、切賣を斷行し、大に下層社會の人氣を博せり。當時越後屋吳服店の巧妙なる營業振りは、早くも四方に喧傳せられ、元祿元年發行の井原西鶴著日本永代藏卷一に「昔は掛算、今は當座帳」と題する作にも、江戸にかくれなき出見世一寸四方も商賣の種」と云ひ、越後屋が行へる現金制度と切賣制度とを評して「大商人の手本なるべし」と賞賛し居れり。斯の如く何等か一新工夫を凝らし、先づ市中に評判を取り、人氣を收めんとするは、獨り越後屋のみにあらず、江戸商人營業上の最大要訣にして、日本橋區地方に於ける商人の、等しく執り來れる營業策たりしが如し。

各種の廣告

又當時江戸商人が廣告に意を注ぎたる事は、貸傘に番號を附して、雨に逢ひし來客に貸與し、自家の家名を廣告せり。川柳に「降りあげくとんだ處に駿河町」とあり。以て如何に越後屋が廣告に苦心せしかを知るべし。又當時、日本橋區の商人は、芝居又は操り人形等を自家の廣告に利用し、且赤本、黄表紙を利用し、其の挿畫に因みて、商品の廣告をなしたり。彼の京傳の如きは、煙草賣藥商、三馬は化粧品商にて、皆彼等は自家商品廣告の目的を以て、幾多の戯作本を著はしたり

き。蓋、江戸商人の氣風は、我が日本橋區の商人に於いて、其の代表的なるを見るべし。

第三節 明治以後の商業

第一 維新の打撃と區の商勢

維新の打撃

我が日本橋區が、古來江戸商業の中心點たりしは、地理上の關係に據ると雖、抑も又本區内各町の成立が、商工業を基礎として起りしもの多きを以てなりき。然るに明治維新の變革は、江戸の市街に一大打撃を與へ、商業俄然として衰へ、爲に生路を失ふ者多く、破産の困厄に逢ふ者亦少なからざるに至れり。是に於いてか政府は、授産場を設け、土地を公收し、地券を發行し、新貨幣を造り、品位を一定して取引に便する等、諸般の施設をなし、頻りに市況の回復に努めたり。されば明治五六年の交に至りて、漸く商況の挽回を見、市街宅地も比年増加し、土

繁榮中心の移動

商業區域の分類

地の繁榮と共に、地價亦昂騰し、茲に商界の面目を一新するに至れり。然れども、其の後、市區の改正と交通機關の完備とは、共に商業の中心を他に移動せしめ、遂に激變を見るに至りしもの甚だ多し。乃ち電車の開通となりてよりは、從來最も繁盛の土地なりし通筋本町・大傳馬町・通旅籠町・横山町・兩國附近に於ける洋反物・洋酒・洋傘・小間物類の店舗は打撃を受け困難に陥りしもの少なからざるが如し。又伊勢町の砂糖問屋も、一時巨賈老舗軒を接したるが、今や殆ど其の隻影を認めず。小網町・新乗物町附近の布問屋・疊表類問屋も、寥として見るべき者なし。堀江町の團扇問屋も、荒廢の中、僅に餘影を留むるもの數戸に過ぎず。煙管・煙草入・囊物筆墨類の如きは、近年需要頓に減じ、或は衣服の變遷に伴ひ、又は類似品現出の影響等により、自然衰運を招くに及べり。其の他全體を通じて料理屋・蕎麥屋の如きは、連綿營業せる者太だ稀なり。蓋、舊時は交通不便にして、地方より來れる商人等は隨處に食事を執りしも、輒近交通大に開けたれば、途上食事をなすもの、漸次減少し、其の結果斯の如き變遷を見るに至りしものゝ如し。而して現下の日本橋區内商業區域を分類せば、略ぼ次の如し。

銀行保險會社	日本橋及び江戸橋を中心とする各町
株式仲買人	兜町・坂本町・南茅場町
米穀仲買人	蠣殻町
生魚	魚市場を中心とする各町
乾魚	本四日市町
海苔	室町
鰹節	小網町
野菜	矢之倉町・濱町
藥種	本町本石町
呉服店	日本橋を中心とする各町
木綿店	大傳馬町・長谷川町
雜貨店	人形町
箆筒・長持店	小傳馬町
疊表店	通一丁目

- 金物店 大門通
- 漆器店 室町通町・青物町
- 寫真器械店 本町
- 雛人形店 十軒店町
- 書畫・骨董・古道具店 東仲通

第二 區内の老舗

區内の老舗にして、其の今に人口に喰炙せるもの甚だ多しと雖傳ふる所區々にして、取捨に苦しむものあり。今、幕府書類、其の他家乘雜書を參考して其の大要を掲げたり。記述は町順によれり。尙各章中記述のものを參考すべし。

野口氏(野口芳雄) 本石町一丁目に住す。祖先利右衛門は奥州の落武者にして、凡そ六百五十年前、現今の地に來り住す。當時廣漠たる武藏野の眞に孤屋たりしなり。僧日蓮、房州より來り池上へ赴くの途、請ひて宿泊せしこと屢々なりしと云ふ。傳ふるところ、日蓮より祖先へ與ふと親書せる古文書曼茶羅・日蓮

野口氏

大孫

御影堂

いわしや

播新

の杖等あり。毎年十月十三日、御會式の日を以て有志の觀覽に供す。世々利右衛門を襲ひ、當代は四十九代たり。野口の姓は、武藏野の入口の義にとるといふ。又實に本區の舊家とすべし。

蠟油問屋大孫(松澤孫八) 本石町三丁目に住し、大坂屋と號す。寶永四年八月六日開業。蠟油問屋たり。當代は七代目にして老舗大孫の名を以て通用す。

扇子商御影堂(小泉五郎兵衛) 本町一丁目に住す。扇子及び家傳の藥を賣る。營業三百年。當代は十三代なり。

藥品器械商いわしや(松本市左衛門) 本町三丁目に住す。祖先市左衛門は織田氏に仕へしが、主家滅亡後、降りて商人となり、徳川氏入國に先つこと七年。即ち天正十一年、泉州堺より移りて江戸に來り、今の丸の内に藥種店を開きて藥品を販賣せり。同十九年、城池擴張により、現今の地を拜領して轉居し、痢病妙藥調痢丸五疳驚風奇丸とげ拔妙藥等を賣り、明治初年の交より西洋藥品・醫療器械類をも販賣するに至れり。

もと本兩替商播新(中井新右門) 金吹町に住す。二百餘年前よりの舊家に

して累代播新と稱し、苗字帶刀を許され、十人衆の一人たり。幕府時代公用金を扱ひ、兼て諸大名の金方をも勤め、三井、小野の豪家と併びて世に信用ありたるものとす。明治十六年、時勢の趨向に従ひ、一門を併合して中井銀行を設立し、着實なる方針を以て營業せり。

吳服店三越

開祖三井八郎右衛門高利の事歴に就ては、世に傳ふるところ區々にして明確ならず。然れども其の祖越後守高次、其の子越後守高安、共に伊勢國安濃郡一色村に住し、高安の孫三郎右衛門に至り、出で、京都三條室町に住す。爾後三井を稱し、同族多く、高利は即ち三郎右衛門の孫たり。高利商業に志し、少にして、族戚三郎左衛門に倚る。嘗て伴はれて江戸に下り、大に商才を見はせり。三郎左衛門深く之を畏れ、金を與へ慰諭して伊勢に歸らしむ。高利窃に期するところありて命に従ふ。後三郎左衛門の歿するに會ひ、直に出で、三都に店舗を開き、越後屋と號し、商業に従事す。是れ貞享年間のことにして、住所は、即ち今の駿河町の地たり。當時取引の法、振り賣にするものと、他は、皆懸賣を以てせり。高利敢然として商習に抗し、萬現金懸直なしと定め、一家法を立つ。店

越後屋

一家法を建つ

吳服に爲替業を兼ね

舗は駿河町木戸際の西南角にて、間口九間、奥行四十間を有し、棟高く儼として都大路の要衝を占め、手代數十人、各一種の商品を賣り、金襴、吳服より木綿の類に至るまで、更に大小を問ふことなく、慰斗目、羽織の品よく急須に應じ、一に顧客の便を計りしより、衆客店頭に滿ちて繁昌を極め、當時既に日々の賣上百五十兩に上り、年代を経るに従ひて規模彌々大に、名聲全國に藉甚するに至れり。而して又一方には京阪地方各店の仕入れ運用の便あるが故に、豊富の資金を以て幕府の御用金爲替方を勤め、諸大名の用達等金錢上の業務をも取扱ひ、苗字帶刀を免されて優遇せられしが、此の金錢上の業務は、後年別箇に發達して三井組爲替方となり、更に發展して三井銀行の設立となれり。されば越後屋の店舗も漸次隣接の地に擴がりて、殆んど全町を獨占し、駿河町と言へば、直に越後屋を聯想せしむるに至れり。明治五年以後、越後屋吳服店と稱し、二十九年三月、時勢に應じ、店舗を陳列式に改め、合名會社の組織となして三井吳服店と改稱し、三十七年中規模を大にし、從來の商品の外一般の雜貨類をも鬻ぐに至り、株式會社の組織に變更し、三越吳服店と更め稱せり。此に於いて、更に進んで制

を歐米にとり、デパートメントストアに改め百貨を販賣し、四十二年、此の企劃に伴ふ店舗を營みて此に復り、大正四年現地の工成りて之に復す。現今の店舗即ちこれなり。今資本金二百萬圓、白木屋呉服店と相竝んで東都の流行界を左右せんとす。

丸忠
祝儀品商丸忠橋本りう) 室町一丁目に住す。享保五年の開業にして、祖先は、小笠原流の禮式を學び、諸公家に入出して、用命を蒙むる。爾來諸禮式祝儀用品を業とす。

木屋
漆器商木屋(林九兵衛) 室町二丁目に在り。祖先は、古く大阪に於いて商業に従事せしが、徳川氏の入國に隨ひて來り、初め本町三丁目にて諸色問屋を營めり。元和元年二月、二代將軍鷹野より歸城の途、愛鷹店頭に止まりて、遂に下賜の榮あり。其の後數年ならずして現在の地に移り、よく家名を保つこと十一代連綿として今に至る。家寶愛鷹壽老の遺骨を傳ふ。近年まで諸色問屋にして、化粧品藥品をも鬻ぎしが、明治二十年頃より、鑄物、蒔繪等の美術品を製造販賣し、殊に漆器部を擴張したるより、殆んど本業たるの觀を呈せり。

にんべん

鯉節問屋伊勢屋(高津伊兵衛) 瀬戸物町に住し、ニンベンの名を以て著はる。祖先伊兵衛十三歳にして伊勢四日市より出で、元祿四年小舟町一丁目油屋に奉公し、十二年日本橋四日市土手藏前にて鹽干魚を商ひ、寶永元年更に小舟町三丁目到店舗を構へ、初めて鯉節問屋を開業す。爾來隆盛、享保五年現在の地に移り、繼續十一代にして、今日に至る。都下商品切手の通用するもの、當店發行の鯉節切手を以て第一とすといふ。

尾寅
魚問屋尾寅(服部長兵衛) 本船町魚市場に住す。祖先服部長兵衛は、三州西尾の郷士なりしが、天正十八年、徳川氏御入國と相前後して江戸に來り、現今の地に住す。魚市場の此地に立つに及び、魚商を始め尾寅と稱す。舊時西尾の領主松平家へは尾張屋寅吉の名を用ひ、長州侯邸へは本名服部長兵衛を以て出入したりといふ。爾來十五代連綿として榮ふ。

升屋
木綿商升屋(久須木七左衛門) 大傳馬町一丁目に住す。徳川氏入國前後伊勢より來りて寶田村に住すといふ。慶長年中木綿商となり、爾來連綿、今に至りて十三代。家世々七左衛門と稱し、享保問屋連合以降、白子組に重きを致す。家に

日記を藏す。明和以降幕末に至るまで約二十卷、名づけて久須木日記といふ。又一史料たり。

よしや

化粧品商よしや(林留右衛門) 新葭町に住す。祖先林留右衛門、明暦二年此處に店舗を開き、煉油化粧品を賣出してより十八代を經、老舗を以て聞こゆ。

ちづかや

口入業ちづかや(神々廻清七) 新葭町に住す。口入業として名高く、二百五十餘年繼續營業せり。

宮田屋

履物商宮田屋清水忠藏 堀江町四丁目に住す。祖先宮田松翁齋、寶永三年

當所に開店し、紅葉傘と利休好みの雪駄并に履物類を商ひてより、同業者之に倣ひ、堀江町・小網町・小舟町附近に比々櫓を並べ、是より俚稱照降町の名を得るに至りたるもの。就中當店最も古し。

若荷屋

足袋商若荷屋櫻井六右衛門 浪花町に住す。萬治二年、足袋商を創め、連綿

として當代に及び、家運又隆盛なり。蓋、區内足袋商の老舗といふべし。

猿屋

楊枝商猿屋山本七郎兵衛 小網町一丁目里俗照降町に住す。鬻ぐところ

の楊枝は、古來猿屋の楊枝として、香氣殊に強く甚だ有名なり。祖先七郎兵衛以

なごや

來營業二百餘年、當代は十代目なり。

鐵物商なごや(龜山久太郎) 小網町一丁目里俗照降町に住す。祖先は九州

名護屋より出づ。元祿二年芝に開業して鐵打物を賣り、後に本區に轉じ、初めは小舟町に居りしが、二十餘年前市區改正の際、更に現住所に移れり。

釜屋

艾商釜屋富士治左衛門 小網町三丁目に住す。祖先治左衛門は近江より

出づ。萬治二年此地に於いて鑄物を業とし、由りて釜屋と稱す。後年伊吹山より産出する艾を精製して發賣し、良品の稱あり。故を以て同名を冒し、類似品を賣るもの多く、屢々公儀の沙汰となれりといふ。又縫針をも鬻げり。天明、明和の頃には名主をも拜命し、苗字帯刀を許さる。一時家運衰へんとし、中興後、現代に至りて九代目なり。

いとや

藥種商いとや(村田又兵衛) 馬喰町四丁目に住す。延寶元年十一月、京都よ

り入府し、現住の地にて開業す。夏季に入れば家傳の定丹を飾り、箆筒を擔ぎて市中を巡回行商し、世に定劑屋とも云ふ。

鍵屋

煙火商鍵屋篠原彌兵衛 横山町一丁目に住す。萬治二年創業以來、連綿と

村田

して花火業を営み、鍵屋の名は、兩國川開と共に世に聞ゆ。昔時は將軍家を首め、諸大名の用命を勤めたるもの。今や玉屋亡びて獨り其名を唄はる。
煙管商村田本舖(石川藤次郎) 米澤町二丁目に住す、煙管を賣り江戸名物として聞えたり、營業年代古し。

白木屋

吳服商白木屋(大村彦太郎) 通一丁目に住す。祖先大村氏は淺井長政の裔にして、近江長濱に在り、代々農を業とす。孫右衛門道興の子彦太郎可全、幼より聰慧、漸く長するに及び、商業を以て家運を興さん事を志し、飛驒森林の木材を京阪に輸送して鬻ぎ、後ち京都に木綿其の他日用品の商店を開き、基礎漸く堅し。寛文二年八月二十四日、江戸に出で、日本橋通二丁目に吳服店を開き、同五年同町一丁目に移り、元祿十三年、同町東側に表五間奥行二十間の家屋土地を購入し、寶永六年通二丁目東側北角より三軒目に五間と二十間、同七年同町南角より二軒目に五間と二十間、享保八年同町南角より三軒目に五間と二十間、寶曆三年平松町北側に八間と二十間を購入し、漸次に業務を擴張し、白木屋の名越後屋と併稱せらる。開祖可全より今に至りて十世、みな開祖の遺志を繼ぎ、正

近江屋西川

直勤勉、以て其の業に従ひ家運漸次に隆盛を加へ來れり。寶永四年十月には、同家の式日を定めて店内の風紀を振肅し、享保九年一家の定法を設け、歴代吳服物専門の商店なりしが、顧客の便利を計り、他の商品をも鬻ぐ事となり、明治九年古來同家の家傳なる奇應丸并に二百年前より發賣せる白木屋をも販賣す。又明治十九年十月よりは洋服部を新設して時好に投ずるの先鞭を著けたり。店舗は明治十年、第一次の増築をなせしも、猶時代に應ずる商業をなさんと欲し、店主は、明治二十年七月、英國に渡り、後ち歐米諸國を巡遊視察する事八年、二十八年四月歸朝、三十六年十月、土藏造り三層に改築し、階上階下を陳列式に改め、四十四年十月又改築してデパートメントストアに改め、以て今日に至れり。
蚊帳疊表商近江屋(西川甚五郎) 通一丁目に住し山屋とも云ふ。天正年間祖先西川甚五郎、江州より出で、現今の地に店舗を開き、蚊帳并に疊表を鬻ぎてより、當代は十二代目なり。蚊帳を萌黄色に染出せしこと、祖先の發案に係ると云ふ。

近江屋伴傳

疊表蚊帳商近江屋(伴傳兵衛) 通一丁目に住す。徳川幕府の創業以來、江戸

黒江屋

草創の舊家にして、疊表・蚊帳類を商ひ、舊時は大奥を首め諸大名の用命を蒙りたり。

漆器商黒江屋柏原孫左衛門) 通一丁目に住す。元祿二年、祖先紀州より上府し、本町四丁目に木綿店を開き、併せて漆器塗物類をも商ひしが、安永三年の春、現今の地へ店舗を新築し、専ら漆器類を賣出し、昔時は大奥の御用及び諸大名、旗本の出入をもなして、今日に至れるものとす。屋號は漆の原産地より出でたりといふ。

古梅屋

筆墨商古梅園(芹川エイ) 通一丁目に住す。本家は和奈良にあり。天正年間、徳川氏の命を蒙り出府し、筆墨の類を鬻げり、初め店舗は同町二丁目なりしが、享保年間現在の地に移轉す。當代は十一代目なり。

柳屋

臙脂商柳屋(外池五郎三郎) 通二丁目に住す。元龜・天正の頃、明國より呂一官といへる學者來朝し、暫く京都に留まりしが、藥草の學に精しく、名を世に知られたり。天正十二年、徳川家康之を濱松に招き諸事を諮問せしが、其の意に稱ひて屋鋪地を賜はり、近國の商業及び渡海に關する事等を免許せられたり。同

山本山

丸一

十八年、徳川氏入國に従ひて一官も亦江戸に來り、日本橋邊に於いて屋鋪を賜はる。現在柳屋の店舗の地即ち是なり。既にして大坂の役終り江戸も次第に繁榮となりし頃、一官の邸内に紅屋五郎三郎なる者あり、臙脂製造并に販賣の店を開きたり、是を柳屋の祖先とす。爾後其賣行き多く家業頓に榮へ、徳川家御三家の外、嵯峨御所等の用命をも勤め、主人は帶刀御免となり、年々正月六日、登城して年頭の御禮に出るを例とせり。文政・天保の頃より、柳清香油をも賣出し、初冬より年の暮に及びては多數の職人徹夜して製造に従事するも、尙その需要に應じ難く、華客店頭に群集難沓せりと云ふ。嘉永年間幕府の經費多端なりし際は御用金をも獻納せり。

茶商山本山(山本嘉兵衛) 通三丁目に住す。茶の老舗として有名なり。府下遠近の客來りて之を購ふ。創業年代詳ならず。

○一(鏡味仙太郎) 檜物町に住す。太神樂の家元にして、世に丸一と稱す。祖先は尾州熱田の出身にして、寛政四年出府し、累代鏡味權之進と稱し、舊時は苗字帶刀御免の家柄にして、兩祭禮には、露拂を勤めたり。

藥種商定齋服部藤左衛門) 本材木町二丁目に住し、大坂屋とも云ふ。祖先醫師服部杏林軒定齋の方劑延命散を賣る。萬治二年四月現在の地に於いて發賣してより、十五代に及べり。

第三 各種の營業會社

維新以降、經濟上の變動は、波瀾重疊たるものあり。區の商勢隆々として發達し、大正二年に於いて、區内に本店を有し、或は歐米に、或は東洋に、乃至は地方に向つて活躍せる營業會社は、其の數五百七十六に達し、其の資本金額二億七千九百十三萬圓を算し、大正三年には三億五千萬圓に達するも、其の内調査未了のものあるを以て今之を擧げず。而して全市營業會社資本金額に比較すれば、その四割二分強に當り、他區に冠絶せる事、正に全市商業の覇を掌握せるに似たり。今其の細別を見るに、株式會社は百四十五社にして資本金一億九千五百三十六萬一千圓、合名會社は八十五社にして、七千四萬六千圓、合資會社は三百四十六社にして千三百七十二萬九千圓。此中一萬圓以上の資本を有する會

會社五百七十六
資本金二億八千萬圓

資本一萬圓以上
の會社名

社を揚ぐれば即ち左の如し。

別組織	社名	所在	業務別 (大要)	資本金	創立年月
株式	北海道炭礦汽船會社	本革屋町五	礦物の採取販賣業	二千七百萬	明治二二、二
同	三井礦山株式會社	駿河町一	礦山事業	二千萬	同 四四、三
同	三井物産會社	駿河町一	問屋運送代理販賣製材	二千萬	同 四二、二
同	東京株式取引所	兜町四	有價證券取引	千二百萬	同 一一、五
同	九州水力電氣會社	小網町三ノ七	電力供給	千五百五十萬	同 四四、四
同	東京火災保險會社	北鞘町一	保險	一千萬	同 二〇、七
同	日本活動寫真會社	上橫町一	活動寫真興行	一千萬	大正 元、九
同	帝國製麻會社	品川町裏河岸三	麻糸麻綿織物等製造	六百四十萬	明治四〇、七
同	加納鐵山會社	通三ノ四	鑛業	五百萬	同 四〇、三
同	東京建物會社	吳服町一	年月賦拂家屋建築等	五百萬	同 二九、元
同	千代田火災保險會社	檜物町一二	保險	五百萬	大正 二、八
同	共同火災保險會社	本革屋町四	保險	五百萬	明治三九、六
同	東京土地株式會社	本町四ノ一三	土地賣買保管等	五百萬	大正 元、二〇
同	臺灣鹽業會社	北新堀町一四	臺灣鹽類賣買等	三百萬	明治四二、三
同	帝國海上運送火災保險會社	北鞘町六	保險	三百萬	同 二六、二
同	東京米穀商品取引所	綱殼町一ノ二	米穀商品取引	三百萬	同 九、九

第十四章 商工業附瓦斯電燈 第三節 明治以後の商業 五九九

組織別	社名	所在	業務別 (大要)	資本金	創立年月
株式	朝鮮興業會社	鍋殼町一ノ三	農業、植林牧畜等	三百萬	明治三七、九
同	東神倉庫會社	箱崎町三ノ一	倉庫業	二百萬	同 四二、〇
同	東洋海上保險會社	小網町四ノ三	保險	二百萬	同 四一、五
同	田中鐵業株式會社	坂本町七	礦物採集并に附帶事業	二百萬	大正 二、二
同	三共株式會社	室町三ノ一〇	醫療、工業藥品製造	二百萬	同 二、三
同	三越吳服店	駿河町七	アパルトメントストア	二百萬	明治三七、三
同	日清製粉會社	末廣河岸一六	小麥粉製造	百七十萬	同 四〇、三
同	滿韓製業會社	箱崎町一ノ二	關東洲鹽販賣	百五十萬	同 三九、二
同	東京信託會社	本町二ノ二〇	信託	百五十萬	同 三九、四
同	中外アスワルト會社	通二ノ一	石油、土瀝青、鑛業等	百五十萬	同 四〇、四
同	內國通運會社	佐内町三	運送(貨物運送及客運)	百二十五萬	同 五、六
同	萬歲生命保險會社	本材木町一ノ二二	生命保險	百萬	同 三九、八
同	帝國生命保險會社	吳服町一六	同	百萬	同 二一、三
同	安田商事會社	小舟町三ノ九	倉庫、運送、石炭探採等	百萬	同 四四、九
同	入山探炭會社	藥研堀町一七	石炭	百萬	同 二八、五
同	奔別炭礦會社	伊勢町二	同	百萬	同 四〇、二
同	國定教科書共同販賣所	新右衛門町一六	教科書の販賣	七十五萬	同 三九、八
同	帝國鐵泉會社	坂本町三〇	鑛泉販賣	六十萬	同 四〇、二
同	日之出汽船會社	小網町二ノ一三	海運、汽船賣買等	五十萬	大正 元、二
同	東洋生命保險會社	本町一ノ一一	生命保險	五十萬	明治三三、二

組織別	社名	所在	業務別 (大要)	資本金	創立年月
同	共同生命保險會社	檜物町五	同	五十萬	同 二六、三
同	第一機關汽鐘保險會社	本材木町一ノ一八	陸上機關類保險	五十萬	同 四一、八
同	日本典禮會社	本石町一ノ一	裝束法衣類販賣、葬祭調度	五十萬	大正 二、四
同	殖産國債會社	吳服町二九	公債證券賣買、貸付其他	五十萬	同 一〇
同	旭生命保險會社	本材木町一ノ八	保險事業	五十萬	明治四五、六
同	南亞公司	通一ノ三	果物輸出入	五十萬	同 四四、二
同	日本果物株式會社	元四日市二	果物輸出入	五十萬	大正 元、三
同	博愛生命保險會社	本材木町二ノ一五	生命保險	五十萬	明治二七、九
同	尾張屋信託會社	元濱町四	信託	五十萬	同 四四、四
同	渡邊倉庫會社	本材木河岸七三	倉庫	五十萬	同 一三、七
同	丸善株式會社	通三ノ一四	圖書文具	五十萬	同 二九、六
同	東京印刷會社	兜町二	印刷製本	五十萬	同 二九、一
同	日本商船會社	北島町一ノ三七	海運	四十六萬九千	同 四四、六
同	帝國有價證券株式會社	通三ノ四	土地建物其他財產管理等	四十萬	同 四四、六
同	東洋皮革會社	瀬戸物町九	鞆皮	三十五萬	大正 二、八
同	日本煉瓦製造會社	三代町六	煉瓦	三十萬	明治二〇、二
同	日本書籍會社	新右衛門町一七	教科書翻譯發行	三十萬	同 四二、九
同	東京製藥會社	室町三ノ一〇	化學上の試驗鑑定製藥等	三十萬	同 四〇、四
同	淺野石油會社	北新堀町一八	石油及副産物精製	三十萬	同 三三、四
同	共濟生命保險會社	小舟河岸三	生命保險	三十萬	同 三三、四
同	有隣生命保險會社	南茅場町四四	同	三十萬	同 三三、四
同	鈴木洋酒店	本町三ノ四	和洋酒販賣	三十萬	同 四〇、二

第十四章 商工業附瓦斯電燈

第三節 明治以後の商業

別組織	社名	所在	業務別 (大要)	資本金	創立年月
株式	東京産業會社	本町二ノ六	鐵物採掘販賣	三十萬	大正二、六
同	東京朝日信託會社	綱殼町二ノ一五	不動産管理買賣等	三十萬	明治四三、三
同	東京製鐵會社	同三ノ一〇	鋼鐵商品を擔保とする金貨等	三十萬	同二、二、三
同	日本製鐵會社	通油町七	鋼鐵織物類	三十萬	同二、二、三
同	啓成	本銀町三ノ一一	圖書出版	二十五萬	同四、二、四
同	東京製綿會社	久松町一四	打綿	二十五萬	同四、三、五
同	帝國濟美會社	濱町三ノ一	金融及信託	二十五萬	大正二、三
同	輸出食品會社	本町四ノ九	食品輸出販賣等	二十五萬	明治四五、五
同	土地興業會社	城邊河岸二	不動産管理買賣	二十五萬	大正元、八
同	水戸鐵道會社	小舟町三ノ九	運輸	二十三萬	明治三四、二
同	日本齒科製劑會社	小傳馬上町二二	齒磨洗口劑製造	二十萬	同四五、四
同	日本齒科商社	上橫町二一	齒科器械製造	二十萬	大正元、三
同	潮谷商社	桶町四ノ一〇	シヤツ類販賣	二十萬	明治四五、七
同	日本共濟會社	小網町三ノ一三	貸金	二十萬	同四二、二
同	金山貯金會社	葛蒲河岸三九	無盡貸金	二十萬	大正元、二
同	日本信託會社	本町四ノ六	同	二十萬	明治四一、四
同	橫濱酒精會社	三代町九	酒精藥品及原料販賣	二十萬	同四四、四
同	東京電話會社	青物町一六	仲立信託	十九萬	大正二、五
同	中央產業會社	本銀町二ノ九	貸金等	十五萬	明治四四、五
同	共立產業會社	堀江町二ノ三	證券買賣其他	十五萬	同

別組織	社名	所在	業務別 (大要)	資本金	創立年月
同	金港堂書籍會社	本町三ノ一七	書籍商	十五萬	同二五、一
同	日本板紙共同販賣所	小舟町一ノ二	板紙商	十五萬	同四四、二
同	東京蓄音器會社	新右衛門町一六	蓄音器販賣	十五萬	大正二、二
同	東京有信會社	坂本二八	信託業	十五萬	同元、九
同	興業商會	新右衛門町一六	支那朝鮮行書籍賣藥等	十二萬五千	明治三八、二
同	帝國共濟會社	綱殼町一ノ三	貸金其他	十萬	大正二、三
同	興業貯金會社	萬町九	同信託	十萬	明治四三、六
同	國民共濟會社	上橫町一	無盡貸金有價證券買賣等	十萬	大正二、九
同	大正勸業會社	小網町三ノ二四	貸金等	十萬	同元、三
同	東京藥品試驗會社	大傳馬町一五	藥品試驗販賣	十萬	明治四二、二
同	東京興業會社	濱町一ノ一二	無盡貸金等	十萬	同四四、九
同	東京國債會社	本村木河岸六九	公債買賣等	十萬	同四三、八
同	東京生産會社	綱殼町二ノ一四	證券電話買賣仲介貸金等	十萬	大正二、二
同	青木商會	龜井町八	靴類	十萬	同元、二
同	中外商業新報社	北島町一ノ三六	新聞發行	十萬	明治四四、八
同	帝國貯金會社	藥研堀町四七	無盡貸金其他	十萬	同四三、二
同	日本積産會社	新和泉町一	無盡貸金并信託	十萬	同四四、二
同	重寶會社	桶町三ノ六	同	十萬	同四五、五
同	中央勸業會社	小傳馬上町一一	貸金不動産管理等	十萬	同四四、六
同	日本生存保險會社	大傳馬町二ノ二〇	生存及生命保險	十萬	同三〇、八
同	日本貯金器械會社	綱殼町三ノ一三	貯金獎勵器の製造販賣	十萬	同四三、二

第十四章 商工業附瓦斯電燈

第三節 明治以後の商業

六〇三

別組織	社名	所在	業務別 (大要)	資本金	創立年月
株式	實業貯藏會社	元濱町五	貸金其他	十萬	大正元、八
同	日本遊覽會社	上橫町二	團體組織遊覽目的	十萬	同
同	東亞商會	濱町二ノ一七	無盡貸金其他信託	十萬	同
同	東京石油會社	青物町二五	石油探掘精製販賣	九萬	明治三一、八
同	東京同業ケンゲージ肥料會社	伊勢町三	肥料販賣	八萬	大正元、一
同	百工商會	馬喰町二ノ四	消火器類販賣	七萬	明治三三、三
同	内外鶏卵會社	本材木町一ノ一八	鶏卵販賣	六萬三千	同 二八、九
同	内外裝飾會社	米澤町一ノ六	裝飾	六萬	同 三〇、〇
同	軍需品製造會社	小傳馬町一ノ九	軍需品販賣	五萬	大正二、六
同	帝國製藥會社	本町二ノ一三	藥品製造試驗	五萬	明治三〇、四
同	誠親貯蓄會社	橋町三ノ一五	動產不動產有價證券買賣	五萬	同 四四、三
同	日成信託會社	濱町二ノ一一	不動產仲介其他信託	五萬	同
同	外房電氣會社	材木町一ノ七	電燈電力供給器具機械貸付買賣	五萬	同
同	東京鮮魚會社	長濱町一	海產物商	五萬	大正二、二
同	高田建築會社	元柳町三	建築	五萬	明治四四、二
同	榮商會社	堀江町二ノ四	積立金、其他周旋業	五萬	同 四五、二
同	大東信託會社	坂本町三〇	積立貨金等	五萬	大正元、八
同	興業會社	本船町四	株現物仲立	五萬	同
同	平政選送會社	伊勢町一	水產物運送委託販賣等	五萬	同
同	日本鐵泉會社	小傳馬上町一五	清涼飲料水製造	五萬	同 二、六

別組織	社名	所在	業務別 (大要)	資本金	創立年月
同	金丸商會	新和泉町一	毛織物販賣	五萬	同
同	北村印刷會社	箱崎町一	印刷	四萬	同 二、五
同	芝河岸建物會社	魚川岸七	貸見世	三萬八千	明治四四、一
同	警眼會社	數寄屋町一	印刷物及調度品受負	三萬五千	大正二、七
同	明治發明會社	大傳馬町二	發明品の製造販賣	三萬五千	明治三九、八
同	北辰會社	綱殼町一ノ四	摺附木製造販賣	三萬四千	同 三三、二
同	東京貯融會社	米澤町二ノ五	動不動產買賣其他金融	三萬	同 四四、二
同	東京貯融會社	藥研堀町一ノ八	各種食料品の製造販賣等	三萬	同 四三、三
同	內國勸業會社	本町一ノ一五	公債買賣其他金融	三萬	大正二、八
同	中外信託會社	本町一ノ一三	信託	二萬	明治四四、三
同	恒産貯金會社	橋町三ノ一五	金融、代理販賣信託等	二萬	大正二、五
同	第一信託會社	坂本町三〇	土地建物證券買賣信託等	二萬	明治四二、五
同	檜島織物會社	新大坂町一	織物販賣	二萬	同 三三、三
同	陶業會社	濱町三ノ一	陶器	一萬五千	同 二六、九
同	大正格油製造會社	南茅場町二三	格油製造販賣	一萬二千	大正元、〇
同	相互貯金會社	藥研堀町一九	無盡、貸金	一萬	明治四四、二
同	和親協會	濱町三ノ一	内外觀光視察案内等	一萬	大正二、二
同	株式ツラスター	坂本町一〇	受託業	一萬	同
同	東京共盛會社	小網町三ノ二八	無盡土地建物管理貸金	一萬	同 元、〇
同	東洋建築貯金會社	川瀬石町一二	無盡貸金	一萬	同 二、二
同	海產物商會	元四日市町六	海產物商	一萬	同
同	富士商會	坂本町二六	保險業の代理其他	一萬	同 三、三

別組	社名	所在	業務別 (大要)	資本金	創立年月
株式	日本膠土株式會社	南茅場町二三	膠狀膠物採掘	一萬	大正 元 〇
株式	文具新聞社	馬喰町一ノ一〇	新聞紙の發行 <small>有價證券不動產の取捨利用 造紙機製造及山梨等</small>	一萬	同 二、〇
合名	三井善會社	駿河町一	各種事業に對する出資 <small>該會一黨の不動産有價證券取捨利用 物品販賣代價代辦會運送製材等</small>	五千萬	明治二六、六
同	保邊保善會社	小舟町三ノ九		一千萬	同 四五、一
同	三井物産會社	本材木町一ノ七		五百萬	同 四三、七
同	塚本合名會社	駿河町一		一百萬	同 九、七
同	杉村合名會社	伊勢町八	絹綿布商	六十萬	同 二二、二
同	小林合名會社	堺町二	モスリン仲立	五十萬	同 四一、四
同	中井合名會社	堀留町二ノ三	織物販賣	三十萬	同 三八、二
同	柴田染料商會	十軒店七	洋紙問屋	二十五萬	同 三五、二
同	濱口合名會社	瀬戸物町八	染料及工業藥品	二十萬	同 二九、三
同	栗林商會	小網町三ノ二七	醬注麻朱呂荒物類 内外砂糖及メリケン粉	二十萬	大正 元、〇
同	淺沼商會	小舟町三ノ八	機械藥品材料等	二十萬	明治三八、三
同	金子商會	本町二ノ一六	毛織物洋傘	十八萬五千	同 三一、二
同	山下汽船會社	富澤町一四	海運石炭コークス	十萬	同 四四、六
同	増田屋商會	北島町一ノ三七	砂糖麥粉等委託販賣	十萬	同 三三、三
同	富坂合名會社	小網仲町二	綿糸棉花	八萬	同 四〇、四
同	島久商會	東萬河岸四九	器械及藥種問屋	八萬	同 三四、四
同	長郷商會	本町四ノ一四	帽子洋傘	七萬五千	同 三七、一

合名會社

別組	社名	所在	業務別 (大要)	資本金	創立年月
同	中井合名會社	通油町六	織物	七萬	同 四一、四
同	中村合名會社	彌生町四	同	六萬二千五百	同 二六、一
同	守田合名會社	伊勢町一〇	繪具藥品	六萬	同 三七、二
同	北海道商會	元四日市町八	海產物委託販賣	五萬	同 二二、九
同	松田商會	小傳馬町三ノ一八	鼻緒	五萬	同 四一、三
同	モスリン商會	新大坂町三	モスリン更紗織物類賣買	五萬	同 四〇、八
同	小川商會	橋町一ノ五	洋傘原料シヨール其他	四萬	同 四四、七
同	石井商會	元濱町六	吳服	四萬二千	同 三二、三
同	市理合名會社	堀江町二ノ六	吳服木綿類販賣	四萬	同 四四、七
同	村松商會	安針町六	履物	三萬八千	同 三五、一
同	伏虎商會	綱登町三ノ二	蒲鉾	三萬五千	同 四二、八
同	市原町諸機械製作所	大傳馬町二ノ二	ポンプ諸機械製造	三萬	同 三八、二
同	石倉商會	本材木町二ノ二〇	編帶材料藥品等	三萬	同 四四、六
同	峰岸商會	小傳馬町二ノ八	質商	三萬	同 四三、元
同	帝國貿易會社	横山町一ノ一二	輸出入	三萬	同 四四、二
同	吉重商會	元濱町一〇	メリヤス商	三萬	同 四五、二
同	中村商會	村松町七	織物商	三萬	同 四三、五
同	角田漆器店		漆器類	二萬	同 四一、八
同	世繼合名會社	藥研堀町五二	籠甲、雜貨	二萬	同 四〇、五
同	田中硝子店	小傳馬町一ノ九	硝子商	二萬	同 四〇、二
同	廣部拓殖會社	本町四ノ一〇	開拓事業	二萬	同 四一、三
同	松下商店	橋町一ノ五	綿糸商	一萬五千	同 四二、一

第十四章 商工業附瓦斯電燈

第三節 明治以後の商業

六〇七

別組織	社名	所在	業務別 (大要)	資本金	創立年月
合名	山田商店	横山町二ノ一二	セルロイド販賣	一萬千五百円	明治四一、三
同	同田商店	小網町三ノ一九	醬油味噌	一萬	同 三二、〇
同	玉置合名會社	瀬戸物町一〇	賣藥化粧品	一萬	同 三一、三
同	丸三糸紐會社	横山町一ノ一一	糸紐商	一萬	同 三二、九
同	日本書籍運輸會社	本石町四ノ一二	運送	一萬	同 三五、九
同	渡邊合名會社	馬喰町四ノ九	軍需品製造	一萬	大正 元、九
同	古市製帽所	濱町三ノ三	帽子製造販賣	一萬	同 二、四
同	福田ビルプロカ	小網町二ノ六	手形證券買賣米穀委託販賣	一萬	同 元、三
同	藤田商店	濱町二ノ一七	藍染料卸小賣	一萬	同 元、三
同	光文堂吉田印刷所	同 三ノ五	印刷	一萬	明治四三、四
同	日東貿易運輸會社	箱崎町四ノ一	貿易運輸	一萬	大正 元、九
同	八卷商店	坂本町二〇	有價證券買賣仲介并不動産仲介	一萬	明治三八、二
同	服部商店	南茅場町八	耐火性粘土及一般商品	一萬	大正 二、九
同	日ノ岡商店	馬喰町三ノ二二	土木建築請負	一萬	明治三三、二
同	羽田商店	馬喰町三ノ二二	土地買入及經營并貸貸	一萬	明治三一、一
同	小池合資會社	堀切町一ノ三	證券買賣信託	百萬	同 四〇、四
合資	福島商店	青物町二四	同	百萬	同 三八、三
同	紅葉屋商店	坂本町六	同	百萬	同 四三、三
同	モスリキヤラコ商會	通旅籠町九	仲立業	九十五萬	同 三九、二
同	半田鐵山會社	南茅場町四〇	鐵物採掘	五十萬	同 三九、二

合資會社

同	朝鮮砂金合資會社	北新堀町一八	砂金採集買賣	五十萬	同 四三、八
同	福寶堂	通一丁目一四	フキルム製造業	三十五萬	同 四四、二
同	溢谷商店	本石町一ノ二四	火藥銃器業	三十五萬	同 四四、一〇
同	竹内金庫器商店	馬喰町二ノ一	金庫器販賣	三十萬	同 四四、七
同	高山商店	南茅場町四	公債株現物買賣	三十萬	同 四四、七
同	長瀬商店	馬喰町二ノ一二	石驗製造	二十五萬	同 四四、七
同	親山商店	小舟町二ノ五	海產物商	二十五萬	大正 元、七
同	今井株式商店	南茅場町三	證券仲買	二十五萬	明治四一、三
同	瑞塚商店	新材木町二〇	織物棉花輸出入	二十三萬	同 四四、五
同	小泉商店	通一ノ一四	皮革具販賣	二十一萬	同 四〇、六
同	日本殖民會社	本町一ノ一二	移民其他	二十萬	同 三九、九
同	マルト高山商會	堀切町一ノ三	米、商品仲買等	二十萬	大正 二、六
同	南昌洋行	吳服町一〇	石炭木材製物肥料雜貨類	二十萬	同 元、八
同	淺井商店	通旅籠町一九	銅鐵類販賣	二十萬	明治四〇、五
同	明治貿易會社	元四日市町九	煙草材料類輸出入	二十萬	同 四四、一二
同	日新染布合資會社	堀切町二ノ一四	染物整理及製造販賣	二十萬	同 四五、一
同	今井商店	南茅場町三	證券仲立信託	十五萬	同 四〇、一二
同	大塚信託會社	龜島町二ノ八	不動産買賣仲立等	十五萬	同 三、三
同	大和合資會社	龜島町二ノ三七	無盡貨金	十五萬	同 八、八
同	圓城商店	本町三ノ七	藥品商	十五萬	同 一〇、三
同	村上商店	横山町一ノ九	皮革商	十五萬	同 一〇、三
同	根室牧場會社	兜町一	牧畜經營牛乳酪製造販賣	十五萬	大正 元、一〇

別組織	社名	所在	業務別 (大要)	資本金	創立年月
合資	博愛堂	本町三ノ一四	藥種香料商	十萬	明治三六、一〇
同	井手形	本町三ノ一四	貨金	十萬	同四二、二
同	諸井德會	繪物町一三	不動產買賣業	十萬	同三九、一二
同	近房會	長谷川町一六	織物商	十萬	同四三、一〇
同	淺井會	通旅籠町一九	不動產買賣貸付業	十萬	同四〇、一二
同	服部紙會	堀留町一ノ四	紙類及原料商	十萬	同三四、九
同	大塚合資會	龜島町二ノ一二	不動產買入貸付業	十萬	同四二、四
同	東洋商業會	元四日市町九〇	直輸出入代理委託販賣	十萬	大正二、三
同	大日本信託會	本船町二四	債券買賣其他信託	十萬	明治四四、二
同	岡正合資會	富澤町四	木綿類販賣	十萬	同四五、二
同	東京廣運會	東萬河岸四一	海運業船舶貸貸	十萬	同
同	村松合資會	大傳馬町二ノ二四	貴金屬時計等販賣	九萬八千五百	同四一、三
同	皆川商會	富澤町六	洋傘商	七萬	同四〇、八
同	金與和會	龜島町二ノ三七	貨金	五萬五千五百	同三九、一〇
同	鱗西商會	本町三	繪具染料工業藥品商	五萬五千	同三六、一二
同	大西商會	通三ノ七	時計商	五萬	同三三、五
同	小百嶺山會	本町四ノ九	鐵物探掘	五萬	同三九、一〇
同	丸三貿易商	伊勢町九	砂糖商	五萬	同四四、五
同	六三豐商會	堀留町二ノ一九	書籍商	五萬	同三六、一〇
同	藏田商會	堀留町二ノ一九	糸類商	五萬	同四五、一二

別組織	社名	所在	業務別 (大要)	資本金	創立年月
同	日本銃砲店	通三ノ一	銃砲火藥商	五萬	同三八、一一
同	土屋商會	本石町四ノ二七	銅鐵商	五萬	同三六、一二
同	山村商會	龜島町一ノ二二	砂糖	五萬	同四二、一
同	東京惠比壽商會	坂本町三〇	證券買賣	五萬	同四四、六
同	前川商會	若松町一七	內外フランクセル木綿類販賣	五萬	同三九、五
同	大藤商會	通油町一	袋物類製造販賣	五萬	同四〇、一〇
同	建材會	繪物二六	建築材料仲立	五萬	大正二、四
同	いしや松本器械店	本町三ノ一二	醫科器械商	四萬五千	明治三四、一
同	清水水會	通三ノ一六	官衙會社用達業	三萬八千	同四二、九
同	平谷合資會	堀江町二ノ五	扇子學校用品	三萬六千	同二六、七
同	富倉商會	兜町五	株券買賣	三萬	同三八、九
同	森岡打物會	本材木町一ノ二八	打双物砥石商	三萬	同四〇、一二
同	一〇商會	元柳原町二九	海產物鮫類加工製造	三萬	同四四、九
同	東京綿糸會	葺屋町九	綿糸仲立	三萬	同二九、九
同	木内商會	長谷川町一七	洋反物類	三萬	同四三、一一
同	菱勘商會	馬喰町二ノ一一	洋傘商	三萬	同
同	大藤商會	堀町三	織物仲繼	三萬	大正二、三
同	佐藤商會	橋町四ノ一四	織物糸類メリヤス等	三萬	同元、一二
同	小津海產商會	元四日市町七	海產物商	三萬	同
同	武士商會	元大坂町七	陸軍用達	三萬	明治四四、一
同	帝國酒精福神會	小傳馬町三ノ一	福神漬販賣	三萬	同三三、一
同	竹内商會	本材木町一ノ二二	時計貴金屬其他修繕	三萬	同三五、一一

第十四章 商工業附瓦斯電燈

第三節 明治以後の商業

六一一

別組織	社名	所在	業務別 (大要)	資本金	創立年月
同	合資	中島	仲立代辦金錢貸付業	三萬	明治四一、四
同	有馬組	船部	運送	二萬五千	同三八、七
同	守田	本町三ノ三	賣藥商	二萬五千	同三七、六
同	東京化粧品合資會社	濱町一ノ四	化粧品製造	二萬五千	同四四、四
同	增見屋	本町一ノ一三	西陳一切	二萬一千	同
同	開新	本石町三ノ一〇	繻帶材料商	二萬	大正元、一
同	恒川	同 四ノ八	金物電氣用品商	二萬	明治四一、一
同	石川	新和泉町一五	太物商	二萬	同三八、二
同	田尻	坂本町二〇	和洋紙商	二萬	同四一、五
同	商業	蠟燭町一ノ二	通信	二萬	同三九、一二
同	朝日	大傳馬町一ノ二七	金物商	二萬	同四四、八
同	高岡	鐵砲町九	金物類卸	二萬	大正二、一
同	日本農事保安會社	蠟燭町三ノ一	害虫驅除器製作	二萬	同元、一二
同	森	中洲町八	株式仲買	二萬	明治四四、一
同	大島物産商會	本銀町三ノ九	大島物産販賣	二萬	同三三、一一
同	東京薪炭販賣合資會社	蠟燭町二ノ一五	薪炭其他販賣	二萬	同
同	百貨	本町四ノ一二	吳服絹木綿織物唐物仲介	二萬	大正二、五
同	森	元濱ノ一二	和洋織物仲立業	二萬	明治四四、九
同	秋谷	本町正町一	毛織物洋服地販賣	二萬	同三九、九
同	針文販賣	大傳馬町二ノ一四	針文販賣	二萬	同三三、一二

別組織	社名	所在	業務別 (大要)	資本金	創立年月
同	日本製材合資會社	川瀨石町一	立木伐採及木材賣買	二萬	同三四、一二
同	前橋	小網町二ノ八	荒物及履物販賣	二萬	同四〇、四
同	小松	新村木町八	染糸反物	二萬	同三七、九
同	山一	田所町九	織物商	一萬八千七百	同三一、七
同	片山	新大坂町二	太物商	一萬八千	大正二、三
同	元堂	吳那町一八	圖書雜誌出版販賣	一萬八千	明治三八、二
同	日比野	元柳河岸二	空藏賣買	一萬六千	同四五、二
同	山合	濱町二ノ二	鶏卵商	一萬五千五百	同三九、一一
同	三久	同 三ノ一	茶商	一萬五千	同
同	小川	橋町二ノ四	工業藥品染料化粧品等	一萬五千	同三三、四
同	商工	所 楓河岸ノ三〇	資產信用等の調査	一萬五千	大元、一一
同	内田	箱崎町一ノ一	茶商	一萬五千	明治四二、二
同	山三	通靈町一五	小物間化粧品販賣	一萬五千	同三四、三
同	藤井	橋町一ノ一	ハンカチーフ販賣	一萬五千	同四五、三
同	上澤	小網町四ノ七	東京米穀物品取引所仲買會管理會	一萬五千	同四〇、二〇
同	吉倉	萬町九	財產に關する信託	一萬五千	同四五、四
同	布屋	小網町二ノ一三	有價證券古金銀販賣	一萬五千	同四三、一〇
同	三脇	藥研堀町一九	貸金財產管理等	一萬四千	同四四、一一
同	明治	蠟燭町二ノ七	無盡貸金	一萬三千	同四二、一一
同	日治	村松町二二	化粧品製造販賣	一萬三千	同四〇、六
同	大正	馬喰町四ノ一二	草履商	一萬一千	同四四、五
同	自働車會社	西河岸町七	自働車販賣貸貸	一萬一千	大正二、一

第十四章 商工業附瓦斯電燈 第三節 明治以後の商業

別組織	社名	所在	業務別 (大要)	資本金	創立年月
合資	平野綜合會社	中洲町二一	内外綿花糸屑綿木綿	一萬一千	明治三二、一
同	谷道商會	西河岸町一二	海運周旋	一萬	同四一、二
同	東京通關會社	箱崎町四ノ一	運送	一萬	同三九、三
同	松谷合資會社	綱敷町一ノ三	證券買賣其他	一萬	同三七、一二
同	洋白會社	鐵砲町八	ニツケル、ニユーム類商	一萬	大正元、九
同	上野屋商會	東線河岸二四	毛織物洋傘商	一萬	明治三二、三
同	東京糸物會社	鐵砲町	糸物一切仲立	一萬	同
同	松本合資會社	本町四ノ一八	藥種醫療器械類	一萬	同三四、一〇
同	山丸木合資會社	小傳馬上町一五	藥種醫療器械類	一萬	同
同	東京藥品商會	同	藥種醫療器械類	一萬	大正二、一
同	發明品委託會社	濱町三ノ一	特許新藥品の製作販賣	一萬	明治四五、五
同	黑沼商會	箱崎町二ノ一	米雜穀商	一萬	同四〇、一〇
同	春日井商會	村松町三五	袋物類製造販賣	一萬	大正二、六
同	大和合資會社	南茅場町五一	財產管理及貸金	一萬	明治四〇、一
同	濱屋商會	濱町二ノ一	實商	一萬	同三九、五
同	土井商會	橋町二ノ三	毛織物商	一萬	同四一、四
同	集原商會	北島町一ノ二四	貸金	一萬	同四一、四
同	石原商會	伊勢町九	織物販賣	一萬	大正二、二
同	外村精綿會社	新大坂町ノ六	織物販賣	一萬	同二、六
同	田中屋商會	濱町三ノ五	綿帶材料商	一萬	同

組織別資本

別組織	社名	所在	業務別 (大要)	資本金	創立年月
同	片桐商店	彌生町ノ五	吳服太物卸	一萬	同
同	星立五商會	兜町四	仲立證券買賣	一萬	明治四五、四
同	相互信託會社	通二ノ一二	洋織物類賣買債權取立等	一萬	大正元、九
同	帝國保險會社	濱町一ノ一二	仲立業金錢貸付業	一萬	明治四〇、七
同	毛織物合資會社清水商店	本石町三ノ六	羅紗毛織物販賣	一萬	同三五、四
同	伊勢利千谷商店	若松町二〇	綿布織物賣買	一萬	同
同	阿部商會	元四日市町六	海產物鹽物問屋業	一萬	同四五、六
同	鐵底靴製造販賣會社	十軒店町二	鐵底靴製造販賣	一萬	同三四、一二
同	東京郵船取扱問屋事務所	箱崎町四ノ一	運送	一萬	大正二、六
同	日本ホソノ商會	濱町二ノ一一	各種唧筒其他付屬品販賣	一萬	明治三四、三
同	國光合資會社	數寄屋町二	有價證券月賦販賣	一萬	同四三、五
同	エツチン一商會	本銀町二ノ九	專賣特許品及文房具販賣	一萬	大正元、一〇
同	福野商會	坂本町二二	織物仕入販賣	一萬	同二、二
同	上野商會	濱町三ノ一	織物仕入販賣	一萬	同
同	第一生命保險相互會社	通三ノ一	生命保險	十四萬	明治三五、九

次に組織別乃至資本金別等によりて之を見るに、株式會社百四十五、公稱資本金一億九千五百二十六萬一千圓、拂込金額一億二千九百九十九萬七千三百四十二圓、合名會社八十五、資本金七千四萬六千三百圓、合資會社三百四十六、資本金千三百七十二萬九千九百五十圓。之を表示すれば左の如し。但、前表と共に大正

組織別	資本額別	社數	資本總額	拂込總額
株式	一萬圓以上	一	一九五三六一、〇〇〇	一一一九九七、三四二
株式	一萬圓以上	六八	五〇〇〇	二五〇〇
株式	二十萬圓以上	二八	四、五五七、〇〇〇	二、一七八、七五〇
株式	五十萬圓以上	一七	七、五九九、〇〇〇	三、九一八、五〇〇
株式	百萬圓以上	一八	八、八五〇、〇〇〇	四、八二六、二五〇
株式	五百萬圓以上	一六	三二、四五〇、〇〇〇	二〇、三八一、八五〇
株式	一千萬圓以上	七	三一、四〇〇、〇〇〇	一七、三五〇、〇〇〇
株式	計	一四五	一九五三六一、〇〇〇	一一一九九七、三四二
合名	一萬圓以上	一	一、六九四、一〇〇	一、六九四、一〇〇
合名	二十萬圓以上	四	一、〇二二、〇〇〇	一、〇二二、〇〇〇
合名	五十萬圓以上	五	一、一五〇、〇〇〇	一、一五〇、〇〇〇
合名	百萬圓以上	二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
合名	五百萬圓以上	一	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
合名	一千萬圓以上	二	六〇〇、〇〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇、〇〇〇
合名	計	八五	七〇〇、四六三、〇〇〇	七〇〇、四六三、〇〇〇

業務別會社

會社業務大別并支店數

資 合	株式會社	合名會社	合資會社	相互會社	計
百 萬 圓 以上	三	三	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三〇四
五十 萬 圓 以上	三	三	一、九五〇、〇〇〇	一、九五〇、〇〇〇	三六
二十 萬 圓 以上	一五	一五	三、六九〇、〇〇〇	三、六九〇、〇〇〇	一七
一 萬 圓 以上	二四	二四	四、四六八、三〇〇	四、四六八、三〇〇	一六
一 萬 圓 未 滿	二〇一	二〇一	六二一、六五〇	六二一、六五〇	二七
計	三四六	三四六	一、三七二、九九五〇	一、三七二、九九五〇	八六
合 計	五七六	五七六	二、七九一、三七、二五〇	二、七九一、三七、二五〇	九一

物 品 販 賣 業	製 造 其 他 工 業	鑛 業	保 險 業	運 輸 交 通 業	無 盡 貸 付 周 旋 管 理 等 業	其 他
株式會社	株式會社	株式會社	株式會社	株式會社	株式會社	株式會社
三三	一九	一二	一五	五	三八	二三
合名會社	合名會社	合名會社	合名會社	合名會社	合名會社	合名會社
五四	二	一	一	三	五	二
合資會社	合資會社	合資會社	合資會社	合資會社	合資會社	合資會社
二二三	一五	五	一六	四六	四一	四一
相互會社	相互會社	相互會社	相互會社	相互會社	相互會社	相互會社
一	一	一	一	一	一	一
計	計	計	計	計	計	計
三〇四	三六	一七	一六	二七	八六	九一

計	株式會社				合名會社		合資會社		相互會社		計
	支	店	四	五	二	五	三	四	六	一	
備考	本表外、外國會社支店二あり。	四四	二五	二七	九六	五七七	一	一	一	一	九六

各會社の沿革
三井合名會社

以下、資本金六十萬圓以上の現在營業會社の沿革を略記すべし。五十萬圓以下は前表参照
三井合名會社 駿河町に在り。明治二十六年六月設立するところにして、有價證券及び不動産取得利用、其の他造林、樟腦製造業等及鑛山業を營む。資本金五十萬圓、臺北に出張所を置く。

北海道炭鐵汽船會社

北海道炭鐵汽船株式會社 本草屋町にあり。明治二十二年十一月創立するところにして、資本金二千七百萬圓を有し、夕張、空知、幌内の各炭鑛の外、膽振室蘭に製鐵場を設け、其の他各地に支店と賣炭場を有せり。

三井鑛山會社

三井鑛山株式會社 駿河町にあり。明治二十六年六月の設立に係り、三井家同族の經營するところにして、初めは合名會社たりしが、明治四十四年十二

三井物産會社

月組織を變更して株式會社となし、所有の各鑛山に關する一切の鑛業を取扱ふ。現時資本金二千萬圓、三池、田川、本洞、山野、登川の六炭鑛、神岡、古武井、岩雄、登串、木野の四鑛山あり。

九州水力電氣會社

三井物産株式會社 駿河町にあり。明治九年七月の創立に係り、初めは三井家同族の組織するところにして、合名會社たり。汎く歐米及び東洋の各要地に支店及び出張所を設け、物品販賣、仲買、運送、代辨及び倉庫保管等に關する各種の事業を營み、明治四十二年十月、業務擴張と共に組織を變更して株式會社に改む。現時資本金二千萬圓、横濱、大阪、名古屋、神戸、門司、長崎、三池、臺北、臺南、京城、天津、上海、漢口、香港、新嘉坡、孟買、倫敦、紐育等に支店を置き、其の他内國及び海外の要地に出張所又は船舶部、石炭部、木材部、棉花部、肥料部等各種の部門に屬する設備を有せり。

保善社

九州水力電氣株式會社 小網町三丁目にあり。明治四十四年四月設立するところにして、資本金は一千百五十萬圓、電力供給を目的とす。
合名會社保善社 小舟町にあり。明治四十五年一月の創立にして、資本金

日本活動寫真會社

一千萬圓、不動産賃貸及び各種事業に對する出資を爲す。

帝國製麻會社

品川町裏河岸にあり。舊と近江麻糸會社、下野製麻會社及び大阪製糸會社を合併し、明治四十年七月に至りて改稱せしものにして、

加納鑛山株式會社

通三丁目にあり。明治四十年三月設立、資本金五百萬圓にして、専ら所屬の加納鑛山を經營す。

東京土地會社

本町四丁目にあり。大正元年十月設立するところにして、資本金五百萬圓、土地の賣買、保管を取扱ふ。

東京建物株式會社

吳服町にあり。明治廿九年八月の設立に係り、資本金五百萬圓、横濱、天津、京城の三支店を有し、主として年賦月賦によりて家屋建築を營む。

渡邊保全會社

本材木町一丁目にあり。明治四十三年七月の設立に係り、資本金五百萬圓、不動産有價證券取得利用に關する業務を取扱ふ。

田中鑛業株式會社

坂本町にあり。大正二年十一月設立するところにして、資本金三百萬圓を有し、専ら所屬の鑛山に關する業務に従事す。

朝鮮興業株式會社

蠣殼町一丁目にあり。明治三十七年九月の設立に係り、資本金三百萬圓、朝鮮に於ける農業、殖林、牧畜及び農産物賣買、倉庫運送等に關する業務を經營し、釜山及び黃州に支店を置き、木浦等に管理所を置く。

東神倉庫株式會社

箱崎町三丁目にあり。舊と合名會社三井銀行に於ける倉庫に關する部門を、同銀行の組織變更の際之を分離し擴張するに至りしものにして、明治四十二年十月、株式會社の組織に改め、資本金二百萬圓、箱崎、神戸門司三支店の外、派出所三箇所を置けり。

三共株式會社

室町三丁目にあり。弘く藥品を製造し、其の他衛生材料、醫療器械等を製造販賣するを以て目的とす。大正二年三月の設立にかゝり、資本金二百萬圓、府下北品川町に製造工場を有す。

日清製粉株式會社

末廣河岸にあり。明治四十年三月設立するところにして、資本金五百萬圓、横濱、天津、京城の三支店を有し、主として年賦月賦によりて家屋建築を營む。

東京信託會社

して資本金百七十萬圓、横濱館林宇都宮等の三工場あり。

東京信託株式會社

元大工町にあり、明治三十七年九月創設し、初め信託社と稱して開業し、三十九年四月株式會社組織に改め、一般財産及び土地建物の管理財産の整理と處分、不動産抵當代理貸附資金運用委託等に關する業務を取扱ふ。資本金百五十萬圓、大阪其の他に支店七箇所あり。

中外石油ア
スファルト
會社

中外石油アスファルト株式會社

通二丁目にあり、明治四十年四月の設立に係り、資本金百五十萬圓、秋田縣南秋田郡豊川村に礦業所を有し、府下三河島に工場を置き、大阪に出張所を設く。

内國通運會社

内國通運株式會社

佐内町に在り、舊江戸定飛脚問屋吉村甚兵衛の、率先して仲間を叫合勸説して創立したるものにして、夙に荷物運漕、信書往復の事を業とせしが、明治五年六月、政府制定の規則により、陸運元會社を創設し、八年三月業務を擴張して内國通運會社と改む。即ち陸上の運送業は本社の獨占するところとなりしが、更に水上運漕業を擴張し、利根荒川、鬼怒の三川に水路を通じ、各地方に航路を開き、川蒸汽船通運丸を造り、旅客運輸、荷物回漕の業に従

入山探炭會社

事し、資本金も漸次増加し、現時百二十五萬圓に上る。市内集荷所の外、新橋神田、深川に支店を置き、大阪、京都、神戸、横濱其の他内地朝鮮等樞要地二十ヶ所に支店及び出張所を設く。

入山探炭株式會社

藥研堀町にあり、明治二十八年五月設立、資本金壹百萬圓、石炭の採掘運搬及び販賣を業とす、坑務所は福島縣石城郡湯本村にあり。

奔別炭礦會社

奔別炭礦株式會社

伊勢町にあり、明治四十年十一月設立、資本金壹百萬圓、石炭の採掘運搬及び販賣を業とす、炭礦を北海道空知郡三笠村等に有す。

安田商事會社

安田商事株式會社

小舟町三丁目にあり、明治四十四年九月設立するところにして、資本金百萬圓、製造業倉庫運送業及び石炭採掘販賣等に關する業務を取扱ふ。

小池合資會社

小池合資會社

兜町にあり、明治四十四年四月の設立に係り、資本金百萬圓、有價證券買賣信託に關する業務を取扱ふ。

福島商會

合資會社福島商會

青物町にあり、明治三十八年十二月設立するところにして、資本金百萬圓、有價證券買賣、金融仲介を業とす。

紅葉屋商會

合資會社紅葉屋商會

坂本町にあり。明治四十三年十二月の設立に係り

合資會社モスリンキヤラコ商會

合資會社モスリンキヤラコ商會

通旅籠町にあり。明治四十三年一月の

國定教科書共同販賣所

創立にして、資本金九十五萬圓、モスリン・キヤラコの賣買仲立業たり。

帝國鑛泉會社

株式會社國定教科書共同販賣所

新右衛門町にあり。明治三十九年八月

塚本合名會社

設立するところにして、資本金七十五萬圓、大阪に出張所を置く。

東京火災保險會社

帝國鑛泉株式會社

坂本町にあり。明治四十年二月の創立にして資本金

千代田火災保險會社

塚本合名會社

六十萬圓、鑛泉の販賣を爲す。

東洋海上保險會社

東洋海上保險株式會社

堺町にあり。明治二十二年二月の創立にして資本金六十

帝國海上運送火災保險會社

東京火災保險株式會社

萬圓、絹布綿布の賣買を爲す。

共同火災保險會社

共同火災保險株式會社

北鞘町にあり。明治二十年七月の設立にして資

萬歲生命保險會社

帝國海上運送火災保險株式會社

本金一千萬圓、大阪其他の地に支店數箇を置く。

第一生命保險會社

千代田火災保險株式會社

檜物町にあり。大正二年八月設立したるもの

にして資本金五百萬圓、大阪其他に數箇の支店を有す。

共同火災保險會社

共同火災保險株式會社

本草屋町にあり。明治三十九年六月の設立にし

帝國海上運送火災保險會社

帝國海上運送火災保險株式會社

北鞘町にあり。明治二十六年九月の設

東洋海上保險會社

東洋海上保險株式會社

立にして資本金三百萬圓、大阪神戸に支店を置く。

東洋生命保險會社

東洋生命保險株式會社

小網町四丁目にあり。明治十一年五月設立した

帝國生命保險會社

帝國生命保險株式會社

るものにして、資本金二百萬圓、大阪其他に支店及び出張所を置く。

萬歲生命保險會社

萬歲生命保險株式會社

本町一丁目にあり。明治三十三年十月の設立に

第一生命保險會社

第一生命保險相互會社

して、資本金一百萬圓、支店及び出張所數箇所あり。

第一生命保險會社

第一生命保險相互會社

通三丁目にあり。明治三十九年五月の創立にし

萬歲生命保險會社

萬歲生命保險株式會社

置く。

第一生命保險會社

第一生命保險相互會社

したるものにして、資本金一百萬圓、大阪其他に支店及び出張所を置く。

第一生命保險會社

第一生命保險相互會社

置く。

第一生命保險會社

第一生命保險相互會社

置く。

第一生命保險會社

第一生命保險相互會社

置く。

て、基金口數七百、釀出人員三十二人、基金十四萬圓、内拂込三萬五千圓諸積立金三十六萬五千六十七圓、責任準備金四百一十一萬一千五十圓を算す。

第四 取引所

東京株式取引所

取引所も、亦營業會社なれども、特に之を分ちて記さんとす。東京株式取引所は兜町にあり。全國株式取引所の嚆矢にして、明治十一年五月の創立にかゝる。之より先、明治七年十月株式取引所條例の發布せらるゝありしも、當時社會の狀態は、未だその必要を認めざるものゝ如く、且、該條例は實地の取引に適せず、皆その設立を躊躇するの有様なりき。後明治十年、諸公債の賣買漸くその數を増加するに伴ひ、公開市場の必要を感じ、有志者相謀りて、取引所條例改正の意見を提出し、十一年五月、該條例の改正ありしを機とし、同年六月業務を開始す。これ東京株式取引所の濫觴なり。ついで十六年五月、營業滿期を機として定款規則を改正し、五ヶ年間營業繼續の允許を得たり。越えて二十年、共同取引所條例發布と共に、營業滿期を待ちて廢止することゝなりしも、二十二年五月まで營

十一年創業

日清役後の發展

業繼續を許され、二十一年、更に二十四年六月まで延期、再び二十七年六月まで延期の許可を得たり。明治二十四年三月には、法律第五號の發布ありしかば、その新法によりて、定款其の他營業規則を改正し、以て業務の繼續をなせり。かくて日清戰役後は、經濟界の面目殆んど一新せられ、諸般事業の發展亦著しきものありしかば、取引所に於いても、三十一年五月、舊定款規則を更改し、同年一月には大阪株式取引所に倣ひて、現行はるゝ一定直段賣買法を採用せり。然るに三十五年に至り、取引所條例の改正によりて、賣買限月を二个月に短縮したるを以て、一時商況の不振を來せしも、明治三十六年五月、再び改正せられたるによりて、賣買限月を復舊して三個月となし、日を逐ひて盛況を呈するに至れり。資本金は初め二十萬圓なりしを、漸次に増加して、三十九年には四百萬圓となし、更に之を一千二百萬圓となす。仲買現在九十八人あり。今其の賣買出來高の大概を見るに、明治二十四年には百三十萬株なりしが、日清役後に於いて、經濟界の發展に伴ひて、取引亦面目を新にし、三十五年には二百九十四萬株に達し、日露の役によりて一變轉機を劃するや、果然未曾有の活

資本金

賣出來高

躍を呈し、東京株式取引所株の如き、二百六十八圓臺より五百十五圓臺に上り、諸株又一齊に高値を示せしが、其の出來高は三十九年に於いては、實に千二百八十二萬株となりて、空前の多數を示し、四十四年尙其の氣勢をつゞけて千二百一萬餘株、十一億九千六百六十九萬餘圓に上りしが、爾來九百六十萬乃至一千萬株、金額五億圓乃至十億の間を上下し、大正元年には、千二百三十九萬餘株、七億八千九百十七萬圓となり、大正二年に於いては九百八十五萬餘株、七億三百六十七萬餘圓となり、大正四年歐洲大陸の戰爭繼續により、我が正貨の増加未曾有の多額に達するや、又一大活躍を繼續しつゝあり、これ其の一端に過ぎずと雖、又取引所の發達を知るの料たるべし。

東京米穀商品取引所は、蠣殻町一丁目二番地にあり、米相場は、既に端を江戸時代に發す。即ち享保十五年、本區通三丁目小網町、并に、神田皆川町、永富町、淺草田町五組合に命じて米延賣の切手賣の會所を許可したるを以てその權輿とす。後文化十年、三橋會所頭取杉本茂十郎等主唱となりて、伊勢町に米市を立つ。所謂「たん」と稱する空米相場會所なり。尋で尾張家の蠣殻町所在の藏屋敷、紀州

東京米穀商
品取引所伊勢町の米
市

三會所

家の濱町藏屋敷等に於いて市を立つ。文政十三年、大和屋彦七が小網町に市を立つるや、蠣殻町と濱町を合せ、是を三會所と稱す。其の他淺草藏前に於いて札差の麩米を賣買する者ありしも、要するに江戸の米相場は、大阪堂島の盛んなるに及ばざりき。

東京商社

蠣殻町米商
會所

明治初年に及び、小網町に東京商社及び東京米市場等設立せられ、定期米の賣買を行ひ、七年、同所に中外商行會社起り、同じく其の賣買を以て業となせり。次で九年十月、米商會社、中外商行會社は東京蠣殻町米商會所と改稱し、新條例に遵ひ、各資本金五萬圓を以て業を營み、十六年兩社合併して東京米商會所と改稱し、資本金を十萬圓と定む。然れども税率過重、會所税は手数料收入高十分の二、仲買人税は約定金高千分の五にして賣買者の負擔に堪えざるものゝ如く、爲に商況不振なりしかば、十八年十一月、政府は税率を改正し、仲買人税を廢止し、更に會社税(賣買約定高千分の二)を徵するものとし、十九年には稍好況を呈せり。然るに會社の營業年限は二十年八月を以て滿了するに就き、二十一年五月迄の延期を請願して、許可せられ、二十年五月取引所條例の發布となり、營業

満期を待ちて廢止する規定なりしより、再び請願して二十二年五月迄延期を許可せらる。二十一年、更に二十四年六月迄延期を許可せられ翌十一月稅率の改正(賣買約定高萬分の六)あり、少しく營業の不振を挽回し、二十三年九月、米商會所改正に係る數條の條目を付して、二十四年七月より滿三ヶ年間の延期を請願し、允許を得。二十四年六月意外の事變に際會せしも、整理の後面目を一新し、二十六年三月新に發布せられたる取引所法に基づき、株式會社東京米穀商會品取引所と改稱し、營業繼續の許可と共に、同年十月更に營業を開始せり。二十九年倉庫設置の資本として十萬圓を増加し、更に倍加して總額四十萬圓となし、三十一年全部の拂込を了れり。三十五年六月、資本金増額賠償責任準備金、仲買人身元保證金等に關する事項を改正し、同年十一月營業繼續を申請して十二月之を許可せられ、三十六年三月家屋全部の改築を企て、工事中は舊十二商品取引所跡にて營業せしが、同年六月全部竣工せしを以て、之に移る。現在仲買五十九人あり。

取引出來高

本取引所に於ける定期米の出來高は、明治十一年には、二千四百二十二萬餘石

現稱に改む

なりしが、十二年には實に四千七十一萬餘石に達し、十三年には千七百二十二萬餘石に減じ、更に十四年には四百六十四萬餘石に激減し、十五年には六百七十九萬餘石となれり。ついで二十年までは二百七十萬石乃至六百萬石の間を上下し、金額又一千四百萬圓乃至三千二百萬圓に過ぎざりしが、二十四年八百六十四萬石に達し、三十五年には千八百八十五萬石、價格二億四千六百五十一萬圓に上り、三十七年には千三百六十五萬餘石、一億七千七百四十三萬餘圓となり、四十年には更に増加して千六百五十三萬餘石、二億七千五十萬圓に上る。その後四十三年に至るまでは、石高に於いて十萬石乃至三百萬石の増減ありたれども、四十四年には激増して二千六十二萬餘石、三億五千四百三十一萬圓に上り、大正元年には、二千七百三十二萬餘石、金額正に五億三千九百八十八萬圓に達し、從來の記録を破る。大正二年には、尙二千九十二萬餘石、四億二千二百七萬圓を數ふ。以て大勢を卜するを得べし。左に前後七ヶ年間の出來高を表示して參考とすべし。

定期米賣買出來高

月次	八月		九月		十月		十一月		十二月	
	八	九	九	十	十	十一	十一	十二	十二	十六年
十一年	六、〇一九	五、九八四	五、九六七	五、六五一	五、六一四	五、五一八	五、七二九	五、八六三	五、四九五	六、四六一
十二年	八、〇九三	七、七七五	七、三五〇	八、九一一	七、九一五	七、一四	八、一二九	七、三七四	七、一三七	七、九〇八
十三年							九、六〇〇	一〇、三九六	一〇、五八三	一一、六四四
十四年	九、一六五	九、〇四一	九、九三七	八、四九四	八、四五七	八、四二四	九、〇二七	九、一〇一	九、一四	九、五二一
十五年	七、九七三	八、一二七	八、一九六	七、九〇六	七、九四〇	八、〇七〇	七、九一二	八、〇四二	八、二一五	七、三九二

表中記入なきものは停止又は休業中に係るもなり。其の他限月の内一

四十二年以降
の限月相場

月次	一月		二月		三月		四月		五月	
	先	中	先	中	先	中	先	中	先	中
明治四十二年	一三、六二〇	一三、七八八	一三、九七〇	一三、七〇九	一三、八四三	一三、九五八	一三、五一一	一三、六二六	一三、七六二	一三、二九三
同四十三年	一〇、八二四	一一、二七〇	一一、五二五	一一、六九四	一一、九四〇	一一、三七六	一一、二九一	一一、四四四	一一、七二二	一一、四〇七
同四十四年	一五、一〇七	一五、三一一	一五、三九八	一五、三三五	一五、四六三	一五、五五九	一五、九五四	一六、〇九一	一六、二七五	一六、九九八
大正元年	一八、三七六	一八、三二九	一八、五一四	一八、七七二	一八、七八九	一八、七八八	一九、六一七	一九、四八八	一九、四九〇	一九、六六二
同二年	二二、一六二	二一、九八七	二一、八五一	二一、一五五	二〇、八一八	二〇、六五六	二一、一八三	二一、〇三一	二〇、二三五	二〇、九五二

个月を缺くものは相場、の立たざるに由る(前表は東京府統計後表は東京市統計)

月次	六月			七月			八月			九月			十月			十一月		
	先	中	當	先	中	當	先	中	當	先	中	當	先	中	當	先	中	當
明治四十二年	一四、五一四	一五、一〇九	一五、五〇五	一三、八〇五	一四、一三六	一四、二七四	一四、四三三	一四、五六四	一四、九六二	一四、三六六	一五、二七六	一三、〇九一	一四、〇〇〇	一一、九三六	一一、八二二	一一、三三五	一一、四七八	一一、四七八
同四十三年	一二、六〇四	一二、九〇四	一三、二二七	一二、〇四三	一二、四九二	一二、六九六	一三、九四二	一四、三三五	一四、四八七	一四、五八八	一四、九一四	一四、九二八	一五、八七〇	一五、五二九	一五、五三五	一四、八三〇	一四、九四一	一四、九四一
同四十四年	一七、九八六	一七、九〇〇	一七、七九五	一九、一五八	一九、〇五四	一八、四一九	二〇、二二七	一九、六一二	一八、五〇八				一七、八一	一六、四八七	一六、三八五	一五、八六三	一五、八一九	一五、八一九
大正元年	二一、二〇二	二一、三四一	二〇、三四六	二二、五〇〇	二一、四八〇	二〇、九八一	二一、四八〇	一九、六五七	一八、一〇六	一八、九七二	一七、四一七	一七、三八七	一八、八九四	一九、〇四六	一九、〇九八	二一、〇五七	二〇、八五一	二〇、八五一
同二年	二一、二二三	二〇、四七二	一九、七七二	一九、八六五	一八、九九六	一八、七四七	一七、五三四	一七、七五八	一七、七五八	一九、二六〇	一八、三七〇	一八、八八四	一九、六七四	一九、九〇六	二〇、二〇四	一九、〇九九	一九、二四一	一九、二四一

十二月	先			中			當		
	先	中	當	先	中	當	先	中	當
期	一、八〇三	一、二〇八	一、四三二	一、七〇九	一、五〇四三	一、五〇五八	一、五〇四三	一、五〇四三	一、五〇四三
期	一、八〇三	一、二〇八	一、四三二	一、七〇九	一、五〇四三	一、五〇五八	一、五〇四三	一、五〇四三	一、五〇四三
期	一、八〇三	一、二〇八	一、四三二	一、七〇九	一、五〇四三	一、五〇五八	一、五〇四三	一、五〇四三	一、五〇四三

第五 市場附勸工場

日本橋魚市場は、元和二年の創立にかゝる。詳しくは江戸時代の商業の條に記述したり。明治十年六月魚鳥市場例規并に税則の制定あるや、本小田原町、本船町、元四日市町、安針町及び長濱町を日本橋魚市場と稱し、會所を設け頭取を置く。明治十五年には問屋三百四十六戸、仲買二百五十戸あり。明治廿四年規約を改め、三十九年警視廳の管理となり又之を更正し、芝河岸組、中河岸組、地曳河岸組、三十軒組、下河岸組、川魚組、本小田原町組、安針町組、長濱町組、室町組、三所組等を以て組合を結び、生魚、乾魚、鹽魚の取引をなし、事務所を本船町十八番地に置き、白澤武平之が頭取たり、而して現時の組合員八百五十三人、建物一萬一千坪、土地一萬四千四百坪あり。

日本橋魚市場

現今の組合

取引高の増減

尙當市場の取引高は、十五年以前には、二百五十萬圓内外なりしが、今や千五百三十六萬圓に達し、報償額三十六萬一千圓を算す、異常の發達と謂ふべし。左に三十年以降の問屋仲買人員并に賣上高を表示すべし。但、本表は届出にかゝるものにして、全部を推算すれば、前記の如く一千五百餘萬圓を算するものなりといふ。

年 度	問屋人員	仲買人員	問屋賣上金高	仲買賣上金高
明治三十年	四四六	一〇二	三二五、五七四、〇〇〇	二五三、四〇〇、〇〇〇
明治三十五年	五四九	一六一	二、九二五、一九〇、〇〇〇	二四〇、九四一、〇〇〇
明治四十年	六六四	一九六	四、九六五、四六〇、〇〇〇	四〇一、〇七三、〇〇〇
明治四十五年	六二一	一九五	六、四五七、五八〇、〇〇〇	五四九、二四〇、〇〇〇
大正四年	六二一	二三三	六、七八五、五八〇、〇〇〇	五四九、二四〇、〇〇〇

日本橋四日市組魚市場は所謂新場と稱し、延寶二年本材木町に起立せしが、明治十年七月規約を新定し、青物町元四日市町本材木町一丁目を營業區域とし、主として鹽魚乾魚貝類及び節の取引を爲す。十二三年の頃本材木町衰微し、元

三十年以後の賣上高

新場

四日市に開業するに及び、名實共に四日市町に移る。明治十五年には、營業者九十五人現在は七十七人に減じたれども、取引高は十五年以前は五十萬圓乃至七十萬圓を上下し、今や三百六十萬四千圓に上り、報償額九萬四千圓を算す。而して土地二千四百坪、建物八百坪あり。

日本橋魚市場の移轉問題は、本區にとりては最も重大なる問題の一なるを以て、左に大要を叙して其の推移を知らんとす。

明治二十一年八月十六日、勅令第六十二號を以て東京市區改正條例を公布せられ、ついで十一月二日、當市場を濱町三丁目に移轉の豫定なりしが、該地の水質悪しきを理由として、交換地を請願する所あり。同廿二年五月市告示第三十七號を以て、魚市場を本區永代町北新堀町箱崎町中洲町(面積四萬千五百坪)と定め、同月警察令第二十號を以て日本橋魚市場を今後十年以内、右指定地に移轉すべきを達せらる。蓋、魚市場移轉問題は此に端を發したり。かくて明治三十年四月、警視廳當局者に、向後十年間移轉延期を願し、五

魚市場移轉問題の經過

市區改正に端を發す

移轉延期願

月に至り五ヶ年間の延期を許可せられしが、同三十五年十一月、延期年限満ちたるを以て、條件附移轉請願書を警視廳に呈出し、東京市長に左の請願書を呈出したる。

條件付移轉請願書

- 一、御指定地の内御買上又は御借上相成候場所は、永久御貸下被成下候歟、又は二十ヶ年賦御拂下被成下候歟、兩様の内御許可被成下度候事。
- 一、現に御市有の土地へ建造物等御取拂の上、無代價御下付被成下度候事。
- 一、新に御埋立相成候場所は、實費を以て、二十ヶ年賦御拂下被成下度候事。
- 一、道路及堀割等は、市設に被成下度候事。
- 一、土地御拂下代金、又は御貸下賃料は、營業開始の時より御取立被成下度候事。
- 一、營造物一切の費用は、此不景氣と臨時の支出たるとに依り、私共負擔の儀、甚だ困難に付、一時御貸下被成下度、又は市設の上御拂下被成下候歟、兩様の内御許可被成下候事。但二十ヶ年賦返納の事。
- 一、年賦の儀は、總て無利息に被成下度候事。

前條の外左に

一、地所營造物共に、一切市設の上御貸下被成下候歟、又は負擔に相堪へ候程度に於て、御拂下被成下候歟、兩様の内御許可被成下度候事。
右は事實不得止次第にて、甚だ恐入候得共、特に御詮議の上御許可被成下度、此段請願仕候也。

明治三十五年十一月三十日

日本橋區魚市場組合

- 組長 石井卯兵衛
- 同 中島平兵衛
- 同 細田萬藏
- 同 小泉藤藏
- 同 丹上喜八郎
- 同 西宮勇次郎
- 同 國東由太郎

組長 鈴木常太郎
 同 西澤幸七
 同 岩城國之助

東京市長 松田秀雄殿

再度の延期
 ついで三十七年二月移轉設計準備として五ヶ年間の延期を出願し、三月之を許可せられ、越えて四十二年四月、市區改正委員長に、魚市場指定地變更請願書を呈出したり、其の要に曰く、

現市場は、殆んど市の中央に位し、鐵道中央停車場に近く水陸兩者の便を有し、府下幾多の魚小賣商及料理店營業者が、毎日買出に來るに最も便なるのみならず、近時陸上交通機關の設備日々發達し、陸運に係る魚類其多數を占め、遠からず吳服橋内に鐵道中央停車場(中央停車場は乗客驛にして貨物の取扱をなさずと云ふものあるも、鮮魚の取扱は通常貨物の取扱とは全く其を取扱を異にし、一般乗客と同一の取扱をなすものなり。)を設けらるゝ場合には、北海・三陸・北陸・東海・房總・常磐・四國・九州・山陰・山陽及滿韓地方は、門司・馬關・神戸を経て輸送し來り、その魚類は皆此停車場に集中し、其内一部は再び同

指定地變更願

魚市場經營綱領

賣場所設計

停車場を経て關東甲信地方へ輸送せらるゝものなり。加之、東京市は多く西南北の三方に膨脹して、本所・深川方面に膨脹する力至て微弱なるに、中央停車場に最も近き現在地を去り、麴町・神田・下谷・本郷・小石川・牛込・四谷・赤坂・麻布等の需要地に遠き東方箱崎中洲に移るは不適當にして、且つ市場は、單に魚市場の魚商のみを以て完成するものに無之、必らず之に附屬する潮待茶屋・蒲鉾商・八百屋・飲食店・荒物屋・烏屋・漬物商等外商の設備を要するは勿論也。略○中移轉地に於て之が設備を俟には、幾多の歲月を要し、當市場の消長に至大の關係を有し居り候に付、日本橋魚河岸地護岸先拾四間の水面を使用し、日本橋川筋へ横棧橋を架し、同棧橋より元四日市河岸郵便會社倉庫との間に橋梁を架設し、同倉庫と魚河岸地とを接続せしめ、以て魚市場を改築致度候云々。

同時に魚市場經營綱領と題し之を添附呈出せしが、之には新設計の賣場所并に倉庫設計經費等を記したり、就中賣場所の設計の要を示せば左の如し。新設市場に於ては、横淺橋全部に賣店を建設する計畫なるを以て、間口貳

間奥行貳間乃至參間の賣店參百六十七個、間口壹間奥行五尺の賣店六十個、此尺數四千七百四十八尺、面積貳千五拾八坪貳合を得、元四日市河岸倉庫前護岸地長約六拾間幅員參間參分、此坪數壹百九十八坪、并に同倉庫一戸を以て水陸より輸入する魚類の荷捌所に充て、其他の倉庫内に於て、間口壹間半乃至貳間、奥行貳間の賣店七拾貳個、此尺數八百四拾九尺六寸、面積貳百八十三坪貳合合計、總尺數五千五百九十七尺六寸、面積貳千三百四拾壹坪四合を設備するを得るを以て、現在市場に於て使用する賣場所尺數四千貳百尺なるも、其内八百屋乾物屋蒲鉾商等外商の使用するものを除き、現在組合員の問屋仲買に於て使用する賣場所は、實際四千尺、此面積壹千參百參拾參坪余を出せず、之を新設市場の賣場所五千五百九十七尺六寸、面積貳千參百四拾壹坪四合に比すれば、實に壹千五百九拾七尺六寸、面積壹千八坪四合の増加を見る。之を現在組合員八百名に割當すれば、一人平均約七尺、面積約貳坪九合づくに當るを以て、優に八百人の組合員を收容し營業せしむることを得。

現在の組合員八百人に對し、賣場所約五百個にては狹隘に失する歟の疑あるも、現在組合員にして、間口貳間奥行貳間半の賣場所を専用し得るものは、僅々組合員の三分の一弱に過ぎず、其他は而かく廣大なる賣場所を使用するの必要を認めず、從て二人乃至三人にて間口二間の賣店壹個を共同して使用する割合なるを以て、狹隘を感ずる憂なし。

四十三年二月に至り、更に三今年間の延期を許可せられ、同時に期限滿了日時までに移轉設計を立案して出願すべきを達せらる。同年十月、臨時總會を開き、日本橋魚市場改設委員會規定を議し、中島平兵衛、飯田清之助、原千代松、五木田治郎、吉加藤寅吉、中村瀧治の六名を以て委員となし、同時に營業法改良委員會規定を可決し、委員として小野元七、色川宗吉、佐久間、仙太郎、田中治郎、吉森長次郎、佐藤正藏、淺見清太郎、坪野房治、田中金之助、石井卯兵衛を選舉し、各調査設計を託し、四十四年二月、魚市場法制定に關する請願書を貴衆兩院に呈出し、同年十二月、東京市長に、魚市場市營に關する請願書を呈出した。蓋、市營の魚市場を建設し、營業者に貸與せられたきを請ふにありき、其の

三度延期

改設委員會
規定營業法改良
委員會規定

魚市場は明治二十一年移轉命令ありしより、爾來二十有三年、幾度か當業者に於て改築を計畫したるも、而も之が實行にあたりては、土地并に建物を買収するの要あり。然るに之を買収するに、土地收用法を適用することを得ず、土地收用法を以て強制買収するも、尙ほ困難なるに、況んや個人間の平等關係を以て幾多の土地及建造物を買収するは、實際に於て不可能なり。加之移轉、非移轉等、組合員の一致を缺き以て、荏苒今日に至れり。而して當魚市場に於ては、舊慣に依り、魚類の委託販賣行はれ、問屋は之れを賣却し、運賃、口錢其他市場諸掛を控除し、荷主に送金する者なるに、我邦に於ては未だ魚市場法を制定せられざるを以て、營業の統一を律するものなく、問屋は激烈なる競争の爲め、組合規約に背き諸種の弊風を生ずるも、之を救済すること能はず、爲めに其損害營に當業者のみに止らず、一般需用者に及すもの、蓋、尠少にあらざるなり。今にして之が救済をなさざれば、將來當業者の破産するもの、續々輩出するの悲境に陥るを以て、此際組

合員合同して法人を組織し、該法人に於て荷受をなし、一定の薄口錢を以て現在の組合員をして販賣せしめば、薄利にして確實なる營業を持続することを得、從て廉價を以て魚類を一般市民に供給するを得べく、叙上の弊害を一掃するに庶幾かるべし云々。

かくて四十五年五月二十八日を以て期限滿了せるにより、警視廳に對し、曩に東京市へ市場市營の件を出願したるにつき、指令の至るまで引續き移轉猶豫を出願したり。

一方區會議員に於いても、之が研究を遂げんが爲めに、四十四年日本橋魚市場研究會を設け、左の委員を擧げて研究する所あり。

- | | | |
|--------|--------|---------|
| 高木 益太郎 | 大内 重兵衛 | 西澤 善七 |
| 成島 菊次良 | 市原 求 | 遠山 市郎兵衛 |
| 橋本 直一 | 岡本 宏 | 星野 錫 |
| 平塚 有 | 宮田 哲雄 | 津村 重舍 |
| 石井 彦治 | 渡邊 對三 | |

無期延期の
状況

大正三年十一月、當魚市場組合は、移轉の決議をなし、これを稟申する所ありしも、而も政府の容るゝ所とならずして、現在に至れり。此の如くにして三十年間の移轉問題は、未だ根本的に解決せられずして、事實上無期延期の狀態にあり。

濱町魚市場

濱町青物市
場

此外、濱町魚市場は、明治十三年六月魚鳥市場として開設し、十五年には問屋一、仲買五十戸あり。其取引高十五萬圓に上りしが、十八年に至り之を閉鎖したり。濱町青物市場は、明治十四年四月の創立にして、濱町一丁目一番地所在の土地七百九十三坪、建物四百八十六坪を以て之に宛て、青物及果物を取引す。十五年には營業者十二人、取引高は僅々五千圓に満たざりしが、今や、二十三人、二十四萬三千圓に上り、報償金一萬二千八百圓を算するに至れり。

矢の倉青物
市場

此外、青物市場として、矢の倉市場あり。十五年の創立にして、同年問屋八戸、仲買五戸、賣上高四萬一千圓に上り、二十年六萬三千圓を算せしが、後之を廢す。

東京油問屋
市場

東京油問屋市場は、明治二十四年三月の設立に係り、蠣殻町二丁目四番地にあ

東京砂糖問
屋市場

り、建物七坪五、石油永油、色油、油糟の取引を爲す。明治三十九年には營業者四十一人、取引高三百二十九萬三千圓を算せしが、最近の營業者三十一人、取引高三十三萬五千圓となれり。

勸工場

東京砂糖問屋市場は、明治三十八年五月の設立に係り、堀江町三丁目四番地にあり。建物十七坪、砂糖蜜類の取引をなす。現在營業者二十二名、取引高二百三十一萬四千五百餘圓に上る。

勸工場は、明治十年前後、東京府に於いて、集合賣場の制を定め、本區には、通四丁目及蠣殻町二丁目の二ヶ所に之を設けしが、十五年兩所の出品數七萬七千點、賣上高五萬二千圓に達せしが、二十年に至りて之を廢す。ついで三十年十月、米澤町に兩國館を開くものあり、三十二年十月に至りて吉川町金花館を開き、十二月蠣殻町二丁目に第一南谷商品陳列館を開くあり。三十五年には、賣店合計百八十五賣上高二萬圓ありしが、爾來相ついで閉館し、現在皆無となる。但し之に代るべきものとして、三越、白木屋の兩デパートメント・ストアを始め、其他十一个所の陳列場あり。

第六 興信所

東京興信所

今本區にあるものを東京興信所となす。坂本町にあり。明治二十九年二月東京銀行集會所同盟有志者の發起創立する所にして、同年七月南茅場町に移り、三十六年八月、坂本町元三井物産會社跡に轉じ、三十七年新築成りて現今の地に移る。目的とするところは、銀行其の他商工業者に營業上の便利を與ふるに在りて、會社社團及個人の資産信用其の他營業上の狀況を調査報告するを以て業務とし、會員組織により發起會員特別會員及通常會員の三種に區別せり。現時會員の數多く、大正四年に於ける報答件數十七萬四千九百餘件に上れり。

第七 各種の商工業組合

本區内には、諸種の組合、頗る多し。此等は多く日本全國の同業者を聯絡するものと、又東京市内の同業者を聯絡するものと、單に本區内の同業者が、共同して弊害を矯正し、相互利益の増進をなすとの三類ありて、内同業組合二十一、産業

同業組合名

組合一、任意組合三十五あり。左に其の名稱、位置を掲ぐ。其の創立の年次は、調査を缺くものあるを以て之を略したり。

同業組合

名	稱	所在地	名	稱	所在地
東京製藥同業組合		本石町四ノ一七	東京牙彫商同業組合		横山町一ノ二
東京藥種貿易商同業組合		同	東京文具卸商同業組合		米澤町二ノ五
東京筆筒商同業組合		小傳馬町三ノ二	東京洋傘問屋同業組合		藥研堀町六
東京菓子同業組合		同	東京簾商工同業組合		同 一五
東京砂糖貿易商同業組合		堀江町三ノ四	東京莫大小同業組合		同 四〇
東京織物問屋同業組合		新乗物町一	東京シャツ類問屋同業組合		濱町一ノ二
東京漆商同業組合		同 一ノ三	東京帽子問屋同業組合		同 一ノ二
東京呉服太物商同業組合		城邊河岸二九	東京帽子製造同業組合		同 二
東京洋紙商同業組合		蠣殼町三ノ一二	東京陶磁器同業組合		同 三ノ四
東京小問物化粧品卸商同業組合		馬喰町三ノ一〇	東京牛乳商同業組合		西河岸六
東京石鹼製造同業組合		同 四ノ一七			

任意組合

名	稱	所在地	名	稱	所在地
有限責任魚商信用組合		伊勢町三			
任意組合					
東京埼玉聯合仕入染業組合		馬喰町一ノ二〇	東京棕呂皮繩組合		小網町三ノ二七 濱口吉右衛門方
豆腐業組合		伊勢町八	東京烏問屋組合		本小田原町七
東京土地建物仲立業日本橋區組合		米澤町一ノ六	針問屋組合		大傳馬町二ノ一〇
東京土木建築實業組合		濱町二ノ一一	東京下駄種問屋組合		本材木町一ノ一三 小出幾太郎方
東京中央履物商組合		若松町二一	東京香料商組合		本石町四ノ二〇
東京礦油商組合		小網町三ノ四	東京木版彫刻業組合		濱町二ノ八
東京繪貝染料工業藥品商組合		濱町二ノ一	東京樽問屋組合		南茅場町二八

東京繪貝染料工業藥品商問屋組合		濱町二ノ一	東京鯉節問屋組合		小舟町二ノ九 原新三郎方
東京鼻緒卸商同志組合		濱町二ノ一	東京漆器問屋組合		同町一ノ三 原新三郎方
東京銅鐵物問屋組合		蠣殼町三ノ一〇	東京石工組合		吳服町三一
東京鑄物問屋組合		小網町三ノ二一 山口孝太郎方	東京油問屋組合		蠣殼町二ノ四
東京醬油問屋組合		蠣殼町二ノ一四	東京打物砥石問屋組合		室町二ノ一〇 加藤伊助方
東京囊物商組合		新設町五 飯川榮太郎方	東京煙管商組合		横山町二ノ七 金井五郎兵衛方
東京乾海苔問屋組合		品川町七	東京乾物問屋組合		小網町一ノ七 中村茂八方
東京染革商組合		本銀町一ノ一 山口方	東京地本彫畫營業組合		大傳馬町一七 魚住嘉三郎方
東京鷄卵問屋組合		濱町二ノ二 伊東市太郎方	東京履物同業組合日本橋支部事務所		堀留町二ノ八 松島善太郎方
東京蒲鋒商組合		瀬戶物町二二	日本橋濱町青物市場組合		濱町一ノ一
東京小間紙卸商組合		桶町二ノ四 澤貞義方			

第四節 諸種の工業

我が日本橋區は、舊時より主として商業地として發展し來りたれば、工業とし

十五年現在
二工場

て特に著名の工場あるなし。中には工業を目的として起れる大會社にして、其本店本社を本區に設立せるものあれども、其の工場は多く地方にあり。之れ固よりその然る所。従つて現在の工場も皆小規模たるを免かれず。明治十五年には摺附木製造の恒産社工場、有恒社の製紙工場の二ありしのみにして、其の職工百六十八人、資本金一萬七千圓に過ぎざりき。然れども、時運の進展に伴ひ、工場も漸次に増加し、大正二年には機關裝置工場二百八十三、職工七百六十六人、無動力工場三十七、職工百三十四人合計三百二十工場、職工九百十人となれり。即ち左表の如し。

工場并に職工

年次	汽罐汽機	瓦斯裝置	電氣裝置	石油裝置	以上の工場 職工男女計	無動力 の職工男女計
明治三十七年	六	五	二	一	四九〇	一三
三十八年	八	五	四	一	三二一	二九
三十九年	五	七	三	一	四八四	五二
四十年	七	一	七	一	五一二	四三
四十一年	一〇	七	一〇	一	三三三	六一

最近十年
工場統計

二十人以上
從業工場

大正元年	四十二年	四十三年	四十四年
二	一〇	一五	一五
二四	五五	四八	四八
五二	一四三	一八七	一九七
二〇七	六一七	五三四	六三五
七七六	五三	四九	四〇
三七	一四五	一一四	二七一
一三四			

以上の工場の中、大正二年に於ける職工二十人以上從業の工場を類別すれば、十二種に分つべし。即、一は活版印刷に關するものにして其の數八、從業者二百七十四人、同年度の産額三十七萬七千六十八圓なり。二は醫藥品賣藥封緘の製造に關するものにして其の數四、從業者百六十六人、産額百十八萬二千九百九十二圓。三は張物織物等整理工場にして其の數二、從業者五十人、産額一萬四千圓。四は玻璃の一工場、從業者二十七人、産額一萬四千圓。五は諸機械唧筒の一工場、從業者六十五人、産額十二萬千八百三十圓。六は電氣鍍金時計等の一工場、從業者二十七人、産額九千八百圓。七は、足袋の一工場、從業者二十二人、産額一萬三千八百圓。八は帽子の一工場、從業者二十人、産額十二萬四百圓。九は齒磨の一工場、從業者四十七人、産額五萬二千九百圓。十は漬物罐詰の一工場、從業者二十一人、産

額四萬圓。十一はコルクの一工場、従業者五十七人、産額七萬圓。十二は菓子の二工場、従業者四十三人、産額三萬九千四百萬圓。合計二十四工場、従業者八百十九人、産額二百五萬三千四百九十圓なり。左に右の種別により工場名を表示し、其の沿革記述に代ふべし。

工場の所在

工場の所在

名	稱	所	在	經營者	業	別	從業者	設立年月
有文	印刷株式會社	久松町一	北村	兼吉	活版雜誌類	同	三五	明治二十年
北村	印刷株式會社	箱崎町四ノ一	北村	兼吉	同	同	二三	大正二年
勝島	活版所	箱崎町二ノ四	久保田	晋次郎	同并書籍類	同	四五	明治十八年
合資會社	開運社	坂本町一五	市川	忠夫	同相場表類	同	二七	同三十三年
興文社	印刷工場	馬喰町二ノ一	鹿島	長次郎	印刷物書籍類	同	三一	同三十二年
安田	印刷部	本村木町二ノ七	安田	卯三郎	印刷製本(簿記帳)	同	二四	同三十八年
明昇	印刷部	三代町二	大石	タマ	活版印刷	同	四五	同二十一年
櫻井	大二郎名刺用紙工場	馬喰町二ノ一三	櫻井	大二郎	名刺用紙製造	同	四四	同三十二年
東京製藥株式會社	箱崎町工場	箱崎町四ノ一	東京製藥株式會社		醫療用藥品	同	四三	同四十二年
東京製藥株式會社	試驗株式會社	大傳馬鹽町一二	萩原	勘助	藥品試驗小分封緘	同	四〇	同
高木	製藥部	元大坂町一三	高木	與兵衛	清心丹其他賣藥	同	二四	同四十年
津村	順天堂	通四ノ七	津村	重倉	中將湯本舖	同	五九	同二十六年

工産々額

次に工産品及び産額を観るに、明治十五年に於ては、僅に西洋紙の十九萬六千貫、價格二萬一千五百圓、其の他酒類等にして濁酒の百四十八石、焼酎、酒精の十七石、白酒の七十七石、銘酒の八石ありしに過ぎず。然るに製造工場増加に伴る、其の製品多種多様となり、大正二年に於いては六十一種となり、其の價格約三百六十六萬圓に達す。而して其の中一萬圓以上の産額あるもの三十七種あり。即ち其の種別價格左の如し。以て本區の工業狀況を知るべし。

山田	織物整理工所	蟬殼町三ノ一三	山田	豐太郎	張物織物整理	同	三〇	同二十年
山田	織物整理所	久松町三三	山田	吉藏	織物整理	同	二〇	同
富山	工場	大傳馬鹽町五	富山	榮吉	玻璃器製造	同	二七	同
市原	柳筒諸機械製作所	綱發町三ノ二	市原	求	柳筒其他諸機械製造	同	六五	同七年
高木	木工工場	馬喰町四ノ一七	高木	新次郎	電気鍍金細工時計等	同	二七	同十年
めうが	や足袋店	浪花町一八	櫻井	六右衛門	足袋製造	同	二二	萬治二年
田長	製帽所	濱町三ノ五	田中	長左衛門	帽子製造	同	二〇	明治十八年
井筒	堂工場	箱崎町四ノ一	安藤	福太郎	齒磨製造	同	四七	同二十六年
三和	商店工場	馬喰町四	朝比奈	銀次郎	漬物罐詰	同	二一	同二十九年
永野	コルク製造場	久松町三五	永柳	龜太郎	コルク製造	同	五七	同
風月	商店工場	若松町一	米津	松造	菓子製造	同	二三	同元年
伊藤	商店工場	龜井町八	伊藤	美喜藏	菓子製造	同	二〇	同二十一年

種別	數量	價額	製造戶數	職男	職女	計工
時計、附屬品、センマイ		一、七七一	三	三三		三三
玻璃		三、七一	二	七		七
帽類	一三、一五〇	七九、七八〇	五	三四		三四
子類	五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一	四		四
竹類	八、六〇〇	七八、〇〇〇	一	二		二
扇類	八二、七〇八	三、一七九	三	六		六
彫刻品	一、〇二六	一、二四二	二	三		三
洋藥類	二二〇、六九四	八八、〇五八	三	七		七
丁酸精	四三三、九二四	一七六、八五五				
劑類	三八、七一二	七、五〇八				
水劑	一九二、六四八	二七、七四一				
含利別劑	七〇〇、一六一	一一、五四八				
軟膏及硬膏劑	五二、二二〇	二〇、六六〇				

種別	數量	價額	製造戶數	職男	職女	計工
越幾斯及流動越幾斯	一三、九二四	八、三四三				
粉末類及散劑	三二、一〇八	一六、二四一				
揮發油及脂肪油	一五、四一九	五、五五五				
石鹼及化學製品	一一六、五三八	一三、六四三				
消毒劑	一八、三〇八	四、七七四				
化學及醫療劑	一八、七三八	一三、九〇五				
測量及織物	三、一三三	六、七二				
製糸及織物	三、六〇九	一、九〇〇				
其他	一、四三八	一〇、〇〇〇				
車類	五〇	一二八、四七四	四	七		七
積用牛馬車	二	六四〇	一	二		二
挽物	一、一二四	一、七四九	五	二		二
指物	六、二六九	一〇、七六一	一	三		三
建築物	五〇	五、〇〇〇	一	〇		〇
鑄物	六九、四一〇	一九、〇九五	四	二		二
袋類						

第十四章 商工業附五斯電燈

第四節 諸種の工業

六五九

種別	數量	價額	製造戶數	職工
罐詰	四九五、四四〇	五二、九四六	二	男 一四 女 一六 計 三〇
砂糖精製	一、五九〇、六〇〇	一八五、四四五	四	男 二一 女 二五 計 四六
最中	一〇〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	一	男 三〇 女 二五 計 五五
西洋蠟	一四、二二〇	三、二五八	一	男 七 女 七 計 一四
吳服	七、五〇〇	九六七五	一	男 四 女 四 計 八
同出紙	二二八、〇〇〇	一、九八三	一	男 四 女 四 計 八
櫓木	九六五、〇〇〇	一、三二五	二	男 五 女 五 計 一〇
シヤ木	一八〇	一、八三三	一	男 四 女 四 計 八
大戸前木	三、〇〇〇	一、六二〇	一	男 三 女 三 計 六
木柄	五〇	四九二	一	男 二 女 二 計 四
疊	八、七七〇	八、八七二	一	男 四 女 九 計 一三

次に物品製造業者は、國稅納稅者三百三十九人、府稅納稅者二百八十四人、合計六百二十三人にしてその細別左の如し。但し大正二年末統計による。

物品製造業者細別

製造業者細別

製造する物品	國稅納稅者	府稅納稅者	計	製造する物品	國稅納稅者	府稅納稅者	計
金メッキ	一八	三	二一	靴	二六	一	二七
箱菓子	二〇	三	二三	醫療器械	七	一	八
菓治子	二〇	三	二三	砂糖	五	一	六
指經	二五	二	二七	化粧品	一	一	二
コ指	八	三	一一	珪瑯	一	一	二
自轉車、諸物	一八	三	二一	ネクイ	一	一	二
染硝子物	一〇	二	一二	組紐	一	一	二
足塗物	二〇	二	二二	鍍金	一	一	二
和服仕立	二九	二	三一	紙繪	二	一	三
綿服	二五	二	二七	籠甲	二	一	三
疊服	二〇	一	二一	力甲	二	一	三
洋服	七	一	八	皮細	四	一	五
襦袢	二〇	一	二一	子草	九	一	一〇
計	一八	三	二一	計	二六	一	二七

第十四章 商工業附瓦斯電燈 第四節 諸種の工業

製造する物品	國稅者納	府稅者納	計	製造する物品	國稅者納	府稅者納	計
看板	四	二	六	煙管	二	一	三
刺繡	六	一	七	櫓	一	一	二
製本	四	三	七	米燭	一	一	二
提燈	三	一	四	蠟燭	一	一	二
石油鑛油精製	三	一	四	名刺形紙	五	一	六
鐘詰	二	一	三	漆	一	一	二
獵銃筒	一	一	二	文房具インク	四	一	五
ヒラノ荷札	一	一	二	鼻緒	一	一	二
製粉	一	一	二	金モル	二	一	三
製藥	一	一	二	肥料	一	一	二
絹帶	二	一	三	寫真	一	一	二
麻糸	二	一	三	酒	一	一	二
消火器	二	一	三	其	一	一	二
清涼飲料水	二	一	三	計	三三九	二八四	六二三

第五節 各種の營業

本區に於ける各種の營業者、即ち所謂物品販賣業者は其の職業別統計に於いて最も多く、明治十五年に於いては其の種類百八種中間屋千五百三十三戸、仲買五百四十六戸、小賣雜商二千四百六十四戸あり、此の中間屋にして最も多きは魚類にして四百七十四戸、仲買又二百戸あり、小賣雜商の内最も多きは酒類にして百三十戸あり、即ち左表の如し。

問屋仲買小賣雜商

種別	問屋	仲買	小賣雜商	種別	問屋	仲買	小賣雜商
米穀雜類	三五	二〇	八五	木灰類	二	一	三
木綿類	三七	七	一五	提灯類	三	一	四
吳服類	九〇	五〇	一〇一	繪具染艸類	二	一	三
壘表類	五	一	一	眼鏡類	四	一	五
陶器類	七	一	一	煙管類	一	一	二
酒類	一〇	一	一	硝子類	二	一	三

十五年の問屋仲買小賣

明	氷	糠	剪	海	漆	書	玩	傘	乾	製	地	煙	小	石	生	蠟	薪
樽			花	草	籍	物	物	物	物	菓	本	草	物	蠟	蠟	燭	炭
類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類

五 六 | 五 五 七 | 一 三 | 一 一 七 | 一 六 二 | 一 五 二 | 一 八 九 | 一 三 〇 | 一 四

二 | 三 二 三 | 八 | 四 二 | | 二 八 五 | 四 | |

| | | 一 五 五 | 三 一 〇 五 六 | 四 五 | 二 七 一 二 五 六 〇 | 一 〇 二 五 九 八

漆	寫	鐵	椅	粉	帽	桐	草	算	生	鳥	麩	葯	乾	半	莫	象
喰	真	物	子	子	油	合	盤	蠟	肉	包	肉	蕪	海	襟	大	牙
類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	角

六 六 七 | 四 二 七 〇 | | 四 | 一 三 三 | 四 | 四 八 一 三 六 五

| 四 | | | | 二 | | | 二 | | 八 | |

| 一 四 六 〇 二 〇 四 | 三 | 八 八 五 六 三 七 三 |

際	茶	籠	砂	菓	鏡	鷄	鯉	舶	魚	舶	水	紙	味	糸	藥	綠
物	甲	糖	子	卵	節	來	來	小	來	來	油	油	油	種	種	綿
類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類

三 二 八 | 三 一 一 八 | 四 七 一 五 | 四 七 四 | 三 一 七 | 二 六 九 | 三 二 六 八 八

| 六 二 二 | | 一 九 一 三 四 | 二 〇 〇 六 三 一 六 | 一 八 八 |

| 四 一 九 三 七 六 一 六 | 三 三 三 〇 四 六 八 五 一 〇 三 三 四 一 二 〇 五 二 四

靴	金	筆	練	扇	玉	團	紅	時	荒	麻	船	籐	竹	銃	蚊	針
類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類

一 八 六 〇 四 六 九 〇 一 一 三 一 五 一 二 一 | 四 五

| 六 三 | | 三 | | 七 三 二 | | | 一 | |

一 五 三 三 五 四 六 九 〇 一 六 八 一 一 二 | | | 二 〇

種別	問屋	仲買	小賣雜商	種別	問屋	仲買	小賣雜商
土燒物類	八		一二	塗物類	七		一五
蝙蝠傘類	三		三八	小罽類	〇		三七
袋物類	四	二	四三	干縹絞柏類	六		一三
漬物類	一		一七	琴三味線類	一		〇
蒲鉾類	三		八	佛具類			
醴類	六		六	紅木類	二		一〇
艾刷類	五		〇	唐木細工物類			五六
艾毛類	六		六	青物類		五	一〇
材木竹家根板類	八		六	古着類			五六
籬葎簀類	一	二	五	古道具類			一六
反古紙屑類	一		二	損料類			三五
足袋類	〇	七	四	貨本類			一三
箆筒長持類	二		一	合計	一、五三三	五四六	二、四六四

大正二年には、各種營業大別に於て國稅納稅者七千九十一人、府稅納稅者三千七百九十一人、合計一萬八千九十一人にして、就中物品販賣業者最も多く、全數の六

大正二年の
營業者一萬
八百人

營業者體別

割強を占めて六千五百七十一人を算し請負業者の八百九十三人、製造業者の六百二十三人につぐ。即ち左の如し。

各種營業者體大別

種別	納國稅者	納府稅者	計	種別	納國稅者	納府稅者	計
物品販賣業	五、〇八六	一、四八五	六、五七一	銀行業	五七	〇	五七
保險業	一五	一三	二八	料店業	三〇一	一四	三一五
金錢貸付業	九二	一三	一〇五	旅人宿業	一二二	一四	一三六
物品貸付業	二一	六二	八三	周旋業	七三	四五	一二八
製造業	三三九	二八四	六二三	仲立業	一五九	二四	一八三
印刷業	五八	二四	八二	問屋業	三四一	三五	三七六
出版業	二六	四	三〇	信託業	三九		三九
寫真業	六	二	八	製藥業	一八九		一八九
運送業	一〇四	一五	一二九	賣藥業	四		四
倉庫業	三	〇	三	湯屋業	一八九	三九一	三八一
鐵道業	一		一	理髮業	三九一	六七	四九七
請負業	一五五	七三八	八九三	計	七一九一	三七〇〇	一〇、八九一

第十四章 商工業附瓦斯電燈 第五節 各種の營業

物品販賣業者は六千五百七十一人にして、其の種類百三十三種あり。魚商最も多く、全數の一割強を占めて六百九十九人を算し、吳服・木綿商は九分強を占めて六百十九人あり。其の他三百八人の菓子商、二百十九人の飲食物商二百六人の荒物商等之につぐ。即ち左表の如し。

物品販賣業者細別

種別	納國稅者稅	納府稅者稅	計
吳服太物木綿商	六〇六	一三	六一九
メリヤス商	七五	七	八二
洋服商	二〇	二	二二
襪子商	一九	一	二〇
帽子商	一九	一	二〇
布團商	二	一	三
蚊帳商	二	一	三
魚食物商	六七〇	二九	六九九
飲食物商	一一四	一〇五	二一九
酒醬油味噌商	一八二	二	一八四
漬物商	一三	一	一四
煮豆類商	一一	一	一二
鹽商	一一	一	一二
煮染商	一一	一	一二
佃煮商	一一	一	一二
佃煮商	一一	一	一二
蕎麥粉商	五	一	六
小麥粉商	五	一	六
甘栗商	五	一	六
乾物商	四〇	一	四一
計	一八四	九	一九三

種別	納國稅者稅	納府稅者稅	計
白米商	一一八	九	一二七
薪炭商	一〇二	九	一一一
鯉節商	五〇	三	五三
青物、果物商	七一	一	七二
雞卵商	二九	一	三〇
雜穀商	二八	一	二九
牛豚商	二八	一	二九
豆腐商	二七	一	二八
豆腐商	二七	一	二八
罐詰洋酒商	二五	一	二六
燒芋商	二四	一	二五
茶商	二四	一	二五
下駄商	二四	一	二五
化粧品商	一〇六	四	一一〇
煙草商	四八	一	四九
小間物商	九八	一	九九
足袋商	一五〇	三	一五三
陶器商	八八	一	八九
雜貨商	六四	一	六五
計	六二	五七	一一九
砂糖商	四一	一	四二
蕎麥商	三九	一	四〇
海苔商	三六	一	三七
牛乳商	三三	一	三四
汁粉商	三五	一	三六
鮭魚商	五〇	一	五一
鹽煎餅商	二五	一	二六
菓菓子商	二五	一	二六
菓菓子商	二五	一	二六
清凉飲料水商	四	一	五
冰油商	四	一	五
石油商	二六	一	二七
コルク商	一	一	二
硝子眼鏡商	六六	一	六七
糸、綿糸商	八〇	一	八一
洋毛織物商	三九	一	四〇
金物商	一七〇	一	一七一
藥種商	一四五	一	一四六
古道具商	七九	一	八〇
計	六七一	八九	七六〇

種別	納國稅者稅	納府稅者稅	計	種別	納國稅者稅	納府稅者稅	計
活動寫眞器械商	三		三	ミルクホール		八	八
債券賣買商	三		三	其他	一五	三七	五二
書籍商	三四	一一	四五	計	五、〇八六	一、四八五	六、五七一

右物品販賣商業者にして、古く三百年の歴史沿革を有するもの二・三に止まらず、即ち老舗として既に之を掲げたれば、就て參考すべし。其の他尙沿革久しく歴史の特記すべき者無しとせざるも、今一々之を擧ぐる能はざるを以て、左に主なる店舗として、營業税金一千圓以上の納税を標準とし、所在地并に通稱を附記し之を掲出したり。尙、デパートメント・ストア及び陳列場を掲ぐべし。

デパートメントストア
及陳列場

種類	所	在	地	等
デパートメントストア	二	駿河町一番地 通一丁目十一番地 新築物町十五番地 通四丁目十四番地	三越 吳服店 白木屋 吳服店 吉岡伊三郎(上總屋) 牛山武兵衛(松屋)	
其他	一	彌波町一丁目十四番地 通一丁目一番地 同 五番地 室町二丁目十一・十二番地 通一丁目十八番地 二丁目十八番地 一丁目十九番地 三丁目十一乃至十六 本石町二丁目十五番地 室町三丁目九・十番地	南谷清兵衛 西川甚五郎(近江屋) 伴 傳兵衛(伴傳) 林 九兵衛(木屋) 柏原孫左衛門(黒江屋) 小林藤右衛門(きん藤) 大倉 保五郎(大倉書店) 丸善株式會社 小泉 徳平(泰文社) 三共合資會社	

主なる店舗
通稱

商 品 目	所	在	通 稱	營 業 者
吳服 木綿	本石町二ノ一三		森五支店	森五郎兵衛
鐵物 ハガネ 問屋	同 四ノ二一		河合(井)店	河合 佐兵衛
吳服 木綿	同 四ノ二三		大黒屋	杉浦三郎兵衛
洋酒	本町二ノ九		樋屋	近藤 利兵衛
吳服 木綿織物	同 二ノ一四		樋屋	田中 四郎左衛門
計		一三		

第十四章 商工業附瓦斯電燈 第五節 各種の營業

六七五

商 品 目 目	所	在	通 稱	營 業 者
疊表絨布蚊帳座蒲團等	通四ノ三		近江屋	西川甚五郎
洋酒 雜 詰 醬 油	同一ノ一九		大國屋	國分勘兵衛
製 茶	同二ノ一〇		山本嘉兵衛	山本嘉兵衛
棉糸 蚊帳 砂 糖	同四ノ九		近江屋	西川甚五郎
吳服 太 物	同四ノ一		松屋	牛山武兵衛
株 式 仲 買	青物町二四		入叶	田中勝之助
同	本村木町一ノ九		大倉洋紙店	玉塚榮次郎
洋 紙	西河岸一七		今津屋	大倉文二
銅 鐵	材木河岸七六		今井商店	森岡平右衛門
證 券 買	南茅場町三		今井商店	今井又五郎
株 式 仲 買	同 町四二		今井商店	今井又五郎
酒 類 買	同 一〇		今井商店	今井又五郎
株 式 證 券 買	楓川岸一七		今井商店	今井又五郎
株 式 證 券 買	兜町三		今井商店	今井又五郎
同	同 四		今井商店	今井又五郎
直 仲 買	坂本町四		今井商店	今井又五郎
株 式 仲 買	同 一七		今井商店	今井又五郎
計	六四		三 五 屋	南波禮吉

備考 本表は營業稅金一千圓以上の納額者を掲ぐ。但法人を除く。

雜營業

質屋古物商

其他の營業

次に更に雜營業者として、取締を要するものを観るの要ありと雖、本區役所の調査を缺くを以て、警視廳統計により、最近十個年間の大概を知らんとす。中に數字の、前掲のものとは合はざるものあるも、亦蓋止むを得ざるものとす。

先づ質屋は、次第に減少を示し、明治三十七年には、百十二戸なりしもの、大正二年には六十九戸となり、質屋については金質屋の章を見よ古物商は其の増減一ならずして三十七年には七百九十二人なりしも、三十九年八百二十四人となり、四十四年には六百二人となり、大正二年又七百二人に増加したり。湯屋は三十七年八十戸ありしが、大正二年には六十四戸に減す。次に銃砲火藥の製造販賣業者は漸次に増加し、三十七人の七戸より大正二年の十三戸となり、鑄造工場は三十七年六百二十一戸なりしもの、大正二年には七十五戸となり、電氣業者は三十七年六人なりしが、四十四年以降皆無となり、麵包焼場は三十七年の十八戸より大正二年の十四戸となり、甘藷焼場は同年に於いて六十五戸より四十三戸となりて共に減少を示す。即ち左の如し。

雜營業者表

年次	質屋	古物商	湯屋	銃砲火藥煙火製造販賣	鍛鑄工場	電氣業	麵包燒場	甘藷燒場
明治三十七年	一一二	七九二	八四	七	一一一	六	一八	六五
同三十八年	一一六	八一八	八〇	八	一一一	六	一六	六二
同三十九年	一一五	八二四	七九	八	一一一	四	一八	六三
同四十年	九五	七四七	七七	八	九四	四	一九	五六
同四十一年	一〇〇	七三一	七三	八	七八	三	一九	八九
同四十二年	八九	六九八	七一	九	九四	三	一六	四九
同四十三年	八四	六五九	六八	一	九〇	四	一七	四四
同四十四年	八一	六〇二	六六	一	八六	一	一八	四一
大正元年	七五	六〇三	六三	一	八九	一	二〇	四四
同二年	六九	七〇二	六四	一	七五	一	一四	四三

雇人口入業と口入人員

次に雇人口入業者は、三十七年には百二十五戸なりしが、次第に減少して四十一年には六十七戸となり、大正二年には少しく増加して八十一戸となる。而してその口入人数は、三十七年には、二萬一千六百六十八人のもの、四十一年に三萬二千九百九十九人となり、大正二年には、二萬五百九十九人となれり。即ち左表の如し。

雇人口入業者及被周旋人

年次	雇人口	口		總計
		男	女	
明治三十七年	一一五	九、八九二	一一、七七六	二一、六六八
同三十八年	一二四	八、四一七	一一、〇四一	二〇、四五八
同三十九年	九二	一一、七八九	一一、二五七	二三、〇四六
同四十年	八三	一三、三〇二	一二、八五一	二六、一五三
同四十一年	六七	一五、一一五	一五、一〇四	三〇、二一九
同四十二年	七八	一一、八六八	七、〇七〇	一八、九三八
同四十三年	八一	八、八五〇	八、七二三	一七、五七三
同四十四年	七一	一〇、二七六	一四、六四四	二四、九二〇
大正元年	七九	一一、七〇一	一七、六八六	二九、三二四
同二年	八一	八、二二二	一二、二九七	二〇、五〇九

旅人宿と宿泊人員

次に旅人宿は、三十七年に百三十一戸なりしも、大正二年には、三十九戸を減じて九十二戸となり、下宿は五十九戸より三十四戸となり、兩者合計に於いて十一年間に六十四戸を減じたり。而して宿泊人も亦減少を示し、三十七年には八

萬六千百人、其の後十萬人を超えたることありしも、大正二年には六萬八千四百三十七人となれり。下宿人も、二千九百五十人より時に九千人を超えたるとありしも、大正二年には二千百五十六人となれり。之を表示すれば左の如し。

宿屋營業及宿泊人員

年次	營業者		宿泊人員	
	旅人宿	下宿	旅人宿	下宿
明治三十七年	一三一	五九	一九〇	二九五
同三十八年	一三七	六〇	一九七	二九六
同三十九年	二二四	七九	三〇三	二二五
同四十年	一三九	五一	一九〇	九一七
同四十一年	九九	四六	一〇一	六一〇
同四十二年	九八	三九	一四五	八二〇
同四十三年	一一四	一九	一三七	二〇六
同四十四年	一〇〇	二六	一三三	二〇一
同四十五年	一〇一	二七	一二六	二一八
大正元年	一九一	二七	一二八	二二八
同二年	九二	三四	一二六	二一五

以上に於いて叙述したる各種營業者の數は、或は國稅・府稅納稅者に限り、或は警視廳統計なれば、之を通觀して以て其の實數を知ること難し。是によりて、今東京市が明治四十一年十月一日を期して施行類蒐したる市勢調査の原表により、其の職業別人口を知らんと欲す。但、多少過去に屬するの嫌なしと雖、又以て參考に資する所なしとせず。尙此の事は第四章戶口の條にも、其の概要を記述したれども、茲には之を詳記せんとす。

即ち市勢調査の結果によれば、當時區内の常住人口十一萬二千九十九人にして、職業の分類にありて、最も多きは商業及交通業者の七萬八百餘人にして、全數の六割四分を占め、鑛業及工業従業者は二割三分、二萬五千九百餘人にして之につき、公務及自由業者之につぐ。而して商業及び交通業者七萬八百餘人中最も多きは物品販賣業者にして、四萬七千四百餘人を算し、之を全市各區に比較する時は、百中十三・五〇を占めて第一位に居り、特に賣買の媒介、同周旋業者の三〇・七二を占むるは、本區の商業上の地位を卜するに足るものとす。

次に本業有業者は五萬二千二百餘人にして、被扶養者并に僕婢の數は、五萬八

市制調査職業別

最多は商業交通業者

本業有業者

千餘人にして、本業有業者一人の負擔は一人一分六厘に相當す。更に本業有業者の總數は全市百中七・三四にして第四位に居れども、其中商業及交通業に従事するものは、一一・五六を占めて全市第一位に居り、物品販賣業者は一五・二四、賣買の仲介周旋業者は三四・四七を占めて共に全市に冠たり。左に之を細別表示して參考とすべし。

職業別人口表

職業別人口表

業體別	總數		本業有業者		被扶養者		僕		婢	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
總數	二五、九九九	二四、九二五	二二、〇四四	二二、九七七	一七、四四二	一八、五三三	三、六三三	三、八三三	一、〇一九	一、〇七一
第一款 農業及牧畜業	三九三	二八	一七五	一〇六	七三	二二	二六	一八	四	一
第二款 林業	三〇七	一六八	一三九	五七	七三	二二	二六	一八	四	一
第三款 漁業	六	五	一	三	三	三	二	二	一	一
第四款 製鹽業	五五	三三	三三	一八	一八	一五	二〇	一四	一	一
第五項 採鑛冶金業	二八二	一八一	一〇一	一五四	一五一	一五二	一〇	一〇	一	一
第六項 土石類の採取及製造	一、四九一	九六	六九四	六九四	一八	七四七	三〇	八八	一	一
第七項 金屬類の製造	九八一	五五五	四一六	四三三	九	四九七	一三	二六	一	一
第八項 機械及器具類の製造	二一五	一五	一四	三三	二	一	一	一	一	一
第九項 織物類の製造	一、七七一	八二二	六七一	六二五	一八七	一八七	四	九	一	一
第十項 絹織物類の製造	一、二九四	七六〇	五三三	五七四	一八三	一八三	四	九	一	一
第十一項 紙類の製造	一、九八八	三五四	二九三	二八四	七	七	三	三	一	一
第十二項 印刷及製版業	一九三	一六七	八八〇	八〇〇	三	三	一	一	一	一
第十三項 木竹類の製造	一、九二二	一、一六七	七五四	八八〇	三	三	一	一	一	一
第十四項 水産物の製造	三三九	四七三	二六	四〇九	二	二	一	一	一	一
第十五項 化學的物品の製造	三三九	四七三	二六	四〇九	二	二	一	一	一	一
第十六項 嗜好品類の製造	二、三二一	一、四三三	九五九	一、二八一	一九	一九	一	一	一	一
第十七項 被服及身の廻り品製造	八、八九二	四、六五五	四、一三七	四、八八八	一、三三七	一、三三七	一	一	一	一
第十八項 土木建築業	三、四九九	二、四〇九	一、四〇〇	一、五六一	三	三	一	一	一	一
第十九項 印刷及製版業	一九三	一六七	八八〇	八〇〇	三	三	一	一	一	一
第二十項 瓦斯製造及電力供給	一、二二	六九	七〇	八三	一	一	一	一	一	一
第二十一項 其他の工業	七、〇八七	四、三三〇	三、〇五五	三、六九九	一、〇三七	一、〇三七	一	一	一	一

第十四章 商工業附瓦斯電燈

第五節 各種の營業

業體別	總數		本業有業者		被扶養者		僕		婢	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
總數	二五、九九九	二四、九二五	二二、〇四四	二二、九七七	一七、四四二	一八、五三三	三、六三三	三、八三三	一、〇一九	一、〇七一
第一款 農業及牧畜業	三九三	二八	一七五	一〇六	七三	二二	二六	一八	四	一
第二款 林業	三〇七	一六八	一三九	五七	七三	二二	二六	一八	四	一
第三款 漁業	六	五	一	三	三	三	二	二	一	一
第四款 製鹽業	五五	三三	三三	一八	一八	一五	二〇	一四	一	一
第五項 採鑛冶金業	二八二	一八一	一〇一	一五四	一五一	一五二	一〇	一〇	一	一
第六項 土石類の採取及製造	一、四九一	九六	六九四	六九四	一八	七四七	三〇	八八	一	一
第七項 金屬類の製造	九八一	五五五	四一六	四三三	九	四九七	一三	二六	一	一
第八項 機械及器具類の製造	二一五	一五	一四	三三	二	一	一	一	一	一
第九項 織物類の製造	一、七七一	八二二	六七一	六二五	一八七	一八七	四	九	一	一
第十項 絹織物類の製造	一、二九四	七六〇	五三三	五七四	一八三	一八三	四	九	一	一
第十一項 紙類の製造	一、九八八	三五四	二九三	二八四	七	七	三	三	一	一
第十二項 印刷及製版業	一九三	一六七	八八〇	八〇〇	三	三	一	一	一	一
第十三項 木竹類の製造	一、九二二	一、一六七	七五四	八八〇	三	三	一	一	一	一
第十四項 水産物の製造	三三九	四七三	二六	四〇九	二	二	一	一	一	一
第十五項 化學的物品の製造	三三九	四七三	二六	四〇九	二	二	一	一	一	一
第十六項 嗜好品類の製造	二、三二一	一、四三三	九五九	一、二八一	一九	一九	一	一	一	一
第十七項 被服及身の廻り品製造	八、八九二	四、六五五	四、一三七	四、八八八	一、三三七	一、三三七	一	一	一	一
第十八項 土木建築業	三、四九九	二、四〇九	一、四〇〇	一、五六一	三	三	一	一	一	一
第十九項 印刷及製版業	一九三	一六七	八八〇	八〇〇	三	三	一	一	一	一
第二十項 瓦斯製造及電力供給	一、二二	六九	七〇	八三	一	一	一	一	一	一
第二十一項 其他の工業	七、〇八七	四、三三〇	三、〇五五	三、六九九	一、〇三七	一、〇三七	一	一	一	一

業 體 別	總 數		本業有業者		被扶養者		僕 婢		
	男	女	男	女	男	女	男	女	
第三款 商業及 交通業	第廿二項 物品販賣	四七四一	二八〇八	一八〇六	三三三三	三〇九八	四〇七六	一四八	三九三
	第廿三項 專賣の店主人 等共計	七八一	四〇四	三〇四〇	三〇八一	二九七	九四	四〇六	一三〇
	第廿四項 金融及保險	三三〇九	一三二七	一〇九二	九〇一	八四九	五三	一〇八	三〇
	第廿五項 客貨運送及倉 庫の業	四四八	二〇四	二四四	一三七	一〇七	三〇	二八	二八
	第廿六項 娯楽の業	七六三八	三九八二	四六五六	四〇九三	二〇三三	二〇二	二八	二八
	第廿七項 其他の商業	四〇〇	三三	一七九	一五七	一五五	二	二八	二八
	第廿八項 交通業	四七四	二七四九	一九六八	二〇五四	二〇〇九	四	二五	二四
	總數	九四五六	三九七三	五七九三	四三三二	二二三三	一八九	四二五	二二
第四款 公務及 自由業	第廿九項 軍人及軍屬	八二	三三	四九	二〇	二〇	一	五	一
	第三十項 官吏	一三五	七六	五八九	五七六	五七〇	六	七九	一
	第卅一項 自由業	七九九	二八四	五二四	三六五	一七四三	一八三	三三	一〇
	第卅二項 其他の有職 業者	一一五二	六四〇	五二二	四六三	四四七	一六	六六	一
	總數	二五三三	九一九	一六二三	七八三	四六〇	三三	一三七	一
第五款 其他の有 職業者	第卅三項 財産及恩給 等に依る者	二三四	八四九	一四九七	六七二	四二四	二五	一〇	一〇
	第卅四項 其他の無職 業者	一八五	六九	一一六	一〇	四	六	一	一
	第卅五項 職業を申告 せざる者	一	一	一	一	一	一	一	一

第六節 古今の名物

前節江戸時代に於ける各種の營業として記する所ありたれども、こゝには叢書雜著の類より、所謂江戸の名物を蒐め、共に商品屋號并に所在地を記し、次に明治以降の名物を列擧し、相對比せしめんとす。又興味なしとせざるなり。

第一 江戸の名物

一 享保の菓子類

鳥飼の饅頭(本町一丁目鳥飼和泉) 蘭の梅(本町一丁目鈴木越後)

鯰饅頭(十軒店長島丹後) 幾世餅(兩國小松屋喜兵衛)

淡雪豆腐(兩國日野屋藤次郎) 宇治銘茶(本石町十軒店八幡屋覺右衛門)

二 天保の名物

鰻屋 大和田(親父橋) 同 (大傳馬三丁目)

同 (兩替町) 大野屋(葺屋町河岸) 菊屋(横山町)

第十四章 商業附瓦斯電燈 第六節 古今の名物 六八七

享保の菓子類

天保の名物

鰻屋

- 大黒屋(通一丁目) 大坂屋(室町三)
- 岡本(坂本町) 大黒屋(通一丁目)
- 梁川(通四丁目) 福本(通三丁目)
- 若狭屋(人形町) 水戸屋(吳服町)
- 鈴木(本町四丁目) 山庄(堀江町)
- 大野屋(通三丁目) 山小(本銀町)
- 石井(兩國) 洲崎屋(兩國)
- 大野屋(小傳馬町一丁目) 柏屋(馬喰町)
- 東屋(通一丁目)
- 賣藥 神仙丸(通一丁目) 久志本三庵
- 反魂香(本町三丁目) 大坂屋七右衛門 地黄丸(本町一丁目) 岡田仲助
- 延壽丹(本町一丁目) 田中宗悅 奇應丸(白銀町三丁目) 小西庄右衛門
- 螢火丸(横山町成瀬大隅) 還童丸(吳服町谷口一雲)
- 藥王丸(本町二丁目) 藥王堂萬水 七寶美髮丹(十軒店岡肥後)

嘉永の名物

仕出し料理

料理茶屋

中食屋

三

嘉永の名物

- 鳥犀丹(本町伊勢屋吉兵衛) 萬金丸(通二丁目) 松平玄洞
- ウイロウ(馬喰町) 香具屋傳兵衛 定丹(馬喰町いとや又兵衛)
- 小兒太郎丸(馬喰町伊勢屋嘉兵衛)
- 仕出し料理 伊勢太(茅場町) 梅川・龜清・河半・柳屋萬八(柳橋)
- 草加屋(兩國) 島村(元大工町) 尾張屋(室町)
- 駿河屋(吳服町) 伊豆勝(北鞘町) 丸水(長谷川町)
- 料理茶屋 櫻井萬久・佃蝶(菫町) 百川(浮世小路)
- 百尺豊田屋(甚左衛門町) 杉酒(住吉町) 島村(通二丁目)
- 翁庵(木原店) 中村屋(瀬戸物町) 魚仙(平松町)
- 鮎平(堺町) 蚕庵(坂本町) 笹屋(兩替町)
- 伊勢佐(北鞘町) 丸竹(一石橋) 松林(西河岸町)
- 川千(瀬戸物町) 祥風(石町) 信濃屋(若竹本町)
- 中食屋 蕎麥切(藥研堀) 壺屋(葎屋町)

天麩羅

尾張屋・伊勢利(横山町)

瀧の屋(葎屋町)

龜清(住吉町)

林屋(室町)

松岡(廣小路)

米本(米澤町)

成真亭(通四丁目)

稻熊(人形町)

宇治橋(茅場町)

宇治の里山吹(通二丁目)

平菊(人形町)

茶漬

五色七色(兩國)

宇治橋(傳馬町)

笹岡(萬町)

鱈鍋と汁

柳川(本銀町)

柳川(通二丁目)

柳川(横山町)

橋本(藥研堀)

中島屋(品川町)

堺屋(葎屋町)

川竹(柳橋)

麥とろ

内田(和泉町)

相模屋四方前(兩國)

尾張屋(釘店)

あなごしや

鶴とし(田所町)

玉鐵(和泉町)

平長(葎屋町)

しやも(茅場町)

川升(元大坂町)

鮎屋

銀子樓(川瀬石町)

浪花鮎美(青物町)

鯉の蒲焼

毛拔(小傳馬町)

大金(浮世小路)

和田平(田所町)

鮎治(柳橋)

中村屋(横山町)

石井(兩國)

大和田(親父橋)

山忠(一石橋)

大和田(吳服町)

立場茶屋

三分亭(葎屋町)

鯉萬(大傳馬町)

角近江(吉川町)

ⓑ (江戸橋)

今立屋(あらや(人形町))

居酒屋

四方天星(兩國)

吉川(馬喰町)

いも(親父橋)

長岡屋(人形町)

池田屋(米澤町)

菓子屋

越後屋・金澤(石町)

玉の井橋屋(本町)

茶口取
汁粉屋
餅屋

- | | | |
|---------------|------------|-----------|
| 鳥飼鈴木(本町) | 一圓堂(堀江町) | 松岡(瀬戸物町) |
| めうが屋(青物町) | 松岡(新石町) | 伊藤(通三丁目) |
| 龜屋(大傳馬町) | 相模(萬町) | 吉岡(堀留町) |
| 志井田(照降町) | 和泉屋(坂本町) | 大佛屋(村松町) |
| 松屋(石町) | 虎屋(和泉町) | 井筒屋(吳服町) |
| 松風軒(通一丁目) | 富永(兩國) | 隅田園(坂本町) |
| 茶口取 | 野村(檜物町) | 柳屋(鐵砲町) |
| 中川(藥研堀) | 耕月堂(住吉町) | 隅田園(石町) |
| 花月堂・甘明堂(茅場町) | 近江屋(中通り) | 花月堂(箱崎町) |
| 平壽堂(小舟町) | 青山堂(大傳馬町) | 太平堂(通二丁目) |
| 汁粉屋 | 中川・白玉(米澤町) | 白玉(伊勢町) |
| 稻谷(通一丁目) | 田舎・梅村(葺屋町) | 玉川堂(茅場町) |
| 惠比須屋・稻荷屋(横山町) | 松月堂(中通り) | 加賀屋(江戸橋) |
| 餅屋 | 幾代(兩國) | |

煎餅
物一品高名の

安政長者番附

- | | | |
|------------------|-----------------|----------------|
| 兩國(米澤町) | 三いろ(菘町) | 羽衣・高島(米澤町) |
| 煎餅 | 翁(照降町) | 六歌仙(西河岸) |
| 光琳(藥研堀) | 竹村(馬喰町四丁目) | みめより(大傳馬町) |
| 一品高名の物 | 金花糖・三色牡丹餅(武田から) | 日光唐辛・淀屋橋・蓑入・花簪 |
| 江戸自慢・弘運堂名産(瀬戸物町) | まむし酒(横山町) | 虫細工(萬町) |
| 歌仙銘酒・浪花鯛味噌(本町) | 晒飴(和泉町) | 燈明皿(横山町) |
| (菘町) | 木村屋琴糸(住吉町) | 濕め灰(茅場町) |
| 丸水三絃(上横町) | 猿屋揚子(照降町) | |
| 協多帶(新右衛門町) | 四ッ屋・小山の藥湯(米澤町) | |
| 指の藥(四日市) | | |
| 四 安政長者番附 | | |
| 越後屋八郎右衛門(駿河町) | 上田三左衛門(駿河町) | 白木屋彦太郎(通一丁目) |
| 竹川彦太郎(茅場町) | 小西四郎兵衛(茅場町) | 田端屋次郎左衛門(大傳馬町) |
| 大丸屋庄左衛門(油町) | 柏屋孫右衛門(本町) | 大橋太郎次郎(本町) |

樋屋四郎左衛門(本町) 伊勢屋伊兵衛(本石町) 大坂屋孫八(十軒店)

第二 明治以後の名物(二十五年前後)

- | | | |
|------------|------------|-------------|
| 蕎麥 | 東橋庵(通一丁目) | 柏屋(通二丁目) |
| 砂場(室町) | 砂場(本石町二丁目) | 三河屋(鐵砲町) |
| 淺田屋(小傳馬上町) | 柏屋(菫町) | 福本(小舟町一丁目) |
| 藪そば(蠣殻町) | 長壽庵(新材木町) | 笹岡(横山町) |
| 茶そば(横山町) | 加賀屋(藥研堀) | 元祖鴨南蠻(馬喰町) |
| 蒲燒 | 柳三(通二丁目) | 丸喜(室町) |
| 大和田(鐵砲町) | 尾張屋(人形町) | 清水(浪花町) |
| 大野屋(葎屋町) | 和田平(田所町) | 伊豆屋(横山町) |
| 天麩羅 | 金惣(木原店) | 天徳(南茅場町) |
| 天定(蠣殻町) | 瀧の家(葎屋町) | 天萬(村松町) |
| 牛肉 | 美喜屋(木原店) | 第二いろは(通一丁目) |

鳥肉
一品高名のもの

- | | | |
|-------------|--------------|---------------|
| 中初南湖(蠣殻町) | 志賀野(吉川町) | 第八いろは(吉川町) |
| 鳥肉 | 今用(清菫町) | 今清(菫町) |
| 鳥山(小網町) | 丸屋(蠣殻町) | 丸屋(兩國) |
| 一品高名のもの | 伊勢伊の鯉節(瀬戸物町) | 竹屋の煙草入(元四日市町) |
| 辨松の煮(安針町) | 釜屋艾(小網町) | 榛原の團扇(萬町) |
| 會津屋の塗物(青物町) | 蕎麥切(藥研堀) | 十二个月的汁粉(藥研堀) |
| 大坂屋の算盤(室町) | 辨徳の辨當(室町) | 御影堂の扇(本町) |
| 古梅園の墨(通一丁目) | 青柳の佃煮(同町新道) | 猿屋の揚枝(照降町) |
| 村田の繪具(通旅籠町) | 高木の筆(大傳馬町) | 高島の墨(十軒店) |
| あわ雪(通三丁目) | 小女郎揚(菫町) | |

第七節 雇人勤續者善行者表彰

本章を終るに當り、此に本節を附録すべし。我が日本橋の如きは、多數の雇人を

使用する大商店多きを以て、随つて又店員の永年勤続する者も多く、東京實業組合聯合會が主催舉行したる第一回店員・事務員・職工・徒弟善行者表彰式受賞者中、本區内に居住せる者其の多きを占め、十五年以上勤続者の數百餘名に上り、而して表彰の標準は、各組合同じからず、十年以上勤続者に對して直に之を表彰するものあり、或は十數年勤続者にして特殊の功勞ありたるもののみに限れるあり。是れ其の各同業組合の營業狀態の差異あるに基因す。蓋、此の舉は、明治三十三年、東京書籍組合が、卒先して雇人勤続者を表彰し、爾後年々之を獎勵したるに始まり、漸次各組合之に倣ふに至る、又美譽なりといふべし。尙組合が機關雜誌を發行せることも、東京書籍商組合之が嚆矢たりと云ふ。

東京書籍商組合は明治三十三年十月十日、其の第一回の表彰を行ふ。以下本區在住被表彰者にして、十五年間以上の勤続者を録すべし。

勤続年數	雇	主	店員
第一回	通旅籠町	株式會社集英堂	手島一郎
二十六年八月			

第十回(同四十二年一月十日)

二十五年三月	同	同	高岸忠七
十八年九月	同	同	篠塚半造
十六年一月	同	同	鈴木民之輔
十五年一月	同	同	小藤民治
十四年九月	同	丸善株式會社	齋藤定四郎
十二年九月	同	同	松野下真
二十二年九月	本町三丁目	金港堂書籍株式會社	大野富士松
二十一年八月	同	同	岩田僊太郎
二十一年一月	同	同	堀田梅太郎
十五年一月	同	文學社	小林治郎
二十一年四月	本町三丁目	博文館	内山正壽
二十年七月	同	同	宮川大郎
二十年六月	同	同	大野金太郎
二十年五月	同	同	杉山常次郎
二十年四月	同	同	堀野賢藏
二十年二月	同	同	坪谷善四郎

第十四回

勤績年數	雇	主	店員
第十四回(大正二年一月十日)			
二十一年	木町三丁目	博文館 大橋新太郎	永井 恭三 泰
二十年十一月	同	同	上村 正一
二十年九月	同	同	小峰 一

東京小問物化粧品卸商同業組合の表彰

東京小問物化粧品卸商同業組合は、明治四十三年四月其の第一回の表彰を行ふ。本區在住被表彰者にして十五年間以上の勤績者左の如し。

第一回

勤績年數	雇	主	店員
第一回			
十年	馬喰町一丁目	平尾 贊平	黒田 延三
十年	同	同	鳥飼 光三
十二年	通三丁目	外池 五郎三郎	村井 喜一
十年	横山町一丁目	水野 好吉	廣田 松造
十年	馬喰町三丁目	鈴木 新吉	小西 宗吉
十年	同	同	石井 三郎

第二回

十年	同	長瀬 富郎	山川 昇次
十二年	橋町三丁目	淺井 碩成	山川 信太
十二年	濱町二丁目	寺本 重吉	川上 寅吉
十二年	馬喰町二丁目	方波 善造	谷口 清三郎
十二年	室町二丁目	林九 兵衛	西口 百助
十二年	同	同	小崎 幾太郎
第二回(同四十四年二月)			
十年	薬研堀町	金澤 金次郎	須賀 温三郎
十年	同	同	同

東京織物問屋同業組合の表彰

東京織物問屋同業組合は、明治四十四年三月十五日、其の第一回の表彰を行ふ。本區在住被表彰者にして、十五年間以上の勤績者左の如し。

第一回

勤績年數	雇	主	店員
第一回			
三十四年四月	富澤町	稻村 源助	田野井 龜吉
三十七年餘	本町三丁目	田中四郎右衛門	多賀利 一郎

第二回

第三回

東京實業組合の表彰

勤績年數	雇	主	店員
五十年	長谷川町	建石商店	木内松藏
四十年	小網町三丁目 富澤町	植草甚助 前川太兵衛	吉澤喜三郎 山村甲子造
第二回(同四十五年三月十五日)			
三十四年	本石町四丁目	水野榮三郎	竹井吉五郎
三十餘年	通旅籠町	藤野茂八	杉浦三郎兵衛
三十餘年	橋町三丁目	田邊正助	守傳太郎
三十三年	元濱町	高橋政右衛門	上田千次郎
三十三年	田所町	鈴木エイ	田島龜吉
第三回(大正二年三月十五日)			
十七年	久松町	合名會社 森林商店支店	大島金次郎

大正二年三月に至り、東京實業組合聯合會は、相協同して、其の第一回の表彰式を舉行す。蓋、店員、職工、徒弟の篤實にして業務に精勵すると否とは、實業の狀態に至大の關係あり。若し使用人にして誠實恪勤の思想に缺くる所あらんか、商

表彰規程

第一回表彰

工業の發達得て望むべからず。古來堅實の氣風、今や漸く弛廢せんとするの觀あり。此故を以て、東京實業組合聯合會に於ては、永年勤績の美風を獎勵し、實業の發達を期せんがため、定款に基き授賞に關する規程を議定す、即ち左の如し。

一、忠實精勵にして、拾箇年以上過誤失錯なく、品行方正にして他人の模範とすべき者。

一、主家の悲境に際し、獻身努力家政を助け、能く挽回の功を奏したる者。

一、發明又は意匠或は技能を顯はし、主家の名譽を高め福利を増進せしめたる者。

かくて各組合組長をして其の組合に於いて選定したる優秀者を申告せしむ。其の人員實に五百九十八名の多きに達せり。即ち之に關する主査委員を設け、慎重調査を遂げ、更に理事會の再調を経たるを以て、大正二年三月五日、麴町區有樂町有樂座に於いて、第一回店員、事務員、職工、徒弟、善行者表彰式を舉行せり。當日來賓、東京府知事、東京市長、農商務省商品陳列館長、府會議長、其の他の祝辭あり。來會者一千餘名にして、嚴肅盛大なる授賞式を舉行したり。其の本區内在

住者にして、十五年間以上勤績のもの百壹名(十五年未滿のものは略す)に上れり。而して該授賞規程及び其の受賞者左の如し(但○符は特殊受賞者とす)。

組合名稱	町名	雇主	店員又は職工
勤績四十五年以上			
東京吳服太物商同業組合	通一丁目	大村彦太郎	○石川治平
東京洋傘問屋同業組合	馬喰町一丁目	合資會社菱勘商店	○岡野鍔之助
勤績三十五年以上四十五年迄			
東京藥種貿易商同業組合	本町三丁目	圓城半右衛門	○山脇繼志
東京吳服太物商同業組合	箱屋町	玉川彦次郎	○繁田澤吉
東京莫大小同業組合	横山町二丁目	岡本寛童	○山田直正
勤績二十五年以上三十五年迄			
東京絲問屋組合	通油町	藤掛與左衛門	○野口龜吉
同	大傳馬町二丁目	高柳直兵衛	○田中竹造
東京下駄種問屋組合	小網町三丁目	飯田利一	○古橋太郎吉
東京洋傘問屋同業組合	横山町一丁目	杉田商店	○瀧澤種治

同	富澤町	合資會社皆川商店	○上條助一
東京革商組合	横山町一丁目	村上文七	○中島常三郎
東京吳服太物商組合	堀江町三丁目	牧田清左衛門	○加藤平藏
同	通一丁目	大村彦太郎	○荒井庄太郎
同	同	同	○寺尾與市
同	同	同	○江浪清次郎
同	同	同	○八田熊次郎
同	同	同	○野々村イト
同	本村木町二丁目	堀金次郎	○白井幸太郎
同	富澤町	中村重太郎	○石田伊之助
東京洋紙商同業組合	堀留町一丁目	合資會社服部紙店	○鯨井吉五郎
東京眼鏡商組合	横山町三丁目	田中榮次郎	○市橋仲太郎
東京莫大小同業組合	本町二丁目	堀川長兵衛	○秋元政吉
東京藥種貿易商同業組合	岩附町	杉村鎌次郎	○金谷藤太郎
東京下駄種問屋組合	本村木町一丁目	稻延利兵衛	○栗栖喜三郎
東京洋傘問屋同業組合	新大坂町	小川商店	○竹内信吉
同	富澤町	池上商店	
勤績十五年以上二十五年迄			
東京莫大小同業組合	横山町一丁目	清水彦三郎	○井上弘親

組合名稱	町名	雇主	店員及職工
東京洋紙商同業組合	西河岸	大倉洋紙店	○ 横田清
同	小網區四丁目	岡田商店	○ 田中音一
東京洋傘問屋同業組合	富澤町	合資會社金子商店	○ 松本政次郎
東京藤商工同業組合	大傳馬町一丁目	矢澤林藏	出村宗次郎
同	横山町三丁目	小菅恭太郎	野本彦五郎
東京板硝子商組合	堺町	池田鈴之助	大住淺次郎
同	小傳馬町二丁目	田代由三郎	佐々木佐七
東京革商組合	横山町一丁目	村上文七	立松源之助
同	同	同	立松慶次郎
同	同	同	立松善太郎
同	同	同	金子榮三郎
同	同	同	立松清次郎
東京小問物商同業組合	馬喰町三丁目	鈴木新吉	石井松三郎
同	同	同	小島宗吉
同	横山町一丁目	永岡武兵衛	加藤武三郎
同	同	同	大西真二
東京莫大小同業組合	本町二丁目	堀川長兵衛	伊藤綱太郎

同	通油町	山口福吉	大谷信
同	横山町一丁目	吉重商店	鹽川徳次郎
同	同	同	町田銀太郎
同	同	同	亥子忠次郎
同	同	同	田中誠次
同	同	同	吉田光平
同	同	同	大島鶴三
同	同	同	阿部民二
同	同	同	小竹諒一郎
同	同	同	伊藤和一
同	同	同	中井鍬二
東京醫療器械同業組合	馬喰町三丁目	田中勘助	月田鎊之助
同	本町三丁目	松本福松	高倉貞治
東京清涼飲料水同業組合	同	同	小川市郎
東京下駄種問屋組合	小傳馬町三丁目	日比野房吉	豐島爲藏
同	通旅籠町	濱田貞八	岡田武三郎
東京洋傘問屋同業組合	横山町一丁目	合名會社長郷商店	小沼常松
同	同	同	長命信吉
同	通鹽町	犬木商店	

第十四章 商工業附瓦新電燈 第七節 雇人勤續者善行者表彰

組合名稱	町名	雇主	店員及職工
東京莫大小同業組合	橋町四丁目	伊藤善藏	山本松太郎
同	同	同	鮎口常吉
同	同	同	星名熊太郎
同	横山町二丁目	清水彦三郎	野村金三郎
同	本石町三丁目	金子督太郎	山崎喜三郎 (以上職工)
東京製本同業組合			

附第一會議所及び勸業協會

區内産業上の機關としては既に之を記したり。然れども維新以降、區に大關係あり、今他區に存するものに、東京商業會議所あり。蓋、明治五年町會所を廢し、同年五月東京營繕會議所を坂本町に創設し、土木救済の經營に當らしむ。これ東京商業會議所の濫觸たり。次で九年、會議所は單に出納の事に當り、十一年總代人選舉に際して之に委し、十年に至りて之を解散せしが、而も産業上の機關設立は必須の事に屬したれば、時の内務卿伊藤博文、大藏卿大隈重信の斡旋によ

東京商業會議所

東京勸業協會

明治八年瓦斯を點す

りて、十一年遂に木挽町に東京商法會議所の設立を見たり。十六年に至りて新に商工會を起せしも、二十三年商業會議所條例の發布せらるゝや、二十四年七月、茅場町に東京商業會議所を設置し、尋で兜町に移し、二十六年木挽町に轉じ、爾來沿革を経て現在の東京商業會議所となれり。維新創始の營繕會議所につきては、救済の條を參照すべし。

東京勸業協會は、明治三十六年、本兩替町に設置せられ、現時事務所を下谷區池端七軒町に置く。其の目的とする所、府下に營業所又は住所を有するものを會員となし、以て美術工藝及び一般工業の改良發達を計り、輸出を獎勵するにあり。而して初め本兩替町に商品陳列館を設置開場せしが、東京府博覽會の閉會後、其の一館を以て陳列場に當て、本兩替町の陳列場は之を閉鎖したり。

附第二瓦斯並びに電燈

我が日本橋區に於いて、瓦斯の始めて點火せられたるは、明治八年六月なりき。今其の沿革を尋ぬるに、明治四年二月、東京府知事由利公正、瓦斯燈を市内に點

火せんことを企劃し、高島嘉右衛門をして、機械器具を英國倫敦より購入せし
も、偶由利知事の職を去るあり、爲に機械は空しく倉庫に留置せられしが、六年
六月に至り、東京商業會議所は舊町會所積金を以て、本區日本橋通を始め、市内
樞要の箇所、瓦斯燈五百基建設の事を決議し、佛國技師ペレグレンをして、
工を督せしむ。かくて各種の工事成り、七年一月始めて京橋に點火し、八年六月
一日、東京府は府令を以て本區大通り、其の他に瓦斯街燈の點火のことを布告
し、街路に一新光明界を現出せり。

其の後、街燈は東京商業會議所瓦斯局の經營する所たりしが、其の經營は、もと
備荒貯蓄の趣旨により、所謂寛政の七步積金として舊江戸市民の積立てたる
ものなるを以て、この共有金を使用するの不可を唱ふるものあり。會議所又之
を府に稟申する所ありしが、十八年九月に至り、府會は遂に之が賣却を決し、十
月、二十六萬九千圓を以て澁澤榮一等に拂下げたり。ついで澁澤榮一等は、資本
金二十七萬圓を以て瓦斯會社を創立す。これ即ち今の東京瓦斯株式會社なり。
爾來瓦斯事業は次第に發展して、以て現在に至れり。固より當初に於ける瓦斯

舊七步積金
の經費に充
つた

當初の料金
三圓七十五
錢

料金は千立方呎、三圓七十五錢の高價にして、寧ろ贅澤たるの觀あり。殊に生活
程度の低かりし當初に於いては、其の引用者僅かに十九戸、明治十二年の交
には八十八戸、街燈三百五十基に過ぎず、以て當時の有様を知るべし。

かくて東京瓦斯會社は、其の料金を引下げ、二十一年中二圓に低下せしが、三十
一年二圓四十錢に値上げし、四十四年に至る。時に千代田瓦斯會社起り、料金を
一圓七十一錢として活躍する所ありしかば、東京瓦斯會社亦之に應じて競争
區域に同様の値下を行ひしが、同年兩會社は忽ち合併して再び獨占の有様と
なり、爾後市との報償契約により、料金は一圓七十一錢となれり。以上を瓦斯に
關する沿革の概要とす。

さて本區に於ける需要を觀るに、十八年以前は主として街燈需要者にして、未
だ引用して燈火炊事に供するもの少し。明治二十年には、瓦斯管の延長一里七
町強、街燈百三十九、燈火千六百八十四、引用戸數百六十九戸あり。二十五年には
戸數は六百十五戸、街燈二百十八、燈火四千百五十六燈に達す。而も之を燃料と
するものに至りては、僅に百戸に満たず。然れども三十年以降に於いては、需要

明治二十年
の需用百七
十戸

現在一萬七千四百餘戸

者は激増を來し、大正二年に於いては、燈火燃料兩者の引用戸數一萬七千四百八十五戸、燈火五萬四千四百六十九燈、燃料三萬二千四百十三栓に達し、街燈又六百八十基を數ふるに至る。而して是等累年の需要者數は、常に全市中第一位にあるを以て見るも、本區に於ける需要者數の多きを知るべし。左に明治三十五年以降の統計を表示すべし。

瓦斯引用統計

瓦斯引用數

△印は燈火用燈數と燃料用戸數との合計數なり

年 度	瓦斯管		街 燈		燃 料		機 關		馬 力
	延 長	燈 火 用 戸 數	燈 火 用 戸 數	燃 料 用 戸 數	燃 料 用 戸 數	機 關 用 戸 數	機 關 用 戸 數		
明 治 三 十 五 年	五、九〇六	三、八六八	一、五九七	一、六三三	三、七五	五、四	五、三	三、七五	
同 三 十 六 年	五、三三五	四、二四四	一、七四八	二、〇〇六	七、八	五、五	五、八	三、二五〇	
同 三 十 七 年	五、一九三	四、六六八	一、九〇三	二、三六	一、〇四八	六、	六、	三、〇五〇	
同 三 十 八 年	五、一八〇	五、〇〇七	二、一三一	二、七九	一、二八〇	六、	六、	三、九五〇	
同 三 十 九 年	五、二四七	六、〇〇四	二、三三三	三、七	二、七九六	七、	七、	三、五〇〇	
同 四 十 年	五、三三三	六、三三三	二、五二二	四、八	五、四四	八、	八、	三、〇〇〇	
同 四 十 一 年	七、七七八	六、八三三	二、〇七二	一、八	七、九四八	九、	九、	三、〇〇〇	
同 四 十 二 年	八、三二九	七、五三三	二、四六八	二、八四九	一、〇八四	三、	三、	三、〇〇〇	
同 四 十 三 年	九、五五〇	八、四七三	三、一〇九	三、九四	一、八五〇	四、	四、	三、〇〇〇	
同 四 十 四 年	一三、七七一	一、七〇七	五、〇九七	二、七六九	二、七六九	五、	五、	三、〇〇〇	
大 正 二 年	一三、七七一	一、七〇七	五、〇九七	二、七六九	二、七六九	五、	五、	三、〇〇〇	

明治二十年始めて電燈を使用す

東京市電の競争

東京の料金

三電の競争と料金の軽減

次に電燈の使用せられたるは、明治二十年十一月東京電燈株式會社の創立以降にして、爾後三十三年中、東京市街鐵道株式會社の創立に至るまで全市の電燈獨占の姿なりしが、三十五年、馬車鐵道の動力を變更して、東京電車鐵道株式會社となり、次で東京電氣鐵道株式會社の起るありて、各其沿線に燈火を供給し、更に翌三十六年、此三社は合併して、東京鐵道株式會社と稱し、四十年に至りて燈火兼營を全市に波及せんとし、翌年之が認可を得たり。而も四十四年四月に至り、東京市は之を買收經營し、此に東京との激烈なる競争を惹起したり。當初より東京の料金は、多くの沿革あれども、五燭光は、創立當時の半額六十五錢、終夜一圓より四十五年七月の五十錢となり、十燭光は、半夜一圓二十錢、終夜二圓より一圓十錢となり、從量は一アンペア一三錢より一キロワット十八錢となりしが、東京鐵道との競争、市電との激争に際しては、各一割乃至二割引の實行料金となせり。

然るに大正二年九月、日本電燈株式會社の設立せらるゝありて、こゝに端なくも、三電鼎立の最競争時期を形づくり、爲に各料金は特に競争區域に於いて大

輕減せらる。即ち東電は五燭光三十六錢特別契約三十二錢、十燭光は四十八錢特別契約四十二錢、從量は計量器の損料金を廢す。市電は五燭光を四十五錢、十燭光を七十二錢となし、從量は計量器損料を徵せざること東電に同じ。日電は五燭光四十錢、十燭光五十五錢、從量は一キロワット十二錢となす。此に於いて需要者數は全市に互りて未曾有の増加を來せり。而して市電は從量燈の比較的安價なるより、料金を改定し、十燭光五十錢、從量料金を引上げの議あり、本區及び京橋區等より、之が發表を迫るも、未だ其の時期に至らず。現に三電の競争繼續中にあり。

これより先大正二年八月、彼の東京電燈會社が、明治二十年以降に於いて僅々二十萬圓の資本より五千萬圓の大會社となり、更に日本電燈の設立開業に際して之を買收し、獨占横暴を助長せんとするや、本區々會は協議會を開きて區會議員全員を委員となし、市電氣局、東京電燈、日本電燈より各當事者の出席を求めて質問を爲し、大内重兵衛、成島菊次良、小倉久兵衛、橋本直一、平塚有津村重舍、渡邊對三之が調査委員となり、ついで主査をして監督官廳を

日本橋區電
燈料輕減同
盟會

歴訪陳情せしめ、現在電燈料は充分輕減の餘地あるべき確信を得たり。此に於いて、本區選出府市會議員、區會議員各町總代、各町衛生組合長等發起人となり、日本橋區電燈料輕減同盟會を組織し、八月六日、區役所に會合して購買同盟の決議をなし、區會議員及び各町代表者は之が實行委員となりて、區内を勸説し團結に努めたり。蓋本區の如き商業上の中心地區にありては、電燈料の輕減は、又其の盛衰に多大の關係あり、之が輕減を計るは又必至の數なり。これありしが爲か、三電は漸次猛烈なる競争を開始して以て現在に至る。本區輕減同盟會の趣旨又空しからずと謂ふべし。

今本區に於ける需要の狀況を見るに、明治二十五年にありては電線路三里餘線條延長十二里二十五町にして、使用戸數七百三十五戸、燈火三千二百八十二燈に過ぎず。三十年には約倍加して千三百十七戸、六千四百四燈となり、三十五年には又倍加して二千六百五十七戸、一萬三千七百七十八燈となり、爾來年を逐ひて激増し、大正元年には一萬五千二百七十三戸、六萬六千七百九十燈に上り、更に翌二年には二萬六百七十戸、九萬八千九百五十燈を算するに至る。これ

需要の狀況

大正二年二
萬六百餘戶

他なし、大正二年中には、三電の競争猛烈を極めたるによる。而して動力の引用も次第に増加し、四十二年に百四十五戸なりしもの、大正二年には二百七十八戸となり、動力又倍加して六百六十馬力となれり。これ等大正二年に於ける大部分は、東電の供給する所にして、市電によるものは、僅に三戸九十燈に過ぎず。以上瓦斯并に電燈引用戸數及び燈數によりて察するに、大正二年に於いて瓦斯は、現任百戸中八十一戸の引用者あり。中、燈火は全戸平均二燈半、熱用は一戸一本半を示し、電燈は百中九十五戸、中、燈火の引用一戸四燈六分、即ち瓦斯電燈の燈火は、兩者合計十五萬三千四百十九燈、引用戸數三萬八千五百五十五戸、現任百戸につき百七十五戸に達し、一戸平均七燈の割合に當る。尙ほ之を明治三十年に比較するときは、瓦斯は、戸數に於いて約百割、燈火に於いて約六十五割、燈數に於いて約九十割の増加を示し、電燈に於いては、戸數に於いて約百六十割、燈火に於いて約百五十割の増加を示す。實に異常の發達なりと謂はざるべからず。

瓦斯は約戸
數百割を増す

電燈は百六
十割を増す

第十五章 金融機關

第一節 概説

江戸時代より、商業の中心となりて發達し來れる我が日本橋區には、既に前章に記したるが如く、問屋其の他商業に關する營業を營める者最も多く、從つて豪商富家多く、彼の幕府が十人衆を選び、其の出納に預らしめ、乃至は五人衆を以て町奉行所の金事に預からしむるに當り、本區住民の之に選拔せられしが如き、又金融上、偉大なる位置を占めたる一證なり。尙舊時金融の機關たりし兩替商の如きは、其の根據を本區に置き、金座又本區に設定せられ、銀座又永く區内に在り。かくて明治に至り、日本銀行は本區に設立せられ、國立銀行又多く開設せられ、爾來各種の金融機關は、年と共に設けられ、今や五十八の銀行は約一億七千八百萬圓の資本を擁し、支店を本區に開設せるもの六十に達し、預金二億五千四百萬圓日本銀行を除く、手形割引金額十一億六千五萬圓に上る。本區の現

十人衆と五
人衆

金銀座

銀行五十七
千資本一億七

在ある、又所以なしといふべからず、以下金融機關の概要を記述すべし。

第二節 江戸時代

第一 金銀座の沿革

金座の創設

金座は舊幕府の金貨鑄造を掌れる所にして、勘定奉行に屬し、御金改役ありて、一切を管理す。蓋文祿四年創始の官職とす。其の濫觴は白石紳書に、

後藤曰、文祿四年、江戸、駿河兩所にて小判を定められ、金の小判一兩の目、旨を定む。此小判に墨にて光次と書き、名を武藏判と名付けたり。云々。

此の光次は即ち後藤庄三郎光次にして、始め京師の彫工後藤徳乗光次金貨鑄造の命を受けしが、庄三郎をして代て江戸に下らしむ。庄三郎由緒書によれば、美濃加納の城主長井氏の裔にして、文祿二年徳川家康に仕へ、御側御用を勤めしが、後命せられて江戸に下る。其の由緒書の一節に曰く、

庄三郎由緒書

文祿四未年以前は、板金或は砂金等を相對を以通用仕、銀も山出銀之儘、灰吹

金座の濫觴

銀と申、通用仕候所、金銀通用之儀は、國政第一之事に被爲思召候間、宜相計申付候様、上意に付、金座、銀座支配仕、猶奉伺御旨御直の御差圖を以、萬事申渡候とあり。尙靈岩夜話には同人書上の金座濫觴と大要同じき記事あり。曰く、

權現様御上洛被遊、聚樂の御屋形に御逗留の内、後藤一家のもの共の中にて、彫物細工を仕候ものを一人召抱へらるべきとの被仰出に候へ共、其節田舎へ罷下候義をば、いづれも好不申候處に、後藤一家のものの中に庄三郎と申もの、私罷下り可申と申に付、被召連、濱松へ罷下候處に、御意に相叶ひ彫物御用の儀は脇へなり、御伽衆同前に相詰常に上方咄など申上候由、或時御前にて庄三郎申上候は、御前様、天下を御取被遊候は、只今の判を切候而、小判と申物に仕り、又其小判を切候而、小き金子に仕候は、用事もたり、云々。御直に金銀改役を命せらる。爰に初て小判を製造して奉る。世にいふ文祿小判是なり。其後駿府、江戸兩所にて宅を賜ひ、金座を設けらる。是金座の起立なり。とあり。當初の金座鑄造所の所在地は、庄三郎由緒書に「江戸居屋敷も度々被爲成候。御直の見立にて錢龜橋より被爲遊候て、拜領仕候事」とある附近なるべし。

金座の位置

即ち謂ふ所の地は今の本町一丁目にして、本兩替町、金吹町初めふの間きやめにあり。寛永圖の「後藤」と標する所にして、今の日本銀行敷地内にあたる。亦因縁ありといふべし。彼の元祿八年の貨幣改鑄に當り、別に本郷靈雲寺畔里俗大根畑に改鑄所を設けしが世人呼んで金座と稱し、金座の名始めて現はる。後元祿十一年正月に至り、後藤屋敷内に併せ、爾來幕末に及べり。

實は橋本庄三郎

案ずるに後藤龜市所藏文書に據れば、初代庄三郎は實は遠州の人橋本氏にして、徳川家康が文祿二年、關東に於いて金貨を鑄造せんとし、後藤徳乗光次に命ずる所あり。徳乗弟七兵衛をして代りて江戸に下向せしむ。而も七兵衛病羸にして勤むる能はざるを以て、家臣橋本庄三郎を猶子となし、同姓を名乗らしめ、桐之紋、極印、光次之極印を傳へ、之に代らしむ。其の時庄三郎より差出せる起證文に「貴公様召仕に無紛候云々。此上は貴公御下知に相背申間敷云々。又一札に「此報恩に毎年子々孫々に至るまで、黄金三枚宛差上可申候。橋本庄三郎印」とあり。蓋又一考すべき資料なりとす。

かくて金座は、當初より明和の頃に至るまで、銀座を支配し、同年中より新に錢

金座の役割

座をも支配し、文政三年に至り、金箔、下金類取締方を兼ねるに至れり。金座の長官は御金改役にして、後藤之を勤む。他に座人ありて、之に三役あり。年寄役、勘定役、平役これなり。年寄は材料地金品位の鑑識をなし、金座總取締に任じ併せて本金、試金石を保管す。勘定役は即ち會計に當り、平役は工場を監督す。事務所を金局と稱し、勘定場、天秤前、出來方、色改場に分つ。其の京都、佐渡と江戸、金座との關係は、官中秘策の左の文によりて大要を窺知すべし。曰く、

佐渡京都其他との關涉

- 一、後藤庄三郎、小判一步相極候、野州郡小比江村に於て五十石餘の知行云々。御運上銀の手代の事、江戸にて十八人、京にて十二人、佐渡にては十八人餘罷在、上納金改包仕候事。
- 一、佐渡にて毎年御金二萬兩程も吹立、御納戸へ納、手間代、金百兩につき一兩づゝ被下候。恩録銀、佐渡金も庄三郎手代相改銀座へ相廻し候事。
- 一、但馬より御金出候事も有之、漸一个年に五、七兩の由。於江戸、御代官へ納金一个年に四十萬兩程包申候由、上方は銀納にて、京都にて包金指て無之由。包代は取不申候事。

金座の受負
歩一金

一、京都にては庄三郎下に、小判師三十人計有之由薩摩其外より寄金有之を
買取、小判位の金銀持參候を吟味の上、小判一分判に申付候。去亥年迄二十
年平均、寄金一个年に三萬兩程も有之候。極印賃百兩に付一兩宛取申候事。
金座は幕府勘定方の管督の下に立ち、鑄造高に應じて、歩一即ち百分一の鑄造
手數料を收むる受負事業となせり。金位并金吹方手續書に、

後藤庄三郎并金座吹屋棟梁へ被下候歩一金法割合左の通。

出來金千兩に付金十兩、後藤庄三郎へ被下候歩一

是は慶長金吹方被仰付候初年、出來金之百歩一被下候旨、御直に被仰渡、其
後金吹替の度々、右御定之通被下來候事。

右歩一金を以、金吹方に付、庄三郎役所にて相用候諸道具修復買入物筆墨紙、
蠟燭入用等引、殘金は、平日包方御用御勘定淺草御藏之拂御納戸
出役、其外御用向につき諸入用并江戸京佐州役人、金座人手當、家内召仕迄之
扶助共取賄仕來之事。

出來金千兩に付、金十兩二分、金座へ被下候分。

庄三郎の歩

金座の歩一

是は慶長金被仰付候初より、金座人共庄三郎支配に被仰付、山出金其外
金類取集、燒詰通用金吹方御用相勤候に付、爲諸入用、出來金十兩に付、金
五分宛被下候處、元祿金に吹替被仰付候節より、右金目代金に直し、出來
金百兩に付、金一兩、永五十文被下候割合を以て、其後金吹替の度々、右御
定の通被下來候事。

右被下金を以、金吹方諸入用取賄候事。

此の如く、永祿武藏判新鑄の際より、庄三郎に對しては十兩の歩一を與へ、金座
人には元祿の改鑄以降十兩二分を與へ、更に鑄造方即ち吹人に對しては、初め
十兩につき、一分九厘四絲を與へしが、元祿改鑄の時より、改めて千兩につき四
兩を與へ、各入用を處辨せしめたり。右同書に歩一の名目につきて、金座吹屋共
諸入用の名目を改、被下候處、寶永の頃より、何となく歩一と唱來候事とあるに
よりて、歩一呼稱の由來を知るべし。尙元祿以降には、色付代として千兩につき
永七百五十文を下附したり。蓋、同書によれば、慶長金、武藏判、享保金の三種は品
位上等なるも、元祿金、乾字金寶永、文字金元文は品位劣れるにより、出來後、色燒

歩一の名目

色付け歩一

灰吹改吹歩

歩一の増加

出目と御益

元祿の改鑄

付の手續あるを以て、此の藥種に對し下附したるものなりといふ。更に寶曆以降金座に於いて灰吹銀を花降銀に改鑄し上納するに對し、銀座へ下附すると同様、灰吹銀十貫目につき十二兩の歩一を與へたり。

而し庄三郎に與へたる歩一は、後増加して、天保小判改鑄の時には、百分二となり、一方、其の鑄造量に應じて歩一金の中より、改めて冥加を幕府に寄附せしめたりき。又改鑄によりて生ずる利益金、即ち元祿改鑄に際し、慶長金百に對し、百一乃至百二十の惡貨となし、得る所の利金の如き、即ち之を出目と稱し、文政御中益納と之を幕府に納付したり。

さて江戸に金座設置以來、金貨の鑄造は、彼の文祿の武藏判に始まる。ついで元祿八年より元祿小判一分判金を鑄造す。蓋元祿十一年、本町に金座を移せし前後、後藤の家甚だ衰微し、其の職を盡しがたかりしを以て、金銀貨を改鑄し、其の額を増さんことを建言す。奉行之を許さず。而も元祿八年に至りて古金改鑄ありて寶永七年に至る。世に萩原某の建築によるといふも、此の間の事曆、後藤と相關渉する所あるが如し。其の改鑄せる小判は、慶長金百に對し、元祿金百一乃至百二十にして、金貨の素質漸く惡し。

寶永の惡貨

享保の小判改鑄

元文の改鑄

文政天保の改鑄

至百二十にして、金貨の素質漸く惡し。

ついで寶永七年三月、又金貨を改鑄し、小判金一分判金皆形を小にす。所謂乾字金にして、正徳四年迄を乾字金改鑄の年限となす。其の比價は慶長金百に對し乾字金百二十、元祿金百につき百二餘、素質尙低下せり。正徳四年武藏小判の改鑄成る。蓋、慶長の品位に復したるものとす。享保元年又小判金一分判金の改鑄をなし、元文元年に至る。所謂享保金の鑄造にして、享保元年より天保八年までは享保大判金改鑄の時代とす。共に慶長の古に復せしものなりき。

享保の改鑄後、錢價騰貴し、爲に貨幣減じて、通貨貴しとの議あり。幕府即ち元文元年を以て品位を下げ、量目を減じたる所謂元文金、又は眞字金を鑄造して、時宜に應ずといふ。ついで文政元年眞字金の鑄造をなし、文政小判又は草字小判一分判金の改鑄をなし、十一年文政二朱判金を鑄る。天保三年十月二朱判金を鑄造す。所謂古二朱金これなり。八年五兩判金を鑄造し、小判金一分判金を改鑄す。又同九年大判金を改鑄し、小判金一分判金を改鑄す。又同年中大判金を改鑄し、萬延元年に至る。

鑄造工場

金貨鑄造法

精鍊法

吹方手續

安政三年二分判金を改鑄し、六年小判金一分判金を改鑄し、萬延元年大判小判一分判二分判二朱判金を改鑄す。大判は萬延大判又は新大判といひ、文久二年に至る。小判は新金萬延金と稱し、慶應三年に至る。新二分判金新二朱金は明治二年に至れり。これ金座に於ける金貨鑄造の大概とす。

金座内の工場は之を吹所と稱し、分ちて大吹所・打物所・取上場・吹所・陳梁詰所・細工所・色附場の六工場となし、各分擔して鑄造にあづかる。その鑄造方は金位并金吹方手續書に録したれば左に引用すべし。

一、山出金其外吹金類後藤へ相渡候歟、或は買上金にても、金座人へ渡位改致し、譬ば凡六拾目位にて文字金の位より宜敷品にても、山氣銅氣有之候故又蠟氣 共唱ふ、右交り物拔候ため、一旦燒詰候事。但金吹方の儀は、都て金座人取扱候事に候。

燒金方手續

一、山出金其外吹金類都て位宜敷氣多き儘燒ては、交り物燒拔兼候に付、縱令ば六拾目位の金目性合を見定め、位戻しとて七拾目位、或は八拾目位、其餘

碎金

湯加減

吹場詰役人と吹方

にも位を下げ候ため、銀と鉛を入、但譬へば六拾目位の金目は、其品に寄、七拾目位に銀を加へ候事に候。鉛は金の出所に寄、見計碎候爲に入申候。吹戻し鑄形へ入、棹金に致し候上、碎金オモヤと唱、又火へ入吹立湯にして、但湯加減あり。碎金に致し候吹入方は、土間に床を附け直に金を入吹立湯に成候時、鐵杓子にて汲み、鐵盤へ明る鐵の上にて、右にて碎き候を碎金と云ひ、右碎金を銅ふるひにてふるひ分け、荒物中物みちんと三段に引分候て、貫目を引糺候上、鹽へ交せ、ほうろくへ盛り、數三拾程づゝ燒候事。

但、燒金場、別紙圖の如く、略、○圖庄三郎役人壹兩人、金座人五六人立會、工み成細工人五六人附切り、炭の繼方惡敷候得ば、鹽流れ候由に付、直に鹽を盛り足し、終夜燒、翌朝火より上げ、湯にて鹽を洗落し、鹽出し置、夕方又前書之通鹽へ交せ、右同様取扱、終夜燒候事三夜程にて、燒上り申候得ば、五匁か拾匁程試吹致し、打延し見候て、延び兼、或はひどわれ候得ば、又燒直候故、度數定候儀無之事。

一、右燒上り吹之上、宜見へ候得ば、日々湯に漬、五六日宛鹽氣去り候節、又試吹

吹用の炭

致し、位改極り候節は、小寄せにて寄吹、棹金に致し、一本毎に目方掛改候事。
一、右燒金に用候炭は、紀州邊より出候大きな炭に無之候ては、用立不申候間、随分選候て用ひ申候。炭性惡敷候得ば、三度燒にて上り候金も、五六度程燒候様に成り、却て入用も相増候事。

一、右燒金致候炭のつぎ方、其外取扱候練に無之候ては、燒方不宜候事。

一、燒金、夕方より火を入れ、終夜燒候儀、前々より申傳にて、長夜短夜に不拘、四季共に夜燒の方、金の燒上り宜敷、自ら失墜も不掛由に付、尙又此度糺の上、早朝より火を入れ、晝燒も爲致試候處、夜燒の方陰分にて宜敷趣に相見、其上晝燒にては、暮におよび燒上り、金取上げ候に付、手都合不宜、夜燒は翌朝に至り取上げ候故、取扱方致し能御座候間、此度も兩三度晝燒試み、其餘は不殘終夜掛、御勘定方附切、夜燒而已爲致候事。

一、右の通數度燒候得ば、山氣并差鉛等拔候故、元貫數減候得共、金の性に寄り候間、燒減り定法等は無之事。

一、右燒金致し候鹽を湯にて解き、金を取上げ候跡、大桶に入湯を汲込置候筈

吹は夜間に利あり

水鹽銀及灰吹花降

之内、數篇糊入紙にて張り、桶の上へ右の筈を置、日々鹽水を汲込水をこし拔候得ば、鹽筈一ぱいに溜り候を、水鹽銀と唱候事。此の鹽化銀に鉛を加へ、
が故に灰吹鍋に入れ、堅炭を以て、紅熱し得たる純銀を花降銀といふ。

一、右燒金に用候ほうろく、能洗落候上、石臼へ入、搗き碎き、水にてゆり候得ば、少々宛金氣出候。是等を下鉢と唱候事。

寄吹の事

一、右燒金試吹の上、小寄せ致し、棹金にして貫目掛改、夫より大寄せと唱、右小

寄せの棹金を大吹致し、又棹金にして目方位等、金座人改糺候事。

此寄せは燒金上り候分、紙に包、蓬砂少し交、茶碗の内へ入吹候事。

但茶碗は紀州燒、黒き藥の懸り候茶碗なり。之を留茶碗と云、外々の茶碗は割れ候て、用立兼候由、金を紙に包候は、碎き候細金成故、外へ不散ため懸紙の儘直に吹入、蓬砂は金を能しめ寄せ、金に含候故、鹽を燒拔候爲入候由の事。

小寄せは、金の湯になり候を鑄形へ汲あげ、棹金に致し、夫を水へ入さまし、

茶碗は紀州燒

大寄せ

小寄せ

棹金一本毎に目方掛改帳面へ記し候。是を小寄吹といふ。又右の小寄吹致候棹金を留鉢へ入吹直。

但留鉢も留茶碗と同出所にて、黒き鉢なり。又ぶつ切鉢と云。

程能き節、小さき留茶碗にて、鑄形へ汲入、棹金に成る。茶碗にて汲兼候程、少く成候得ば留鉢を挾上げ、鑄形へ明け渡し、其棹金を小寄吹、大寄吹に用候。留茶碗留鉢共、其度々に石の臼へ入、搗き細かにして、木鉢へ入、水にて汰り、金氣木鉢に残候を取上げ、其外吹所の床土をも能改、右吹方に遣候火をもしめし、留茶碗、留鉢と一緒に粉にして、水にてゆり、金氣出候を集め、目方掛改寄吹仕候。右下鉢も又々取集、水にて汰り候得ば、少々づゝ金氣出候儀、際限も無之事に候。併再三取上り候上、餘り少分の下鉢に成候得ば、入用のみ懸り候故、其儘樽杯に集め置、吹方有之節の下鉢と一緒に汰り集候得ば、金目出候由、勿論下鉢汰り候には、汰桶有之、水を汲込置、其水の内にて汰り分け時々、右水をも汲捨、底に有之屑取上げ、汰り分け候事。

又小寄吹、大寄吹の棹金に致し、ひゞ割候儀も有之候。是は蠟氣燒拔兼候歟、

鉛氣を含居候歟、又は吹方の若き故も有之候間、再吹致し、棹金に成り候得ば、金吹方湯加減惡敷に候。且吹直し候ても、ひゞ割同様に候得ば、再三評議の上、不殘燒直し申候。尤本吹にては出来上り能、下鉢吹寄の分、ひゞ割候儀間々有之候。右下鉢は吹所土間掃寄候炭、其外種々搗碎き汰り上候もの故、銅氣山氣等にあやかり候儀有之哉の由、後藤役人并金座人共申之候事。

判合の事

一、大寄吹の棹金、貫目位等改糺の上、彌銅氣も無之、位何拾何分の位と極り候得ば、拾分或は貳拾目程づゝ、文字金位に成候。差銀の割合を以、譬ば棹金位五拾壹分貳分位と見極候得ば、其位差銀定法通割合、前後壹分たがひの差銀割合共、三段程に仕出、試吹致し、文字金の手本金に合せ、其内にて少しも違無之方へ極め、其上にて不殘棹金にして、貫目へ差銀致し、文字金位に吹入、又棹金にして貫目掛改、壹本毎に目方書付候を判合と唱候事。

右吹入方仕法、前の大寄吹と取扱方同前にて、留鉢の内へ金と留吹銀とを入、吹立加減宜節、火を除け、留茶碗にて汲形へ汲込、棹金に成候事。○中

延金

延金の事

一、判合と唱、文字金位に成候棹金、尙又貫目掛改の上、棹金を火に入なまし、薄く打延し候を、延金と唱候事。

此延金の儀は、火に掛なまし、鐵床の上にて打延、一本毎に元の如く番付附置申候。延金長さ凡貳尺五寸、幅三寸位に成候を、貫目掛け改、後藤役所へ差出候得ば、延金の中程へ大桐の極印を打、金座人へ渡、直に其場所にて、右極印の中より貳つに切、一つは別紙圖略○圖の如く、貳所づゝたがねにて切懸致し、後藤役所内の銅氣改場にて、火に掛なまし、切掛候所、檜を以摺り附水へ入、後藤役人兩三人宛にて改、又一つは長五六寸、幅八九分程に切拔、石に附能様に丸みを附、金座人位を改め、手本金に引合候上、後藤役人へ差出し、年寄役のもの兩三人にて、外の石に付、庄三郎役所に有之候、文字金の手本に合せ位改若銅氣或は位に善惡の狂ひ有之候得ば、切碎金座へ差戻し、尙又焼入吹直候事。
右銅氣有無は勿論、并文字金位に無相違極り候分は、延金の縁り通へ、桐

延金の改方

定法成金

の極印透間なく、打、金座へ相渡、是を定法成り金と唱、右の極印を以、始終改濟の證據に致候事。

右極印打候延金を、金座人詰所にて、小判の下拵荒切と唱へ、壹兩の目方に仕立減を見込、前个條に有之候極印壹宛附候様に切おろし、夫を一つ毎目方掛改、若掛目不足に候得ば、屑物に除け置、目方足分計り、總目掛改候事。

但荒切の目方改候を中揉と唱、尙其上一つ宛懸改候を真揉と唱申候。右屑物も目方掛改の上、少々にても留茶碗へ入、吹寄棹金にして打延し、其度々改方は、前條同事に取扱、小判に切おろし、尙又切屑出候得ば、右同様取計申候。尤餘り屑物目方少分に成候程、夫計りにては、燒詰り位昇り候間、其程を見計、跡吹方有之候得ば、其内へ入潰候歟、若跡吹方無之候得ば、右屑物吹寄目方改の上、其儘御金藏へ上納致し申候。右切おろしにて出候屑物を切出と唱候事。

屑物處分

細工所の清

細工所取扱の事

一、細工所は吹屋と唱別に小屋有之、金座人の内、吹所棟梁と申者、往古より連綿相續致し、都て小判小粒に仕立候。細工方司り取扱候事。

荒切と中揉

右金座役所にて、荒切とて、小判の目方に一つ宛切おろし候を、員數目方改の上、吹屋棟梁へ渡、尙又改等致し、細工人共大勢にて、荒切の金を火へ入なまし、石の上にて壹つ毎に、極印無之縁の方計を打延し、小判の形に成り造る、是を杓子小判と唱候事。右杓子小判に打延候分、員數取揃後藤役所へ出す。尙員數懸目共并極印改の上、極印を目當に、小判の形に成候方へ計り、又極印を打、金座吹屋へ渡す。是を打替と唱候事。

石延と眞揉

右打替極印受、金座より吹屋へ受取、前の如く員數改の上、火へ入なまし、貳度目改の節、打候極印の方は、打消し不申様取扱、初の極印の方計打延し、四方小判の形に成候を火へ掛けなまし。延と云石一體に打ならし、横堅寸法を合せ、夫より錠目を打、端打等迄致し候得ば、小判の形に出來上り候を青小判と唱、直に裏の方へ、金座にても小極印打候事。

金座極印

但打替極印は薄く殘候事。

大吉小判

○小判の裏面には、右の如く筆頭年寄役の小印を錠記し、又其下に首席吹所棟梁の小印あり。而して世俗大吉小判と稱して喜ぶもの、これ年寄役高瀬清三郎の●と、吹所棟梁廣瀬吉兵衛の◎の兩印の偶然現はれたるものにして、此の兩家が各首席を占むること稀なるより、大吉小判の製造數も多からざるを以て、一層珍重せられたり。

右青小判を員數等改、金座人より後藤役所へ出す。夫を後藤役人共改の上、貳度目打替極印目當に致し、本極印打候分左の通。

桐極印、壹兩極印、名判極印、裏判極印、文字極印。

右極印打揃、金座へ渡、細工所へ廻り候節、又火へ掛なまし、端た打致候分、棄ばしを以、胴ざりとて、鹽にて磨き、夫より色附候事。

色附と仕揚

但右細工中、へげ疵等出候分は除置、又火へ懸け焼候て、打直し候事。

右色付藥法左の通

らうは壹貫目

蓬砂五拾貳匁

鹽硝三百貳拾目

薰陸百六拾目

タンサン七百目

鹽壹貫目

右藥へ出來小判を入、取上げ火へ懸け燒附、鹽にて磨き洗ひ、又藥へ入、右の通燒付、都合貳篇づゝ色付候事。

さて初代庄三郎光次は、江州野洲郡小比江村の中にて、馬餌料として五十一石六斗の御朱印を賜はりしこと、官中秘録御府内備考に見えたり。爾來後藤氏文化七年まで金座の管理にあづかりしが、同年八月、十一代目庄三郎に至り、不正なる事あり、咎を蒙り家遂に斷絶す。是によりて庄三郎が同家にして、銀座年寄たりし後藤三右衛門御金改役を命ぜられ、新に二十人扶持を賜ひ、御手當として毎年千五百兩、并に常盤橋御門外に於いて、庄三郎が上地の内八百坪を役所地として下し賜ふ。其の子三右衛門に至りて天保十二年十二月、年來の功勞を賞せられ、さきの二十人扶持を併せて、二百俵の世祿に加増せらる。然るに養子三右衛門の時代に至り、又罪ありて、名跡を沒收されしことは、明慶錄に、弘化二年十二月十日、御金改役後藤三右衛門義、不届之義有之、御仕置被仰付、右迹役、御腰物奉行支配四郎兵衛伴後藤吉五郎被仰付、新規二十人扶持被下、三右衛門拜領屋敷役所向住居有來土藏等、其儘被下、御勘定奉行」とあるによりて知らるべし。

庄三郎の家
斷絶

三右衛門の家
又斷絶す

金座を廢す

し。後年金座は用地となりて、代地を永富町附近に給せらる。かくて幕末尙御金改役所たりしが、明治二年三月に至り、造幣局の新設と共に之を廢止せらる。金座の平面圖は別冊に收めたり。

蓋、金座の跡は、即ち今の本町一丁目金吹町、本兩替町の地域に當り、今日本銀行の敷地となる、又因縁ありといふべし。

銀座の起源

銀座は即ち舊幕府の銀貨鑄造所にして、銀位を檢査し、其の極印并に包銀の事を掌理し、初め後藤の管する所たりしが、元祿以降勘定奉行に直隸す。其の起原を釋ぬるに、慶長三年、徳川家康、堺の商人湯淺作兵衛常是を伏見に召し、御銀改役を命じ、大黒の姓を給ひしに、同六年五月、大津の代官末吉利方の建言によりて創めて山城國伏見に設置し、利方及び後藤庄三郎をして之が管理に當らしめ、常是をして銀吹人たらしめ、寶の字并に大黒常是の極印を用ひしむ。これ銀座の濫觴なり。

慶長十一年十二月、特に駿河國府中に銀座を設け、常是の次男作右衛門をして之を管掌せしめ、同十三年伏見の銀座を京都に移し、同十七年に至り、駿府の銀

江戸の銀座

座を江戸に移し、今の銀座の地に建設す。江戸初めて銀座あり。
寛政十二年五月に至り、更に之を本區蠣殻町二丁目(今の十四番地)に移す。其の
寛政以前の沿革は、安永八年五月、銀座年寄平野作右衛門等の書上に見えたり。
其の要に曰く、

銀座由緒書

銀座由緒書

往古は、白銀位不相定、諸國銀山より堀出候灰吹銀の儘を以通用仕、國々銀の
位不同に付、諸國一途に可被爲成旨、權現様思召を以、慶長六丑年五月、銀座御
取立被爲成、先祖の者ども、座人被仰付、本銀として銀位上中下兼一文字、夷一
文字、大黒極印の銀可然旨被爲仰出、則堺町人大黒屋常是と申者、吹人に相定、
追々吹立、天下一統、大黒極印、慶長度の銀通用に相成申候。

略○上壹萬貫目程づ、平年奉預罷在候。且又銀座一體御手當の儀は、右灰吹
吹立歩一并世上より買集候灰吹銀を、慶長度の銀に吹立候諸入用被下置、
右御預銀も被成置候儀に付、別段御扶持は不被下置候旨に御座候。

一、右世上灰吹并諸山より堀出し候灰吹銀の分、銀座へ買集通用銀に吹立、餘

銀之内御運上奉納仕候御定にて、慶長六丑年銀座御取立以來、今以年々買
灰吹の御運上相納申候。

一、銀座諸役等の儀、御取建の砌より、松平右衛門大夫殿御取次を以相勤罷在
候處、寛永七午年より御留守居年寄方御支配に罷成、寛文中迄も、御老中
方御下知書等被下置候。其後元祿二巳年より當時に至り、御勘定奉行御支
配に相成申候。

一、年寄役の儀、座始の節、拾人被爲仰付、其後は勘定役并平役の内より追々昇
進を以、年寄役被爲仰付候儀に御座候。云々。

一、年寄役を始平役に至り候迄、御由緒之者にて、都て五十一軒、代々繼目奉願
家筋相續仕來り候。尤、天和年中迄は平日帶刀仕候處、同三亥年、町人一統平
日帶刀御停止被仰付候後は、道中并出火等之節、斗帶刀仕候。

安永八亥年五月

銀座年寄

平野作右衛門

長谷川長兵衛

鑄造の銀貨

文中、歩一とあるは、即ち吹銀百貫匁につき銀七貫匁を銀座に下附し、内銀座費用として二貫九百七十匁五分、銀座より常是に五百匁を送り、殘銀は金銀座人其の他の扶助として分ち、尙灰吹銀十貫匁を花降銀に改吹費として十二兩を金銀座に下附せらるゝを以て、之によりて銀座の所用を辨じたり。但、後者は寶曆十一年以降より下附せられたるものとす。

江戸、駿府東西兩所に於ける鑄造の銀貨は、寛政以降にありては、元文より文政に至る文字銀、安永より文政に至りて古二朱銀、文政の南鐐二朱銀及び一朱銀、天保より安政に至る間の古一分銀、天保の丁銀、豆板銀、嘉永の一朱銀、安政の政字銀、即ち丁銀、豆板銀、并に大形二朱銀新一朱銀、一分銀新一分銀等の新鑄又は改鑄にして、彼の安政六年丁銀、豆板銀改鑄に當り、外國貨幣同位の一分銀を鑄造せしが、其の數少くして他の一分銀を禁ずる能はず、外國商人より故障申出もあり、旁々僅々旬日にして、其の通用を止め、所謂バカ二朱の名ありしもの如き、又銀座の鑄る所にかゝる。

銀貨鑄造法

銀座に於ける銀貨鑄造方は、銀位并に銀吹方手續書に詳しければ左に引用すべし。

灰吹銀改

一、灰吹銀吹元として、御金藏より相渡候歟、或は世上より古銀灰吹銀買上候ても、銀座役所内銃場と申處にて、銀座人共立合、目方相改候上、銀見役の者夫々位改致し、右灰吹銀位一割入、并九分入、五分入位迄は、其儘文字銀位に差銅致し、通用銀に吹立申候。四分入より下品の銀位に候得ば、上銀位一割入に吹拔候上にて、差銅いたし、通用銀に吹立候事。

但八九歩入の位に候ても、銀の性合惡敷候得ば、一旦上銀一割入位に吹拔候上、吹方致候事。

位劣り候灰吹銀、上銀に吹方の事

一、灰吹銀位より下品の分、一割入上銀に吹拔候は、銀座糺吹所と申處にて、松葉灰三分紺屋灰を七分、合凡一升五六合程に組合床を作り、
但紺屋灰と申は、椿を焼灰に致し、紺屋にて用候故の由。

凡五寸四方程、深さ五六分のくぼみを付、其上へ、縦は位四歩入灰吹銀五百

不純銀の精鍊

目程を入、火を懸吹立、凡鉛五六十目程、追々に差鉛致し、湯に成候銀を火箸にて廻し、糟を取候得ば、性合宜敷銀面鏡の如くに照り候節、加減見計、宜時分火を取除、銀の上へ水を打、其儘にて暫くさまし取揚、水へ入洗上げ、直に鈳場へ持參、吹減懸改銀座手限にて座人立合、銀見役の者位相改、一割入上銀と定、差銀の性合惡敷候得ば、又候右同様吹立候事。

但差鉛いたし候は、灰吹銀に含有之候銅氣、鉛氣等右鉛を以呼出、灰引かせ候爲の由、銀の性合に寄、差鉛増減有之候事。

一、灰吹銀を文字銀位に致し候を取組と唱、左の通差銅致候事。

灰吹銀拾貫目

位壹割入正銀

此差銅拾壹貫七百三拾九匁壹分三厘餘

合文字銀貳拾壹貫七百三拾九匁一分三厘餘○中

右の通銀座鈳場と申處にて、座人共立合の上勘定書に引合、夫々銀の位に應じ、差銅致し、目方掛改候て、一吹分凡拾貳貫目程づ箱へ入、座人共封を付申候。是を取組と唱候事。

取組と差銅

工場内諸職人検査

留吹

一、右文字銀位に取合せ候を箱の儘、常は大黒長左衛門圍の内に有之候吹所へ、銀座より持運壹吹分宛箱を明け、員數相改、吹入箱と申候へ入替、銀座銀見役の者より、常是手代へ相渡申候。

但右は常是方吹所にて、普請修復等も、長左衛門手限に取賄候得共、銀座より錠おろし封を付、錠は銀座へ預り居、吹方當日銀座人共罷越、常是手代共立合、銀座より入口明させ、隻方手代働の者共吹所へ入申候。尤入口左右へ銀座人一人づ、兩人終日詰切、吹所出入の諸道具、人數共相改、吹方相濟差出候節も、銀取扱候隻方手代働の者共、着物をぬぎ、髪を解、口をすすがせ差出、尤最初に吹所へ這入候上は、吹所内にて食事、小用迄致し、一切出し不申事。

一、文字銀位に取組候分、常是にて請取、吹立方の儀、炎の留へ積炭を懸、兩差吹子にて吹立申候。但留と申は、一尺四寸、深さ六七寸位に、土にて拵候鉢にて御座候。尤右鉢に用候上は、江戸表の土は用立兼、京都白河山の土を取寄拵候由、炎の留前土羽口等にも、右の土を用候事。

右留へ積吹立候銀銅湯に成能解合候時、常是手代湯入役のもの、鐵杓子を以、湯廻りむら無之様、度々搔廻し、加减宜時分、鐵杓子にて湯を汲、丁銀の形へ流申候。

但丁銀流し候は、長さ一尺三寸餘、横九寸、深さ三寸程の箱を總名船と唱、右の内へ丁銀の形りに、六つ宛くぼみを付、且湯底と唱、布を苧にてさし、右の形へ張り、釘にしめ、あつき杯入並べ置、湯に成候銀を流候事。

右形へ流し、丁銀の形りに成程能さめ候を、常是手代共、壹枚づゝはさみ出し、別に桶へ湯を入置、右湯の中へ入候事。

一、右桶へ入候丁銀を、座働の者、銀座手代へ相渡、出來高改の上、宜分、手の付候銅盆へ、三十枚づゝ乗せ、常是運びの者へ相渡申候。

一、右銅盆へ乗せ候丁銀、常是運の者請取、銀座人の前へ持參、員數改を請申候。常是重役の手代にも員數改を受、夫より常是手代、極印役の者へ相渡、極印打候分左の通り。

常是の極印 大黒の極印 文の字の極印 常是の極印

總名船と丁銀

丁銀極印

仕建場道具
人改め

磨き方

小玉銀

右極印揃候上、常是手代共鐵網へ乗せ、火に懸けなまし、箒へ入、梅酢へ漬引上げ、水にて洗ひ候上、丁銀の數相改銀座手代へ相渡申候。右梅酢へ漬候は、銀の色を引出候爲に候事。

一、銀座圍内に、仕立場と申場所、之、入口左右へ銀座人兩人詰切、諸道具人數等逸々相改、手代并働の者、仕立相濟差出候節も、常是方吹所出入の通取計、且仕建丁銀は銀見役枚數相改、磨人へ相渡、丁銀凡八百枚程宛、大半切桶へ入、梅酢を涌置候て、右半切へ汲込み、濡筵にて蓋致し、半時程漬置取出し、濡筵の上にて手代共磨立候上、水にて洗、二十枚程づゝ箒へ入、大釜に湯を沸し置、其中に漬酢鹽氣を取、其後布巾にてふき、筵の上へ廣げさまし候得ば、銀の色甚引出、宜敷相成候事。

一、右丁銀程能さめ候節、極印の付方等銀見役共相改、五百目づゝに懸、假包に致し候事。

一、小玉銀は、凡三四貫目程づゝ、手の付候桶へ、又、涌し候梅酢を汲込、暫の内桶にて、もみ磨立候上、跡取扱方は丁銀同様に候事。

銀座の移轉

右手續を以て通用銀に仕上げ、銀座にて目方を改、夫より常是方にて、尙又掛目改の上、五百目づゝに包立、十貫目入一箱に致し、御金藏へ上納の事。さて銀座は、享和元年七月に至りて、本區蠣殻町二丁目に移され、三千五百六十坪を給せられ、ついで、文政二年六月、濱町に於いて添地として七百四十坪を、天保十三年九月、圃地内に於いて千二百八十七坪を増し、尙別に文政二年六月、淺草橋場町に千二百八十七坪を下吹所として加増せらる。

大黒常是

大黒常是は、慶長中伏見に召され、常是一人の極印を以て銀を通用せしめ、伏見に邸宅を賜ひしが、其の子作右衛門常好の時、京都兩替町に移る。慶長十一年、作右衛門弟長左衛門駿府にありしが、慶長十七年兩替町に邸宅を賜り、世々銀座の事を奉じたりしが、寛政十二年五月、八代目長左衛門に至り、座人年々寄行事一同不正の咎に座して、其の家斷絶したれば、京都銀座の十代目作右衛門常好、江戸に召され、一手に事を理し、同年十二月、蠣殻町二丁目酒井雅樂頭上地跡千八百七十一坪の地を賜ひ、享和元年十二月、手當として毎年金二百兩を下附せらる。此不正事件の後、舊座人の中十五人を召返し、弊風を改め、

銀座を廢す

就職を命ぜらる。當時の年寄役は辻傳右衛門、秋田内記の兩人なりき。爾來幕末に及びしが、明治元年四月、太政官達を以て、國財の儀は、元來政權へ附屬いたし候ものに候處、去冬徳川慶喜より大政返上候に就ては、今般金銀錢製局現在有物共、朝廷に御引上候間、此旨役々へ可相達旨御沙汰候事。とて、金銀兩座の公收を命じ、同二年三月に至り、造幣局を新設し、金銀兩座は遂に廢止せられたり。

金銀の産出増加

慶長大判小判

儲、本邦に於いて黄金の産出せしは、既に久しき昔にありと雖、戰國時代、特に織豊時代に於いて、群雄の割據は、此に鑛山採掘の導火となり、鑛山波濤の如くに起り、金銀の産額次第に多し、此に於いて遂に法定貨幣、即ち大判小判の鑄造となり、ついで徳川時代の慶長大判小判は鑄造せられたり。蓋、慶長の大判は四十三匁にして之を十兩と稱するも、實價は七兩二分、小判は四匁七分金四匁、銀七分、なれば小判はここに本位となり、大判は補助となり、之を商人の取引上に使用せざるに至れり。而して銀は時の相場によりしを以て、當初は金一銀十、即ち金一兩銀

五十匁も丁銀は五十匁といふなりしが、幕末に及び、時に六十匁乃至八十匁となり、時に四十八匁餘の比價たりしことあり。次に銀と錢の比價は、慶長十四年令して永錢一貫文、京錢を四貫文と定めしが、寛永錢の鑄造後は、永錢、京錢を止め、寛永錢四貫文を以て定めとなせしが、幕末の混亂に當りては十貫文となる。此の永錢の低落はもと銅の多産と質の粗悪と、鑄錢通用より來れるものとす。此の永錢勘定は、慶長・寛永の間に停止を命せしも、而も實際の勘定には必要なりしを以て、永一錢四の比を保有したり。

此に江戸時代の貿易の趨勢を見るに、寛文中までは、金銀を以て交易をなせしも、其の金銀の流失といはむよりも、寧ろ、金銀の産出少きに至りしを以て、幕府は銅を以て之に代へ、此に貿易上に一變動を來したり。ついで元祿・寶永の間に至り、綱吉豪華の至す所、天下は太平の象あれども、遂に江戸城金藏の所謂準備金の空乏となり、物價は昂踊し、窮餘の一策は遂に元祿貨幣の改鑄となれり。即ち純金四匁の小判は、金二銀二となしたるを以て、一千萬兩の改鑄に於いて、實に五百萬兩の出目あり。銀貨又之に準じたるを以て、金銀座の利益、否、幕府の

利得は大なりと謂はざるべからず。而も是が爲に法定貨幣は破壊せられ、貨幣の信用漸く地に墜つ。

ついで正徳・享保に至り、新井白石の復古的經濟政策、并に八代將軍吉宗のそれを襲用せる貨幣の改鑄あり。爲に此に慶長金と同位なる正徳の乾文金、享保の享保金となり、貨幣の信用又舊の如く確實なり。

此の善貨の現出は、一方重農政策による米穀生産の増加に伴ひて、米價は非常に低下し、所謂賤穀貴幣の現象となる。同じく吉宗の元文中に及んで、再び金銀貨幣の改鑄を企て、文字金なる金六銀四の悪貨となり、金一銀十の比に準じて、丁銀、豆板又改鑄せらる。鑄錢の鑄造又此の時にあり。

かくて九代將軍の時に至り、幕府窮餘の一策として、又、新貨幣を鑄造したり、即ち南鐐二朱にして、八枚を以て金一兩とす。ついで又五匁銀を造り、十二枚を以て金一兩とす。蓋、前代にありては、銀は時價によりて之を通用せしもの、此に至り、一變して殆んど本位貨幣と其の効力を争ふに至り、爲に法定貨幣の觀あり。ついで田沼意次の出づるや、元文の貨幣を維持し、銅の産出を計り、金銀の代物

田沼時代の
金銀輸入

幣政と經濟
問題

として、銅及倭物^{海産}を以てし、よく金銀の流出を防ぎ、一方長崎貿易の制限を緩めて、大に貿易に努め、安永前後二十年間、多く輸出超過の時代を作り、外國の金銀を以て、我が金座銀座に於いて貨幣を造る。これ三百年間異數の事に屬す。惟ふに長崎貿易に於いて、慶長以來三百年間に流出したる黄金約三萬貫、銀は百萬貫餘、銅は五千貫餘にして、其の後の約二百年は、主として銅を以て金銀に代ふるを得たり。銅の我國に産する、又國家經濟上至大の益ありといふべし。寛政以後に於いては、既に幕府の末期に屬し、改革改良のみ多くして、其の幣政の如き又前代の貨幣を改鑄して愈々粗惡たらしめ、天保前後の十組問屋等經濟問題と關涉し、貨幣改良の議又紛々として起り、其の金銀貨の改鑄せられたるもの亦尠なからざりしと雖、未だ幕末の混亂を救ふ能はずして、其の瓦解に至れり。左に金の品質の如何を知らんが爲、萬延年間、金座に於いて引替を命じたる記録を掲ぐべし。

萬延元年四月、古金類引替差出方の儀、今般保字、正字小判、一分判、歩増通用被仰出候に付、此後引替差出者へは道法遠近に不拘、御手當相増候割合左之通。

古金引替の
割合

- 一、慶長金 百兩に付代り 金五百四十八兩 ○安政二年には二百七兩、六年には二百五十八兩となる。
- 一、武藏判 同 斷 金三百七十八兩 ○兩年に百四十三兩より百七十八兩となる。
- 一、元祿金 同 斷 金三百四十七兩
- 一、乾字金 同 斷 金五百六十五兩 ○兩年に二百十三兩より二百六十六兩となる。
- 一、享保金 同 斷 金三百四十二兩 ○兩年に百二十兩より百五十兩となる。
- 一、元文金 同 斷 同上 ○兩年に百四兩二分より百三十兩となる。
- 一、眞字二分判文政金 同 斷 金三百十三兩
- 一、草字二分判 同 斷 金二百七十三兩 ○兩年に百四兩二分より百五兩となる。
- 一、五兩判 同 斷

右の如く、安政二年、慶長金百兩につき二百七兩なりしもの、六年後の萬延元年には、一躍五百四十八兩となり、其の他皆歩増の増加せること、外來銀の價格によりて相場に變動ありとは云へ、安政萬延年間改鑄金貨の品位をトするを得べし。銀に至りても亦此の如く、安政二年元文銀十貫目につき十三貫九百三十目、文政銀十貫六百九十目なりしもの、元治中には一は十九貫となり、一は十五貫目を代銀とするに至る。品質の下落知るべきのみ。此の如く當局は金銀兩座

銀引替割合

をして古金銀差出方に努めしが、聽て之を改鑄して出目を益し、物價の高騰は又惡貨の改鑄によるを知らざるが如し。かくて幕府の瓦解に至る。

第二 兩替商及び爲替商

兩替商の起原今詳ならず。西正聞見集に、

太閤の御時まで、沙金、碁石、金外し、金、國々より京へ持ち登り、銀子にかへ申候に、兩替師ども、黒き石に金をすり付け、其色を見て、南鑛替と直段不同に申候まゝ、殊の外手間入り、諸人迷惑仕候、云々。

とあり。文中南鑛替とは、何兩替の訛りにして、銀子に替ふとあるより、後世の南鑛と誤想したるなるべし。蓋、兩替の名目は何兩替より起りしなり。其の兩替は、もと金銀座の者之を取扱ひ、乃至は其の附近を便利としたるが爲、金銀座のあるところに、兩替町の名ありしが如し。本區の本兩替町、駿河町及び京橋の兩替町、新兩替町座今の銀の座なりの如き、即ちこれなり。江戸兩替の濫觸と見るべきは、承應前後にして、事蹟合考に、

兩替の濫觸

錢屋

嚴有公四代將軍家綱の御代初承應の頃までも、金銀兩替と云ふことは、駿河町兩替町の外には、其筋の商人一軒もなく、金子一分二分づゝか、錢或は少々銀子にて、錢に替たきときは、本郷、四谷、芝、淺草の果よりも、日本橋南北の町へ來りてととのへたることなり。是は室町并に通じ、南北四町が間に、錢賣とて數百人、各三四貫文づゝ肩にかけ居て、少しき錢兩替を、數十年が聞いたしたること也。然るに其錢賣ども、かの御停止の銚錢を、賣錢の内にませて、兩替したる故、江戸中殊の外困り、尤損共なりたり。時に青物町今の兩替町なりに兩替屋一軒見世を出して、銚錢を交へず、九十六文本數の錢を、粒銀にても、金子一分にても自由に兩替せし故、さても自在なる見世出たりとて、江戸中、此店に來て、兩替したり。是を見て江戸中に、忽ち兩替屋の見世出たり。とあり。是即ち錢屋又は錢屋にして、後には是も同じく兩替屋と唱えたり。明曆元年十二月十七日の町觸に、

町中にて錢屋ども、錢賣買、賣致候故、錢高直に相成候由、被聞召候間、錢賣買、賣仕間敷候。

兩替町と兩替

とある是なり。
さて本兩替町と駿河町とは、もと兩替町と稱し、昔時より兩替商あり、是を本兩替屋と唱ふ。元祿中には十餘人あり、享保中には六人に減じ、嘉永中には四人に減じたり。此兩替屋は、金銀兩替の外に、上納金を検査する定にて、錢兩替を爲さず。彼の青物町の兩替屋を始め、其の他の兩替屋は、本兩替屋に屬し、専ら錢賣買を營業とせしに、後には金銀をも取扱ふに至り、天明七年に至りて、遂に本兩替屋より分離獨立するに至れり。

享保の兩替商組合

享保六年に至り、諸問屋組合を定む。兩替屋又六百人に制限し、天明七年、寺社門前町家の兩替屋四十三人を加へて六百四十三株とし、嚴に新規の開業を禁ず。天保十三年、諸問屋連合を廢し、賣買全く自由に歸せしも、其の間又事情の止むを得ざるものあり。即ち嘉永四年に至りて之を再興せしが、其の株數は舊により、新規もの十五人あり。蓋、再興後の本兩替屋は、三井竹原・中井井筒屋の四人、金錢包通用は、三谷外八人。又三組といふは、神田組・三田組・世利組にして、合計百廿六人あり。其の他は二番組より廿七番組まで、及び上野領・濱松領の二組并に假

組合再興後の兩替商

嘉永の區内兩替商名目

組なり。又これを大別して神田組・兩替町組・淺草組・芝組・四谷組・本郷組・京橋組とす。これに世話役各十餘人より廿餘人あり。本區居住の兩替商左の如し。但し舊幕書類問屋名前帳によれり。番地を記したるは、維新以降の加入者なり。

本兩替屋

本兩替屋

此度問屋組合の儀、文化以前の通再興被仰付御調の上、本兩替屋現在人數名前帳奉差上候。上納金下改方、彌、入念相勤相互に厚く心掛、實直に家業可仕候。以後相續休業、其外共前例の通、其時々奉願、御差圖請可申候。

嘉永四亥年三月

一、駿河町家持

三井次郎右衛門店支配人

政次郎

一、金吹町家持

中井新右門

一、室町三丁目家持

竹原屋文右衛門

一、田所町市兵衛地借

井筒屋善次郎店支配人

兩替屋

兩替屋

町中兩替屋の儀吟味の上、此度書出候兩替屋六百人に相極候間、此外の兩替屋は、天秤、名主共方へ取上げ、一切兩替商賣爲致申間鋪候。勿論、賣溜錢小賣等致候儀も堅無用可仕候。若於相背は、本人は曲事に申付、家主五人組名主迄可爲越度候。

右の通、享保三戌年相觸、其後六百四十三株に相定、右兩替屋の外、從商人共素人へ錢賣渡候儀、決て致間敷、兩替屋へ賣渡可申候。自今已後、前條の通、彌以相守可申候。若相背候者於有之者、本人は曲事申付、家主名主五人組迄可爲越度候。

右の通、町中急度可相觸候也。

今度從町御奉行様被仰渡候間、御觸の趣急度可相守旨、町中連判御取被遊候。

一、御書上相場不同無之賣買可仕旨、相糺可申候。尤、不實の取引無之様可致候。

一、御公用大切に相勤可申候。御定の外、無天秤にて錢賣買は不及申、賣溜錢小

賣等致仁有之候は、早速御訴可申候。若心得違於有之は、最寄組合行事急度相糺可申候事。

一、切金、輕目金通用の儀は、安永七戌年御觸の趣、急度相守、通用可致候以上。

右天明度名前帳前文に認差上候處、去る丑年御改革の砌、御差止、然る處、此度問屋組合の儀、文化以前の通再興被仰付、御調の上、兩替屋現在人數、三組より二十七番組迄、名前帳奉差上候。以後、行事を立、相場不同無之様、相互に厚く心掛け、實直に家業可仕候。相續讓替其外とも、前例の通、其時々奉願、御差圖請可申候。

嘉永四亥年三月

三組

丸角屋 治郎助

一、本町三丁目嘉兵衛地借

小綱町一丁目德藏地借

山崎屋さだ後見

慶應二年十月
二月讓受

三河屋 久兵衛

又 兵衛

一、岩附町五人組持店

一、同 二丁目家持

淺野屋 又兵衛

一、大傳馬町二丁目家持

升屋 喜右衛門

一、本船町平次郎地借

鈴木屋 源兵衛

一、堀留町一丁目家持

佐 吉

升屋平次郎
店支配人

一、箱崎町一丁目庄兵衛地借

小川屋 清兵衛

新材木町十七番借地

井筒屋 常次郎

明治三年
十月讓受

一、本船町保吉地借

島田屋 新七

一、日本橋藏屋敷六右衛門地借

能登屋 九兵衛

一、小網町三丁目治右衛門地借

大坂屋 兼五郎

本町三丁目利兵衛地借

安政五年
六月讓受

小西屋利左衛門

一、萬町家持

遠州屋品
吉後見

伴 七

一、室町二丁目久兵衛地借

京屋彌兵衛
店支配人

榮 吉

一、馬喰町三丁目家主

能登屋 幸藏

一、堀江六軒町平吉地借

大和屋兼
三郎後見

藤 吉

一、田所町勘兵衛地借

西村屋久左衛門

一、新大坂町與兵衛地借

永岡屋佐右衛門

住吉町金兵衛地借

芳 兵衛

慶應元年四月讓受
廣屋儀三郎店支配人

一、馬喰町二丁目文七地借

美濃屋 佐助

一、小傳馬町三丁目伊右衛門地借

德力屋 佐兵衛

一、本銀町三丁目直吉地借

升屋 德兵衛

一、堀留町二丁目勘次郎地借

醒井屋 忠兵衛

一、通三丁目由兵衛地借

内田屋小右衛門

一、通一丁目家持

山崎屋伊右衛門

一、西河岸町嘉兵衛地借

玉川屋 源七

一、元大工町文吉地借

秋田屋 治兵衛

一、本材木町三丁目和助地借

伊勢屋 喜兵衛

一、吳服町源藏地借

小池屋 源兵衛

一、通一丁目家持

白木屋彦太
郎店支配人

庄 兵衛

一、上槇町家持

小川屋 西之助

一、佐内町家持

和泉屋 甚兵衛

一、堺町清三郎地借

加島屋 彌兵衛

一、箱崎町一丁目政次郎地借

伊勢屋 清兵衛

一、小舟町二丁目和右衛門地借

伊助店
支配人

半 兵 衛

一、本材木町三丁目利兵衛地借

三 郎 兵 衛

一、伊勢町二十五番地借地

青柳與三郎

一、堀江町二丁目重兵衛地借

越前屋 清次郎

一、伊勢町清助地借

布屋治右衛門

一、本町三丁目鐵次郎地借

奥州屋福
三郎後見

三 五 郎

一、通四丁目五人組持地借

和泉屋 和 助

一、堀留町二丁目家持

吟次郎店
支配人

德 兵 衛

一、新和泉町北側清兵衛地借

小館屋 喜三郎

安政三年
八月讓受

伊東屋 新兵衛

一、本兩替町家持

米屋 佐次兵衛

一、南茅場町家持

一、本兩替町家持

永岡儀兵衛

一、伊勢町治兵衛地借

田 中 金 六

嘉藏店
支配人

一、室町一丁目五番地借

祐 七

一、大傳馬一丁目又七地借

大黒屋治郎兵衛

一、高砂町彦三郎地借

伊勢屋 喜平次

一、本船町五人組持地借

大黒屋 吉兵衛

一、室町一丁目武兵衛地借

綿屋 文七

一、元四日市町林藏地借

勝田屋 善 藏

一、新和泉町北側家主

東國屋 文次郎

一、本船町又兵衛地借

清 兵 衛

一、吳服町茂吉地借忠次郎方同居

岩田屋 安兵衛

一、小網町三丁目愛次郎地借

松 屋 忠 藏

一、小舟三丁目定吉地借

和泉屋 忠次郎

一、安田屋 善次郎

安田屋 善次郎

一、品川町五人組持地借

置村屋多助
店預り人

喜兵衛

一、芳町十一番借地

萬屋利兵衛

一、難波町裏河岸家主

山城屋 倉造

一、小傳馬町三丁目茂助地借

柳屋 彌三郎

一、通四丁目一番借地

宮澤儀兵衛同居

中島 善助

二番組

二番組

一、北鞘町幸右衛門地借

近江屋 平兵衛

慶應三年
三月讓受

一、本船町忠藏地借

布袋屋 榮次郎

一、品川町裏河岸長八地借

眞宜屋 長兵衛

一、北新堀町金六地借

伊勢屋平右衛門

一、箱崎町二丁目次郎右衛門地借

加島屋 半七

相模屋金藏後見

藤 吉

一、堀江町一丁目重右衛門地借

鐵屋 小兵衛

一、小舟町二丁目新七地借

丸屋 三郎兵衛

一、堀江町四丁目家主

紅屋 萬兵衛

一、箱崎町一丁目庄兵衛地借

近江屋 清兵衛

一、同 町文七地借儀助方同居

清 之 助

一、難波町伊右衛門地借

小西屋 重兵衛

一、同 町小兵衛地借

江口屋 兵助

一、北新堀町太兵衛地借

山田屋 定七

一、小舟町三丁目政次郎地借

龜屋 清兵衛

一、小網町二丁目豐七地借

葛屋 宇八

一、西河岸町多七地借

半 兵 衛

一、小網町一丁目家主

三河屋 久兵衛

同 二丁目平吉地借

慶應二年
四月讓受

日野屋 重兵衛

一、堀江町三丁目重右衛門地借

鈴木屋 平吉

一、小舟町二丁目五兵衛地借

定 七

一、難波町裏河岸與兵衛地借

島屋 常八

四番組

一、北新堀町家持

常之助

一、堀江町三丁目藤兵衛地借

定七

一、箱崎町一丁目文七地借

本屋清兵衛

一、小舟町三丁目市三郎地借

歌女屋 千之助

一、同 町二丁目市右衛門地借

大和屋 市藏

一、小網町仲町百兵衛地借

伊勢屋六左衛門

一、同 二丁目四番借地

藤田貞兵衛

一、小網町二丁目十六番借地

井筒屋佐右衛門

一、小傳馬上町代地清兵衛地借

萬吉

ざん後見

五番組

一、本石町一丁目清藏地借

布袋屋 安兵衛

一、同 町與兵衛地借

大坂屋市郎兵衛

一、同 町作兵衛地借

伊勢屋 嘉兵衛

一、本町一丁目傳三郎地借

小熊屋 龜造

六番組

一、北鞘町友右衛門地借

蒲島屋 嘉兵衛

一、本石町二丁目重右衛門地借

太田屋權右衛門

一、本町三丁目金兵衛地借

秋山屋 嘉七

六番組

一、小傳馬町三丁目由兵衛地借

市郎兵衛方同居

鐵屋 彌助

一、小傳馬町三丁目由兵衛地借

鐵屋 市郎兵衛

一、龜井町三右衛門地借

池田屋 小兵衛

慶應二年十月廿讓受

三河屋 萬吉

一、小傳馬町三丁目喜右衛門地借

慶應四年五月讓受

近江屋 定七

一、龜井町三番借地

三河屋 清三郎

一、小傳馬町二丁目十二番借地

松本福次郎

一、同 町三丁目廿番借地

鳥海市郎兵衛方同居

鳥海市次郎

八番組

一、瀬戸物町幸七地借

七六五

八番組

杉村屋 幸八

一、本銀町三丁目吉五郎地借

伊勢屋 與七

一、室町三丁目五人組持地借

伊勢屋 利兵衛

一、本小田原町一丁目家主

田原屋 庄三郎

一、室町一丁目七兵衛地借

油屋 半兵衛

一、同 町與吉店

次 兵 衛

一、小田原町一丁目文藏地借

埼玉屋 祐次郎

一、瀬戸物町庄三郎地借

田村屋 善次郎

一、同 町乙次郎地借

升屋 傳兵衛

一、大傳馬町二丁目平兵衛地借

坂本屋 又助

一、同 町久右衛門地借

伊勢屋 藤兵衛

一、品川町裏河岸利兵衛地借

長谷川屋 庄八

一、瀬戸物町幸七地借

杉村屋 幸太郎

一、本兩替町利兵衛地借

箱根屋 金兵衛

一、伊勢町徳右衛門地借

大黒屋 直七

一、通旅籠町茂兵衛地借

大丸屋正右衛門店支配人

安 五 郎

一、本銀町一丁目家持

中屋 治兵衛

一、同 町二丁目仁兵衛地借

大阪屋要藏店預人

儀 兵 衛

一、同 町作兵衛地借

下野屋 半兵衛

一、室町三丁目清兵衛地借

松屋 太兵衛

一、瀬戸物町家主

吉野屋五郎兵衛

一、堀留町二丁目清吉地借

五 兵 衛

一、本町三丁目甚藏地借

坂田屋 勘助

一、鐵砲町喜三郎地借

河内屋 半七

一、瀬戸物町庄三郎地借

市右衛門店預人

佐原屋 久兵衛

一、室町二丁目幸七地借

小田原屋 佐七

一、品川町裏河岸利兵衛地借

山形屋 彌兵衛

一、本町二丁目家主

中村屋 嘉助

一、本小田原町二丁目幸八地借

伊勢屋 庄七

一、本銀町四丁目清助地借

玉屋六兵衛

一、瀬戸物町安兵衛地借

伊勢屋源右衛門

一、室町二丁目又兵衛地借

玉澤屋 彌吉

一、伊勢町磯吉地借

富田屋 彦四郎

一、品川町裏河岸利兵衛地借

山形屋 惣八

一、本銀町一丁目萬次郎地借

越前屋 清兵衛

一、堀留町二丁目正三郎地借

鐵屋 彌助

一、本小田原町一丁目五人組持地借

德兵衛

一、鐵砲町磯次郎地借

與兵衛

一、室町三丁目彌吉地借

伊勢屋善右衛門

一、鐵砲町傳右衛門地借

河内屋 伊兵衛

一、伊勢町平吉地借

河内屋善右衛門

一、大傳馬鹽町平助地借

松屋新兵衛

一、伊勢町市兵衛地借

北島屋 嘉助

一、本町二丁目嘉兵衛地借

文右衛門

一、堀留町二丁目勘次郎地借忠兵衛方同居

醒井屋 音藏

一、新材木町儀太郎地借

若松屋久右衛門

一、小傳馬町二丁目八番地所

勘兵衛借地 柏屋 吉兵衛

一、通旅籠町萬右衛門店

伊豆屋 仙藏

一、大傳馬鹽町平助地借

大倉屋 重兵衛

一、本町三丁目十二番借地

八木善助
店預り人

森川銀之助

一、通旅籠町十五番借地

中屋善兵衛

一、本石町四丁目十一番借地

牧野 佐七

一、本船町百三十九番借地

菱川 兵助

一、本町三丁目十五番借地

伊勢屋 亥之助

一、同町一番借地

吉野銀之助

一、堀留町二丁目九番借地

島田源兵衛